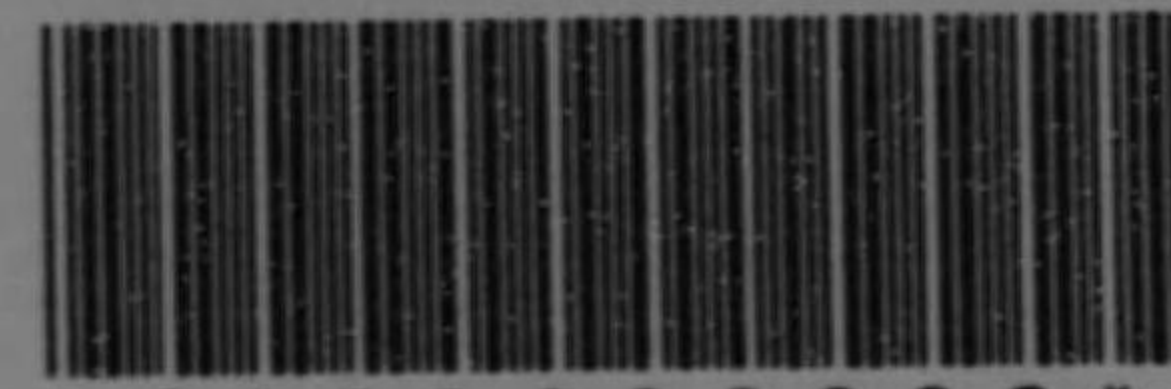


600  
119



\*0009992000\*

0009992-000

600-119

外交余録


石井菊次郎・著

岩波書店

昭和5

ABJ

here 2/10/12



正8M50



外交餘錄

石井菊次郎著



著  
者  
肖  
像

## 序 言

約四十年に亙る外交官生活を通じて我輩は執務中の所感及公餘研窮の結果を隨時抄録し來つた。頃ろ閑を得て之を筐底より取り出し、之を成るべく現狀に副はしむる程度に補足し、之を分類し、順序立て、猶ほ之に二三其後の問題を附加したるものが本書である。

我輩が親しく見聞し、若くは參劃したる外交事件の中で後世歴史の資料たり得べきものは我輩の特に手記存稿を努め來つた所である。夫れ等を回想録として編輯することが元來我輩の主たる老後事業とする所であるが、夫は自ら浩瀚に亙り、且今日之が發表を許さざる事情の下に在るものが鮮くないので、已むなく之を他日に期し、茲には其の前菜として、差支なき範圍の事項のみを採り、之に卑見を附して敢て江湖の教を請ふこととした。

外交の職を退き歸朝して見ると、震災のままに放棄し置きたる茅屋は大修繕を要し、參考書たり得べき圖書は散亂破綻して容易に搜索閱覽すべくもなき状態であつた。已を得ず自己の記憶と保存書類の一部のみに依り、兎も角も綴り合はせたる本書が、註釋に於ても將た引證に於ても、

粗笨を免れざるものあることは我輩の万々自認する所、幸に江湖の教示を得ば自分の繼續的考査の結果と併せて他日校訂増補を試むる積りである。

昭和五年三月十日

於南總長者町 石井菊次郎記

# 外交餘録

## 目次

第一編 日本外交概念……………一

第一章 日本歴史の教訓……………一

第一節 國防の二大憂患……………一

  遣唐使前後の外交 我國の安全に對する不斷の憂患……………一

  一、北方の邊防……………三

    蝦夷征伐 肅慎入寇……………三

  二、西南の邊防……………四

    熊襲の亂 神功皇后の三韓征伐 刀伊入寇 弘安役 北條時宗豪雄 マルコ、ポロ旅行記……………四

    日本亞米利加を世界に紹介す……………五

第二節 歴史の教訓に基く我國防線……………一

  我國の安全保障……………一

目次……………一

第二章 浦賀談判より義和團騒動まで

第一節 明治外交殺風景に始まる

征韓論 臺灣征伐 琉球問題 條約改正談判

第二節 居留地外交と條約改正

居留地外交 領事裁判制度の害毒 隱忍三十年法權を回復す 稅權回復更に十五年を要せり

第三節 日清戰役と三國干涉

三國干涉は青天霹靂 臥薪嘗膽

第四節 獨逸と三國干涉

獨逸が干涉を欲したる理由 青木子爵の觀察 ビスマルク公の露國觀 露國東使病獨佛に感染す 英國の態度 魚心と水心

第五節 拳匪の亂と北京議定書

通譯官會議 公使會議 外交團陸戰隊を招致す 日本第五師團の活躍 滿朝西安蒙塵 賠償問題 日本代表の皮切り 救授貢獻と賠償額との不權衡 獅子の分け前 日本の無經驗、列國の古狸

第六節 英獨協商、日本加入

英獨協商は日英同盟の前驅 日本の協商加入 エツカアドスタイン男勳く ビユウロウ公の放言 獨逸の態度に對する三疑點 英獨協商に引導を渡す

第三章 日英同盟

第一節 日英國民性

日英同盟は理想的 約束遵守は兩國國民性の特徴

第二節 日英同盟の發端

列國角逐の形勢 林董公使の飛電

第三節 エツカアドスタイン男奔走の動機

「エ」男はカイゼルの廻はし者 獨逸の陰謀 陰謀の成功

第四節 同盟交渉と伊藤侯

葉山の會談 伊藤侯去就に惑ふ 小村外相の自由なる立場 伊藤侯訪露後伯林より意見を電送す 日露協調派 日英同盟派 帝國外交分水嶺に立つ 明治大帝の親裁

第五節 第一回同盟協約

一、協定發表、獨逸の態度 伊侯對獨觀の誤

二、協約の説明

清帝國と清國

第六節 第二回同盟協約



第二回同盟の新基礎

第七節 第三回同盟協約……………六六

世界政局の變轉　グレキ卿のディレンマ　小村侯の粹外交

第八節 日英同盟の廢棄……………七三

日英同盟太平洋に水葬せらる　第三回同盟は日本に取り床の飾物

第四章 日露講和と樺太問題……………七五

第一節 露國武斷派の跋扈……………七五

露國武斷派の權頭と文治派の退嬰　英獨協商に振り向きもせず　日英同盟に頼着せず　ベソブラソフ氏武斷派と結托

第二節 日露談判開始、決裂、開戦……………七七

露國劍幕　談判破裂　獨逸の注文

第三節 ポウツマス講和……………八〇

一、樺太割讓と償金……………八〇

會議の二暗礁　ルウズヴェルト大統領の斡旋　露帝と米大使の會見

二、露帝の心底圖らず我耳に入る……………八三

樺太南半我有に歸す　平和克復……………八三

三、講和騒動……………八四

人生寸前暗黒　露國側　日本側　講和騒動の起因

四、講和批評……………八五

講和主唱は兒玉大將　山本海相(權兵衛伯)　談判破裂したら

五、ルウズヴェルト大統領の本領……………八八

日本に償金斷念を、露國に樺太割讓を慫慂す　「ル」氏が在露大使の電報を秘せる魂膽

第四節 樺太問題の由來……………九〇

露國樺太探險　日本の先鞭　最上徳内　間宮林藏　日露の樺太談判　幕府は北緯五十度説を提議す

第五章 世界大戦中の我外交……………九四

第一節 世界大戦に到る迄……………九四

日韓併合の絶對必要　支那領土保全の必要　日本の對英米佛露態度　日本の對獨態度　獨逸横暴　サラエゴの悲劇　日本の果斷

第二節 對支外交……………一〇〇

一、支那の領土保全と門戸開放……………一〇〇

列國態度の内幕

二、東三省及山東省還附は歴史に前例なき義舉……………一〇一

目次……………五

領土保全の實行 天秤の兩端 日本之要求攷しき所なし 手段の巧拙は別問題  
三、袁世凱の帝政畫策 109

帝制は喜劇 亂世の奸雄の馬脚 内政不干渉 極東危機 極東平和維持日本の双肩に懸る 日本  
の特殊利益 帝政延期勸告 唐繼堯、雲貴に獨立を宣す

第三節 倫敦宣言と單獨不講和

一、倫敦宣言の成立 113

日本外交宜に適し大國の地位を占む 論宣言加入の必要 加藤外相宣言加入論を拒む 講和會議に於ける帝國の地位

二、宣言加入と帝國議會 113

樞密院及帝國議會 列國會議の慣例 維也納會議 議會の反對は政争に基因す

第四節 日露新協約

露國の單獨不講和を危ぶむ 露國の單獨講和噴止策 露國に兵器彈藥供給 露の後顧の憂を除く  
日露新協約成立 露國單獨講和 116

第六章 支那に於ける日本の特殊利益

第一節 日本の特殊利益の由來

支那分割の形勢 日清の關係廢商輔車 英國率先我特殊利益を承認す 日露協約と日佛協約 123

第二節 日米共同宣言

一、我政府米國に戰使を派遣す 125

先づウィルソン大統領と談ず 勢力範圍の撤廢問題

二、日米交渉 129

訓令來らずして國務卿と交渉を開始 紐育歡迎は絶好機會 交渉再開 日米協商成立

三、談判の障礙 134

ランシング氏の態度 勢力範圍に對する未練

四、日本の特殊利益に關するランシング氏の解釋 135

米國上院に於けるランシング氏の言明 支那に於ける特殊利益の發端濫觴 貿易と接壤關係とは往々沒

交渉

五、支那に有する日本の特殊利益の根本要義 136

特殊利益とは如何なる物ぞ 支那留學生騒ぎ

第三節 日米共同宣言の廢止と我特殊利益

宣言廢止は寢耳に水 宣言廢止は無意味 141

第七章 國際聯盟

第一節 新歐羅巴と新世界

新歐羅巴の誕生 新世界の發現 チェネバの空氣 大正天皇の勅諭

第二節 聯盟の發達及現狀……………一六九

    聯盟五十四ヶ國    聯盟總會    理事會

第三節 總會と理事會……………一七三

    一、總會と理事會との關係……………一七三

        總會及理事會は聯盟の兩翼兩輪    總會と理事會との分業

    二、聯盟總會と軍備制限問題……………一七六

        相互援助條約案

    三、壽府平和議定書……………一七七

        マクドナルドとエリオ    一氣世界平和の大憲章を作らんとす    理事會員の秘密會    議定書は死セリヤ

    四、聯盟理事會……………一八四

        理事會は世界の治者    創立時代の理事會

    五、上部シレジャ問題……………一八七

        最高會議魁を投ぐ    理事會に於ける圓滿解決

    六、理事會組織問題……………一八九

        常任理事多數の原則    理事會の發議及先議權    小國側の壓迫    非常任理事國二個國の増加    西班牙  
        ブラジル    波蘭    白耳義    一九二六年臨時總會    獨逸聯盟加入    西班牙ブラジル聯盟脫退    理事會組織特別委員會

    七、大國が紛争國たる場合の理事會……………二〇〇

コルフウ事件    ムッスル定境問題……………二〇一

第四節 最高平和機關としての國際聯盟……………二〇一

    幾多の戦争を未發に防遏す    世界大戰の豫防可能性    聯盟の國際仲介    聯盟は外交の清算所

第五節 常設國際司法裁判所……………二〇六

    判事の選舉    終審裁判    我學界の覺醒を祈る    裁判所の本質    諮問機關としての裁判所

第六節 聯盟事務局……………二一一

    ドラモンドとゲンツ    聯盟の忠僕

第八章 軍備制限問題……………二二五

    第一節 戦争來の危険率……………二二五

        日本軍費の高率    軍備縮小は戦争熱冷却の特效劑    國際聯盟規約の禁制外の戦争    戦争危険率輕微

    第二節 陸空及海軍軍備の制限……………二三六

        佛國の主張は理論に偏す    陸軍及空軍の縮小は他國に多大の安全感を與へず    海軍縮小の實效

    第三節 海軍軍備制限會議……………二三九

        華盛頓會議    チェネバ會議    米國の主張    英國の主張    日本の主張    倫敦會議

    第四節 海戦法規制定問題……………二四九

        海戦法規は英米間一世紀に互る争議    ハウス大佐の言説    聯盟規約第十六條    聯盟廢除は中立權

を認めず 海戦法規の不確定 巴里宣言の四原則 交戦國本位の主張 中立國本位の主張  
ラア氏が米國上院に提出せる決議案 海戦法規法典化國際會議 英國前海相ウキームス大將

第九章 仲裁裁判

第一節 國際平和の三位一體

エリオ氏の名言 仲裁裁判制度の新現象 大小國各未練を有す 我國が仲裁裁判を嫌忌したる動機  
大に仲裁裁判を歓迎すべし

第二節 仲裁に付託し得べき紛争

一、法律問題と政治問題

緊切利益と國家の名譽 愛國勳功の時代感 決闘と戦争 ロカルノ條約

二、安全保障仲裁裁判委員會建議

委員會の着眼妥當 仲裁裁判の模範條約案

三、聯盟理事會勸告の權威

聯盟の背後に五十餘ヶ國十五億餘の世界公民あり 理事會勸告は事實上終審裁判

四、義務的總括仲裁裁判は時期尙早

ウィルソン理想中毒 各國何れも仲裁裁判に託し能はずとする問題を有す

第三節 國際法法典編纂

一、米國の不戰條約期成同盟團體

米國新團體の主張 米國の聯盟提携論者 米國聯盟加入暫く絶望

二、平時國際公法の法典化

ボラア氏決議案 聯盟の試みたる小規模の法典編纂 國際法法典化と國際會議 世界平和の樹立は

各國の互助提携に依る

第四節 常設國際司法裁判所に對する應訴義務

第十章 不戰條約問題

第一節 米國政府提案

佛米間の閑問題一躍大國間の實際問題となる 戦争拋棄條約

第二節 不戰條約批判

一、不戰條約は豐年の穀物の如し

前代未聞の盛事

二、仲裁裁判條約を離れたる不戰條約の孤立

不戰條約と仲裁條約は双生児 モンロウ主義問題佛米新仲裁條約より除外せらる 不戰條約孤立は恐

るべき結果を醸す

三、條約違反國に對する制裁

第三節 「人民の名に於て」

一、憲法抵觸

姑息の釋明却て反對を招く 看過派と留保附批准派

二、米國に於ける不戰條約期成同盟……………二九六

同盟團體の二信條 制裁は條約の自殺を意味すとの主張 和戰問題は人民親政事項たりとの主張……………

佛國外相米國人民に提議す……………

三、レフエレンダム制度……………三〇一

人民親政の三方法 ソウスベリー侯とレフエレンダム 米西戦争は奸商悪宣傳の結果 和戰問題は……………

人民親政に適せず 金融無缺の我國體……………三〇六

四、沿革に依る自然解釋……………

第四節 不戰條約批准……………三〇九

角を矯めて牛を殺す勿れ 留保附批准の効果……………

附言 立博士に關ゆ……………三二〇

第十一章 日本の國體と外交方針……………三二七

第一節 國體……………三二七

世界獨特の我國體 道徳と清廢 足利義滿國體を損ず ウイルソンの一言獨逸を共和國と爲す……………

ウイルソン伊太利人民に激す 不戰條約中の「人民の名に於て」 明治二十二年の外入法官問題……………

他國の國體を破壊する運動……………

第二節 日本の外交方針……………三三三

國際平和は明治大帝以來の傳統 世界の大概に依る 自國の權益を適應なく主張し他國の權益を快く……………

尊重せよ 文武兩全 仲裁裁判及軍備制限の兩問題解決に不斷の努力を捧げよ 國際人口乃至人種……………

問題の解決 帝國外交前途洋々……………

### 第二編 外交私觀……………三三九

第一章 歴史は繰返す……………三三九

外交家に要する資格 歴史は外交の指南車 坪井博士の説 歴史が繰返さるる理由 露の單獨……………

講和を愛ふ エドワード、グレキ卿と會談 プレスト、リトフスク講和 獨逸の誤算……………

第二章 先見の明……………三四四

百年の長計は漢學中毒者の發言 ビスマルク公の長所 大策遂に獨逸を誤る 英國外交の特長……………

歴史は先見失敗の過去帳 普埃戦争とナポレオン三世 日清戦争 日露戦争 討幕の師 英國……………

と三國干涉 世界大戰 外交の模範 ロイド、デウチ外交 暗夜燈なく歩む外交 バアクス……………

氏 ラビツス氏……………

第三章 經綸と折衝……………三五七

經綸外交家と折衝外交家 カウニツツ公 メッテルニツヒ公 タレイラン公 ビスマルク公……………

三國同盟成立の秘計 獨逸統一の苦心 ビアリツツ會見 東洋外交家 李鴻章 我國民と外交……………

小村壽太郎侯 加藤高明伯……………

第四章 文武兩道……………三六六

軍人跋扈の淫靡 國民の雅量と軍人の自制心 武斷政治露國を危ふす ビスマルク獨逸軍閥を押ふ……………

軍人敗寇終に獨逸帝國を亡ぼす 米國の特長 英國國民の雅量と英軍人の自制 明治大帝の文武兩全  
 寺内内閣の軍閥政治 原内閣の跡始末 佛國の文武權衡 佛國人の理想 武は内を守り文は外に  
 輝く スバルタとアゼンス 希臘の教訓 治に居て亂を忘るる勿れ

第五章 國際同盟……………三七八

第一節 同盟の要素……………三七八

同盟の要諦存す 同盟の定義

第二節 同盟の本體……………三八二

同盟は商事組合の如し 歐洲大陸の同盟觀 英國の同盟觀 同盟國間の外交

第三節 同盟義務の履行……………三八六

一、同盟義務不履行の危險……………三八七

最善なる同盟條約とは締約國双方が誠實に義務を履行するものを言ふ

二、七年戦争及世界大戰の前列……………三八八

カウニッツ公の大策 露國背約 プレスト、リトフスク單獨講和條約 三國同盟と伊太利

三、マキアヴェリスム……………三九二

マキアヴェリスムの論法……………三九三

四、防衛同盟に附隨する不安分子……………三九三

防衛戦争の定義 同盟義務は詳細列擧するを得ず 同盟の不安を除く三則 ビスマルク一夫多妻政

策 同盟の二重賣り……………四〇一

五、變體同盟……………四〇一

時勢は變體同盟を生む

第六章 外交と宣傳……………四〇三

第一節 宣傳外交……………四〇三

宣傳流行 主動宣傳と受動宣傳

第二節 宣傳運動の由來……………四〇四

宣傳は我國の短所 舊日本に宣傳なし 政治は秘密を旨とす 支那は古來の宣傳國 支那に於て

戦争の勝敗の決は宣傳の巧拙に在り 歐洲に於ける宣傳 米國宣傳の新機軸 我國宣傳の本案は米

國

第三節 外交宣傳……………四〇六

フレデリック大王初めて宣傳外交を行ふ アンチ、マキアヴェリスム 「フ」王と文豪ヴォルテイル

ビスマルク公の宣傳外交 秘書一人を用ひて見事に成功 外交の宣傳は上局の直轄事項 世界大戰

と宣傳外交 アバス、ロイテル、ウルフ 獨逸廢帝宣傳に耽る 黃禍説

第四節 霞ヶ關の情報部……………四一四

宣傳の常弊 對外宣傳と對内宣傳 桂公と蘇峰氏

第五節 宣傳外交の將來……………四一八

ルウト氏宣傳を排す 國際聯盟を通じての宣傳

第七章 舊式外交と新式外交……………四三二

新式外交とは何ぞ 過去の外交 専門外交官漸く日陰に廻る 大戦後の會議外交 ウイルソン  
の公開外交 秘密は外交の附き物 國際聯盟新式外交を生む 外交發達の道程 新式外交と外國  
語修養の必要 外國語は我國民の大缺點 ビスマルクの矯言

第八章 外交會議……………四四二

第一節 會議外交の流行……………四四二

會議外交の新現象を歓迎す 國際聯盟の努力 外交會議の幹部と書記局 一九二四年倫敦最高會議  
歐洲復興に關するゼノア會議 新式外交と會議外交

第二節 ヴェルサイユ平和會議……………四五〇

一、會議の二大潮流……………四五〇  
佛國外交の早手廻し 佛國考案とウイルソン大統領 ウイルソン氏新主義の爲め單騎奮闘す 空前  
絶後の偉觀 龍虎の争ひ 「ウ」大統領英と争ひ伊と戦ふ ウイルソン氏の二弱點  
二、四頭會議……………四五七  
我全權巨頭會議に與らず 維也納會議に於けるタレイラン公 平和會議に於ける日本の地位 最高  
軍事會議の沿革 四頭會議割込運動の可否 主要聯合國の眞意義 山東問題と對獨賠償問題

三、日本の深癥と日本代表の苦境……………四六四

日本の神經過敏 日本代表の權限過少

第九章 會議の専門委員……………四六七

財政委員 軍事委員 ソウスベリイ侯の箴言 近時戦争は六個月を最長期とする説 専門家かぶ  
れとなる勿れ 法律顧問 ルノウ博士とシドネイ事件

第十章 人口論、人種問題……………四七七

第一節 人口問題概観……………四七七

マルサス悲觀論 ラベンスタイン プリアルモン ルロア、ボウリウ ベルトロウ スペンサ  
ア 新マルサス派 産兒制限黙許案英國上院を通過す

第二節 日本の人口問題……………四八六

世界人口稠密國 列國可耕地面積 我國人口の將來

第三節 世界人口の將來……………四九四

マルサス新派宣傳の中毒 佛國衛生不備 結婚率減退 英國出生率五十年に半減す 希臘羅馬の  
衰亡 五十年後の世界人口豫測 ストッダアド氏の豫測 イイスト氏豫測

第四節 國際移民及人種問題……………五〇六

一、移民問題……………五〇六

目次

一八

移動は人類固有性 去國と入國の自由 米支條約 米國勞働組合 勞働者壓制に苦む米國 支  
 那入排斥法 勞働問題一轉入種問題と化す

二、人種問題 米國に於ける人種問題 人種改良論者 差別待遇問題 階級争闘 米國排斥外  
 國人の廻り番

三、東西文明の接觸、有色人種の擡頭 先進殖民國の見地 太陽不没の英國海  
 後進民族の覺醒と解放運動 日本は彼等の盟主に擬せらる 東西文明の接觸より來る日米對抗とは無實の宣傳 日  
 外領土 米國果して西洋文明の前衛たるか 米戰爭はドンキホテの夢 チャムピオン亡國 アンダロサクソン人の異人種嫌ひ 皮肉の因縁  
 移民乃至人種問題の解決 先進國の宏量と後進民族の陰忍

目次終

五七

# 外交餘録

## 第一編 日本外交概念

### 第一章 日本歴史の教訓

#### 第一節 國防の二大憂患



我國の外交は徳川幕府の末年に當り米國政府から軍艦を以て開國通商を迫られたるに始まつたと謂ふべからう。尤も朝鮮とは今を去る約二千年前の任那府設置前より引續き一種の外交はあつたに相違ない。又支那とは隋唐時代から使節の交換も時々行はれ、殊に我方からは遣隋使遣唐使及數多の留學生を送つたことであるから是れ亦一種の修交關係はあつたと謂へる。遣隋使小野妹子が捧帶したる推古天皇の國書には「日出づる處の天子書を日没する所の天子に致す」と冒頭して對等の禮を行はれたのであるが、我派遣員は支那の文物に眩惑して他の朝貢國の使節の



遣唐使前  
後の外交

如く自ら外臣呼はりをしたものだから、左なきだに唯我獨尊の支那官民をして我國をも其の朝貢國の一に算入せしめたるの觀があり、終には彼我對等の國交とは言ひ難き嫌があつた。單り當時の我使節のみならず、後年足利義滿に至つては唐宋の文物に魄を奪はれ、遂に明帝より日本國王の封冊を甘受したるなど忌はしき事もあつた。然し此等は皇室と没交渉の事で、固より勅許を得たるものではなかつた。此等一時的の現象を外にしては神功皇后の三韓征伐、北條時宗の元寇撃退、豊臣秀吉の朝鮮遠征を通じて我國は毅然たる極東の獨立帝國たる抱負と態度とを一貫し來つたのである。但し隣邦支那及朝鮮に對する外交と言ふも時に一片の修交儀令を換はしたるに過ぎずして、要するにベエリイ提督の浦賀訪問以前には我國に眞面目なる外交は無かつたと謂ふて然るべき有様であつた。

我國の安  
全に對す  
る不斷の  
憂患

然らば我國開港以前の歴史は我外交の沿革と全然没交渉なりと謂ふべきやと問はば大に然らずである。歴史を通覽するに、我國には國防上の二大憂患があつて、而も其の憂患は往古より我國に付き纏ひて離れず、我國は絶えず此問題に悩まされ、終には我國民をして「國家の存亡は懸つて此問題の解決如何に在り」との深き觀念を懐かしむるに至つたのである。随つてこの國防上の脅威は我外交上に至大の影響を及ぼして居るのである。開港以來六十年間の我外交方針は主とし

て其の歴史的脅威の排除に在つた。日清戦争は之が爲に起り、日英同盟も之が爲に結ばれ、日露戦争も亦之が爲に斷行せられたのであつた。

### 一 北方の邊防

其の一は北方の邊防である。蓋し日本武尊の東北征伐は大體に於て功を擧げた様であつたが、北邊の蝦夷は猶も時に不順の行動に出て、敢て邊境を犯すことも屢次であつた。阿部の比羅夫が越の國守として蝦夷の大征伐を行った時は、二百艘にも上る舟師を率ひたと云ふ（齊明天皇四年西曆六五八年）から當時として隨分大仕掛な遠征であつたに相違ない。而も征軍が引くと間もなく再び擡頭する所より見れば、謂ゆる蝦夷なるものの奥の巢窟は何れの邊であつたか分らないが、今の沿海州やウツソリ地方と多少の聯絡はあつたものらしい。阿部の比羅夫は蝦夷を嚮導として肅慎を討つたと古代史にある。肅慎は蓋しギリアック、トングウスに屬する蕃族で沿海州及樺太を根據として居つたのであらう。當時肅慎は海を越えて樺太南部より北海道の中邊まで侵入し來つたものか。近來小樽で發掘せられた巖石には肅慎語を以て「我勝つて此地に到る」との意味が刻印せられて在ると云ふ。兎も角蝦夷の亂が單純なる内亂のみでなかつた事だけは疑なき所であ

肅慎入寇

らう。比羅夫の後約百五十年経つて桓武天皇は坂上田村麿を征夷大將軍とし、今度こそは賊の巢窟を衝き蝦夷も遂に平いた（桓武帝延暦二〇年西暦八〇二年）と歴史には見ゆるが、次で復た騒亂が續發した所より推すに仲々鎮定に歸したのではなかつたらしい。此北邊の憂患が根本的に解決せられたのは、明治三十八年日露戦役に次ぐポウツマス平和條約に依り樺太南半の割讓を得て、我北門の防備が完成したる時であつた。

## 二 西南の邊防

熊襲の亂

其の二は西南の邊防である。此方面に於ける國患は北邊の夫に比して遙かに遠大で而も頻繁であつたから歴史にも事態は略ぼ明瞭となつて居る。

(一) 神功皇后三韓征伐。皇朝確立して數百年、未だ朝命に順はざるもの北に蝦夷あり、西南に熊襲があつた。殊に熊襲は北は三韓特に新羅と結托して其の後援を頼み、西は支那（後漢）と通じ居りたる形跡ありて、宛然獨立國たらんとする觀があつた。大和の朝廷は幾度か征討の師を向けたが、頑強に抵抗して屈服するに至らなかつた。朝廷終に熊襲の禍根は朝鮮南端に覇を争ひつつある三韓に在るを看破し、此禍根を斷たざる限り熊襲を降服せしむること能はずと爲し、茲に

神功皇后  
の三韓征  
伐

大々の準備を整へ三韓征伐の壯舉に出られたのが神功皇后であつた。我北征の艦船海を蔽ふて殺到するや新羅王は一堪りもなく出でて降參し、百濟、高麗相次で降り三韓は我國に屬することとなつた。神功皇后が鎮將を置いて凱旋遊ばされたのは實に神武天皇紀元八六〇年（西暦二〇〇年）、頃の事であつた。是より先き約二百年崇神帝は新羅の侵略を受けたる辨韓の請を容れ、任那に日本府を置き鎮將を彼地に駐屯せしめたのであるから、神功皇后の三韓征伐は前代未聞と謂ふにはあらざるも、兎も角此舉は我國が一衣帯水の外に在つて我に禍するものを、無限に寛假するが如き優柔國ではないと云ふことを斷乎として天下に立證せる一大雄舉と視るべきである。

刀伊入寇

(二) 刀伊即ち女眞の入寇。後一條天皇の寛仁三年（西暦一〇一九年）支那東北蕃族の一たる女眞は高麗と聯合し戰艦五十餘隻を以て、何等の豫告又は交渉なくして我對馬壹岐に攻め寄せ、島民を殺戮劫掠し、入寇軍は勝に乗じて筑前に進み到る所奪掠虐殺を擅にした。九州各地に散在せる防備隊は太宰府を中心として辛くも之を擊退するを得たのであつた。世に刀伊の入寇とは此亂の事である。

弘安役

(三) 蒙古襲來（弘安役）。我日本に在りては一面京都に於て月卿雲客は閑夢に耽り、他面鎌倉を初め地方に在つては文弱の反動として尙武の氣運擡頭し來り謂ゆる大和魂或は武士道の發芽を

見つありたる際、一衣帯水の亞細亞大陸に於ては古今未曾有の大變動が起つた。

黒龍江の上流オノン河畔に蹶起したる成吉思汗が、驚天動地の活躍に依り瞬く間に南下して文弱の宋を滅ぼし、元朝を支那に建立したるは我朝一八六六年（西曆一二〇六年）即ち頼朝の死後十数年の事であつた。成吉思汗は固より亞細亞の一隅を兼併したりとて之に満足するものではなかつた。天山を越え、バミイルを過ぎ、波斯を併せて歐洲に討ち入り、終に北歐露西亞に到りて茲に韃靼朝二百年の祖業を打ち建てた。其子忽必烈が父業を全うして元の世祖となり濟まし、四隣を睨睥して見ると萬邦潮の如く競つて朝貢する中に、單り極東の一小島たる日本のみからは何の挨拶も音沙汰も聞かなかつたので不思議と思ふた、但しまさかに乃公を畏敬せざる故ではあるまい、世界の變局を知らないからの事だらうと呑んで掛つた。即ち高麗王を介して一書を我國に送らしめた。朕が祖宗天命を受けて四海を平らげ、遠近威を畏れ徳に懷くもの枚擧すべからず、現に高麗の如きも君民感戴來朝す。義は君臣なれども歡父子の如し。日本國の君臣も亦已に之を知るならん。高麗は朕の東藩なり、日本は高麗に接邇し開國以來時に中國に通じたるに、朕の時に至つて一乗の使者を派遣して和好を通ずる事すらなし。恐らくは日本は未だ時勢に審かならざる爲ならむ、故に特に使を遣はし朕が志を告げしむ。修交と用兵と孰れが好む所ぞ、日本國王夫

れ之を圖れ」との意を表し來つたのであつた。

所が當時の日本は忽必烈が想像した様な、世界の大勢を知らざるが故に圖らず缺禮に互つたと謂ふが如き迂濶者ではなかつた。京都では唐宋の文物を過度に輸入して殆んど消化しきれない有様であつたし、鎌倉でも泰時、時頼等の如きは宋の歸化人より聽きしか或は成吉思汗南下以來續續來朝せる亡命客より傳聞せるものなるか、大陸の出來事は一通り分かり居り、何時かは亂暴者を撃退せねばならぬ時機が來るべしとの覺悟もあつて、準備も一通りはして居つたのである。夫は兎も角前述の蒙古王の牒狀なるものは一讀して無禮極まる脅迫狀なること瞭然であつたから、太宰府を通じて之を受取りたる執權北條時宗は勿論、時宗より傳奏を受けたる朝廷も返牒を與へず、使者も其の儘追還された。此牒狀なるものの太宰府に着いたのは龜山天皇の文化五年（西曆一二六八年）一月であつて時宗は十八歳の壯年であつた。

翌文永六年より同十年に至る四年間、蒙古は我をして穩便に朝貢の實を擧げしめむと執拗にも猶數回使者を送つて來た。京都に於ては漸次軟風吹き出し、菅原長成をして答書を認めしめ、之を鎌倉に降したる様子で、其の後に於ても朝議は幾度か蒙古王に對する返牒を與ふるの態度を以て鎌倉に望んだのであつたが、鎌倉政府は蒙古牒狀の無禮なるを憤り、朝廷の文書を抑留し之を

送らずして止むだ。

文永十一年十月元將忽敦、洪茶丘、劉復亨は元軍一萬五千、高麗軍八千、戰艦九百隻を以て來襲し、對馬壹岐を屠り肥前諸島を掠め、遂に博多に迫り來つた。九州の守將大友、島津、少貳、菊地、赤星等殊死して戦つた。會々十月二十日の暴風雨あり敵艦多くは破碎し、溺死萬を超え餘は皆遁逃し去つた。之を文永の役と云ひ元寇の序幕であつたのである。

斯くて蒙古は一舉にして日本を席捲せんとしたるに、圖らずも大失敗を演じたる譯であつた。此一敗を以つて兵を弭めたとあつては歐亞に對する彼の面目丸潰れとなると見てか、復たも懲りずに杜世忠以下五名を長門に送り來つたのが文永役の翌年であつた。前年襲來の後の事として幕府は元使一行を鎌倉に廻はして悉く之を龍の口に斬つた。波斯王ダリユスが希臘に土地と水を求めた（降服勸告に當る）のに對しアゼンス、スバルタは其の使者を井戸に投じてこれ我が地面と水を與へる方法であると答へたのと誠に好一對である。

今は元主忽烈も騎虎の勢となり日本征伐省を新設して出來得る限りの準備を盡くし、高麗と力を合せて艦船の建造を大々的に進め、終に四個年の用意を遂げて弘安四年五月に至り雲霞の如く押し寄せて來た。元軍の一部は高麗軍を併せて忻都、洪茶丘、金方慶等統率の下に壹岐を攻め

次で筑前に迫る、總勢四萬戰艦九百隻と注せられた、然し此はほんの先發隊に過ぎなかつた。元の首部隊は范文虎、阿剌帖木兒等の下に十餘萬の軍と三千五百隻の艦船とであつた。

之に對し我國に於ては龜山天皇親しく石清水八幡宮に御祈禱遊ばされ、御自筆の宣旨を伊勢大廟に奉りて全國の士氣を鼓舞あらせられ、一方鎌倉側に於ては北條時宗豫て各方面の武士を集め京都大番の兵までも鎮西に派遣し、應急の準備に全力を挙げたのであるから、之方に極東未曾有の一大角闘が演出せられたる譯で、皇國の存亡は此一舉に懸つたのであつた。

兩軍の激戦は二個月に亘つた、前回と異り今回は敵軍筑前方面に上陸を試みて果さず、已むなく肥前の鷹島に占據したが、七月一日夜起りたる颱風は復も入寇艦船を覆没し、敵の將卒溺死するもの無數であつた。范文虎、忻都等幾かに身を以て免れたと云ふ。之を元の歴史に徵するも十萬の衆生きて還れるもの三人のみとあり、斯くて震天動地の忽烈の大舉は脆くも日本沿海の水底に葬り去られ、戦争は我國の光輝ある勝利を以て終りを告げたのであつた。龜山上皇が「四方の海、波をさまりて長閑なる、我が日の本に春は來にけり」と御製遊ばされた畏き叡慮は今猶史上に輝く所である。

我輩は好んで世界の歴史を涉獵したが、此元寇ほど大仕掛なる外征の計畫は他に其例がない様

北條時宗  
豪雄

に思はれると同時に、兄弟二人で事實世界を併呑して居つた忽必烈を向ふに廻はし、びくともしなかつた執權北條時宗の態度ほど豪雄慍悍、大膽不敵なるものを他に見出し得ない。往昔、波斯王の海陸大軍を引受けたる希臘アゼンスの態度でも、中古に於ける西班牙の有名なる大艦隊に對抗した英國人の態度でも、元寇に際會したる時宗の意氣と比較しては後に瞠若たるを免れないと思ふ。或意味に於て北條時宗は世界の一大偉人であつた。此偉人が同胞日本人より十分なる認識を受けて居らぬ觀ある事は遺憾とすべきである。

マルコ、  
ポロ旅行  
記

因に忽必烈の陣中に豫て彼に愛顧せられて居つた伊太利の冒險旅行家マルコ、ポロが居つた。彼が歸國してから編述したる紀行談中に我國に關して極東邊海に日本と云ふ國があり、小島國なれども其の宮殿社塔は悉く金を以て鑲められ、其富計り知るべからざるものがあるとの一節がある。此は恐らく忽必烈が日本征伐を決したる際、遠征を喜ばざる將卒をして日本に至らば掠奪の望ありとの慾念を起さしめ、因つて以て元氣よく出發せしむるための宣傳であつて、夫をマルコ、ポロが横聽きしたものであつたらうが、此宣傳は不思議な方面に不思議な効果を結んだ。と云ふのはマルコ、ポロの右の記事は伊太利人の好奇心を唆り、それに幾何くもなくして地中海諸國の航海業者の間に奇を好み新を競ふの氣運起り、印度航路の探檢を企つる者も出

日本亞米  
利加を世  
界に紹介  
す

て來りたる折柄、印度の先に支那と云ふ大國があり、又其の先にも無限の富を有する日本てふ國ありとの紀行談は會々勃興したる航海熱に一段の獎勵劑となつたと見える。彼のコロンブスは海の西方に何所までも邁進するに於ては先以て此の日本に達せなくてはならない譯である。一たび日本に着いてから、支那に、支那から印度に渡るが順路になる筈だとして取り、日本を目標として彼の遠征を企てたものと云ふことである。果して然りとせば弘安の元寇が動機となり米國が生れて來た譯である。即ち米國が日本を世界に紹介して呉れたより前に、日本が亞米利加を世界に紹介したのだとも謂へる。ペエリイ提督は北條時宗に御禮を返したことにちなる、歴史の因縁も亦奇なる哉である。

## 第二節 歴史の教訓に基く我國防線

以上北方より下れる肅愼の來襲と、西北より來れる三韓刀伊の侵入及蒙古の元寇とは我國古代歴史の三大涉外事件である。第一の肅愼來寇に就ては地理の關係上朝鮮は沒交渉であつたらうが、第二及第三の西北より來れる侵入は何れも或は朝鮮自身の行動か、或は其の手引に由る北方蕃族の襲撃であつた。即ち初めに三韓が熊襲に援助を供し朝命に抗せしめて已まなかつたから終に神

功皇后の三韓征伐となり、次で刀伊の亂に於ても元寇の時も朝鮮は常に強隣の手引をして我國來寇に加はつたのであつた。換言すれば北方には常に我國を窺竊する強敵があつて、絶えず我慮を衝かんと虎視眈々として居つた。東北の肅慎、西北の女真、靺鞨、契丹等種々の蒙古族や滿洲族が夫であつて、此等の強族は何れも朝鮮を先き棒として我國に事を構へ來たのである。朝鮮は自分が強き間は自力で我國に寇し、然らざるときは強隣の案内役として我國に襲來すると云ふ誠に厄介な國であつた。此の如く我日本は數百年に互り幾度か辛き經驗を嘗め、終に我國の安全を保障するには隣國たる朝鮮に眞正の意味に於ける獨立國たるの實力があつて我に親交を捧げるか、若くは彼に其の獨立を維持するの實力がないとすれば日韓併合に依つて我國防線を朝鮮に進め、外國の野心を其所で喰ひ止むるの必要に迫られた、否ずむば何時復た朝鮮が他國の手引をして我國に來寇するやも計られないから我國は永劫枕を高くして寝ることも出来ないことを痛感するに至つたのである。秀吉の朝鮮征伐、維新後の征韓論、明治二十七年の日清戦争、各當年の近因を異にしたるも、西北より來る我傳統的國患を永久に除去せんとする遠因に至つては始終變らざる所であつて何れも事が我國の安全保障の要點に觸れて居つたのである。

次で歐洲列強は支那の積弊に乗じ漸次其勢力を極東に及ぼすこととなつて、我國の對外政策は

我國の安  
全保障

圖らず茲に大なる衝動を受けた。從來西北より來れる歴史的憂患は俄然擴大せられ其脅威は頓に猛烈となつた。一八九六年即ち下の關條約締結の翌年に於て、露國は支那が我國に對抗するため露國の援助を欲するに乘じ、支那を説落して之と露清同盟密約を結び、其報酬の意味に於て西比利亞鐵道をして支那の黒龍吉林兩省を通過して浦鹽斯德に直通するを得せしむるの特權を支那より獲得した。茲に至り我國は滿洲蒙古蕃族に數十倍する強敵を朝鮮の手近に迎ふるの破目に置かれたのであつた。超えて二年以内に支那は更に膠州灣を獨逸に、旅順大連を露國に貸租したるのみか、露國は其東支鐵道の一地點より南下して旅順大連に接続すべき鐵道及、西は營口に通じ東は朝鮮境に至る枝線の敷設權までも獲得した。斯くて我を窺ふものは最早朝鮮を經由して來襲するの手敷を要せず、海路直ちに我に肉薄し得るの素地を得たのであつた。旅順或は青島より一二晝夜にして我本土に迫らるるに至つて我國防は舊に幾倍するの危殆に直面することとなつたのである、況や我を窺ふ新敵は昔日の肅慎靺鞨の類にあらず、世界の最強國にして而も最野心國たる露西亞と獨逸となつた。左なきだに三國干涉に因つて臥薪嘗膽を誓ひたる我國民は、今や萬死を賭しても我安全保障に對する新脅威を排除せざるべからざる境遇に陥れられた。果然歴史は繰返された。露西亞は我歴史を知らざりしか、又は知つて之を無視せるものか、彼は我二千年の教訓

に依る安全保障の焦點に向つて邁進し來り、終に元寇以上の抵抗に遇ひ、忽必烈以上の慘敗を被つたのであつた。

斯くて我西南邊防を脅かせるものは日清戦争に至るまでは朝鮮の背後に在る滿洲蒙古の蕃族に過ぎなかつたから、之に對抗するが爲には我國防線を朝鮮に進むるを以て足れりと爲し得たる所、日清戦争後に至つては西歐強國が支那の要害を占領して其根據地より我を睨むる事となつたから、隨つて朝鮮の前衛線を以て此等の新脅威に對抗すること克はざるに至つた。茲に於て我國は更に新なる安全保障を他に求めざるを得ざるに至つた。而して之が爲には隣邦支那の領土保全を圖るの外に良策は無かつた。唇亡びて齒寒し、支那にして其領土を失はば我國難忽ち之に次ぐべき形勢は西力東漸の實物教訓に依つて明瞭したのであつた。換言すれば我國が支那の領土保全を力唱したるは支那を援助すると同時に唯一の自衛手段を講ずる所以であつたのである。

以上の史實は我國外交の沿革を敘するにも或は極東外交を正解するにも知悉し置くの必要ありと思ふから冗長を厭はず摘載したのである。先年我輩が佛國駐在中巴里の外交史協會より講演を望まれた際、我輩は一書記官に囑して上述歴史より説き起して朝鮮が我國安全保障の關鍵たる所以及日清戦争後に於ける西力東侵の新政局に對して我國は更に隣邦支那の領土保全を確立して茲に自國の新なる安全保障を求むるの已むを得ざるに至りたる經過を敘説せる論文を代讀せしめたことがある。同協會長は夫に依つて日清日露兩戰役の外交史を始めて好く諒解し得るに至つたと我輩に謝辭を送られた。

## 第二章 浦賀談判より義和團騒動まで

前章に述べた通り我國の本來の外交は米國艦隊が 賀に來て通商貿易を迫りたるに始つたのであるから、未だ至つて年月が浅いのである。我輩は今茲に我國の外交史を敘述しようと思ふのではない、夫は他日の事として茲には我國開港以來七十餘年に互る我外交の素性と經過の要點のみを概説しようと思ふ。

## 第一節 明治外交殺風景に始まる

明治維新の外交は誠に殺風景に始つた。先づ起つた問題は征韓論であつた。日韓舊交を再開せんと我提議が大院君の肘鐵砲に逢つたからと云ふて征韓の師を興さんとしたのはベエリイ提督が大砲を向けて我に修交通商を申込みたる筆法を見習ふた積りかは知らないが、ベエリイの大砲は一時の方便であつて眞面目に戦争をする氣はなかつたのに征韓論者は躍起であつた。岩倉大使の一行は遺外の目的たりし條約改正には成功すべくもなかつたが歸來世界の大事を説き征韓論を

征韓論

臺灣征伐  
琉球問題

叩き伏せた功は天晴であつた。次に起つたのが臺灣征伐で其の次は琉球問題であつた。琉球は元來日本に屬し島津藩の領分であつた。内國問題ではあるが琉球藩を廢して沖繩縣を置くに迫んで清國より異議の申立となつた。此は後に至り米國グラント將軍の調停で圓滿に解決を見たのである。臺灣征伐は琉球の漂民が生蕃の爲めに殺されたるに起り、之も北京談判に於て英國公使の斡旋に依り無事に解決を告げた。以上三問題が維新政府の當初から連續的に發生したので、一時は外國人から日本には物騒な新政府が現はれたと評せられたのであつた。然し斯種の批評は我國當時の實情を知悉し得ざりしより起つた謬見で、日本外交に取つては迷惑な事である。元來明治維新は我國の一大革命であつて、之が外國で起つたとすれば、どうしても内亂となり血を流し骨を曝らさなくては收まらぬ出來事であつた。それを我國民が大勢に順應し、將軍は大政を奉還し、諸侯は俸祿を返上して、殆んど談笑の間に此大業を遣り遂げたる其の忠君愛國の情と奉公無私の念とは、誠に以て世界に誇るに足る所である。然し乍ら何と言つても三百年平和の夢を覺まし尊皇討幕を標榜して立つた國民新銳の氣は鬱勃として止まず、回天の大事を平和裡に清算しただけでは其所に猶ほ收まり切れぬ或ものが残つて居つた。偕之を如何に捌くかの問題に直面して固より穩和なる好解決のありやうもなかつたから、政府當局は時を待ち濟し崩しにする方針を採つ



たのである。其所で此鬱勃の銳氣は結びて横井小楠、大村益二郎、廣澤兵助等の暗殺となり、岩倉右大臣の刃傷となり、長藩奇兵隊の亂となつたが猶ほ収まらない、終に征韓論に向つて破裂したのである。平和派の穩健説が勝を制して激烈なる征韓黨員の引退となるや、佐賀の亂、熊本神風連の亂、萩の暴動等相次で起つた。何れも鬱勃氣分の片鱗的現はれであつた。鬱勃氣分は仲々斯る些事で消散すべくもなく臺灣征伐は畢竟此氣分を放散せしむべき安全瓣の積りであつたが未だ足らず、終に明治十年西南戦争に至り、甚大なる犠牲を拂つて始めて低氣壓が全部拭ひ去られたる次第であつた。故に征韓論も臺灣征伐等も其の眞乎の性質は内國問題と見るべきもので、維新政府の外交政策より割り出されたものと見るは皮相の見である。若しそれ新日本の眞の外交政策に至つては、後の出來事で證明せらるる如く極めて穩和にして謙讓性に富めるものであることを茲に豫め述べて置く。

條約改正  
談判

明治外交は當初より随分多忙であり困難であつた。世界の時勢も分らない内に無暗と開國通商を迫まられて、遂に安政元年（西曆一八五四年）確信もなくして一通の修交通商條約なるものを締結しては見たが心配で堪らず、僅か十年を経て文久三年（西曆一八六三年）池田筑前守一行を歐洲に遣はして條約改正專ら廢止の交渉を我より提議する始末となり、夫は勿論列國より一顧だ

も與へられなかつた。更に八年を隔てて明治四年岩倉右大臣に木戸、大久保等を附けて特派大使として歐米に派し、條約の改正を申込ましめたのである、或外國公使は日本は未だ出來上らない條約の廢棄を求めたり、改正を提議したりして毫も誠意を示さないと啣つたと云ふが其の通りであつた。一つ我國に取つて極めて仕合せな事は我國の開港貿易が米國の先鞭を以て始つた事であつた。英佛露等の當時の狀勢より推すに、若し此等三國の一角が我國に開港談判の皮切りをしたものと假定したら、どんな退引ならぬ不利益なる條件を承諾すべく餘儀なくせられたかも知らない。其所に米國が其の公明正大なる態度で後進國たる日本を他國に紹介し之を誘掖すると出たから、他國も已むなく其の跡に次で來ると云ふ場合となつた。此は我外交の初期に於ける幸運事で我國が此事情に因りて得たる便益は莫大であつた。

## 第二節 居留地外交と條約改正

我外交は浦賀及下田邊に端を開いたのであるが、明治となつてからは長崎、神戸、横濱、函館に設けられた居留地に移つた。謂ゆる居留地外交で之は主として我地方官と外國領事との間に行はるべき筈のものであつた。問題は密輸入とか外國船員の狼藉とか今から見れば外交問題とは謂

居留地外  
交

へないものばかりであつたが、治外法權と領事裁判制度の下に呻吟しつつあつた當時の日本ではそれを大問題と見ざるを得なかつた。開港場居留地で起つた斯種の問題は仲々地方的に解決せられないで、多くは霞ヶ關に移され、茲に問題の眞價不相應なる口頭辯論となり公文の取り遣りが行はれたのであつた。我輩が霞ヶ關に見習として入つたのは恰も此居留地外交の最中であつた。現行犯でも外國人を罰する事は出來ず、脱稅密輸入の外國商人を領事裁判所に訴へても多くは曖昧裡に葬られ、傳染病豫防規則を公布しても外國船は知らぬ振りして港内に乗込むと云ふ有様、當時の外務省の事務と云へば朝から晩まで癢に障る事ばかりで、殊に學校出たての我輩には無念で堪らなかつた。省内では下僚に横柄なる霞ヶ關の主人公が時々外國公使から一寸來て貰ひたいなどと言はるる爲體であつた。學校では國家の主權とか獨立均等とかを教へられた我輩は實地の外交を覗いて驚き且切齒扼腕もしたし、長大息もした。治外法權や領事裁判制度が斯くまで亂用の餘地があり、害毒を流すものとは夢想だにせざりし所であつた。憤慨は單り有識階級に止まらなかつた。外國人の犯罪者を取扱ふ巡查の如きも屢忿懣に堪へざる目に遇はされた。一巡查が大津で露國皇太子に一撃を試みた、其亂暴は惡むべきも動機の遠因は平素の忿懣であつたのである。此状態は何としても我國民の長く耐へ得る所ではなかつた。而も外國側に於て米國の同情の外

領事裁判  
制度の害  
毒

には頼り得るものはなかつた。今では支那が不平等條約に耐へないと謂へば、列國は彼の叫びに耳を假すが、當時の我國は斯る進歩した時勢に恵まれなかつた。我政府は疾く米國より主義上の同意を得て居つたが、此外始めて英國の好意を取り付けるまでの陸奥故伯の苦心は吾人想像の及ばぬ所であつたと云ふことである。米國の外に一たび英國の同意を握つてからは將棋倒しで行けたのであつた。條約改正が實現せられてからと云ふものは今まで鬱滞して居つた國民の元氣は俄然として勃興し各方面に互つての進歩發達は實に目醒ましかつた。

隣邦支那に於ては近來條約改正熱が起り官民共に之が實現に努力中である。治外法權と領事裁判制度に苦しみ抜いた我國及我國民は誠心誠意之に同情を表し之を援助しなければならぬ。實際修交通商上此制度ほど罪の深いものはない。支那側に己を修めずして外國に向つてのみ不對等を訴ふる手抜かりがありと言ふも其の手抜かりは後で補充する機會もあることだから、先づ或程度の讓歩を支那に提供すべき友情と好意が外國側にあらねばならない。他方支那側としては餘り時勢の潮流に乗り過ぎて輕舉に出づるを慎むべきである。我國が法權回復に成功し一應獨立國の體面を保つに至つてから更に十五年後ならでは完全なる稅權を回復すること克はざりしことを忘れてはならぬ。

## 第三節 日清戦役と三國干涉

我國の條約改正事業は日清戦争と並行して双方とも順調に進み成功したが、下の關講和條約の墨痕未だ乾かざるに突如として日本外交を驚かしたものは三國干涉であつた。露西亞、獨逸及佛蘭西の三國政府は日本が遠東に占據して直隸の咽喉を扼するは東洋平和の將來に取つて宜しくないから斷念せられたしと友誼的勸告の名義を以て我政府に迫つて來たのである。之まで居留地外交にのみ没頭して居つた我外政當局は對清講和條件に向つて横槍が入らうなどは夢にも思はなかつた所で全然寐耳に水であつた。朝野愕然たる日本は慎重審議の上終に臥薪嘗膽と決し、三國政府の謂ゆる忠言を容れ、遼東半島は支那に賣戻すこととした。謂ふまでもなく此決斷は當年の日本に取り最賢明な策であつた。若し我にして三國政府の干涉に虚喝ありと爲し肘鐵砲を喰はしたとすれば、三國政府は騎虎の勢後へは退けなくて遂に開戦は免れなかつたであらう。當時三國の東洋艦隊は元寇の木葉船とは違つて二百十日の風で撃退する譯には行かず、百戰百勝の我戰果を擧げて三國に分取せらるる虞が無いとも謂へなかつた。然し當時の場合に於て謙抑の態度に出ることは乾坤一擲の強硬態度に出るより幾倍か困難であつたに相違なかつた。伊藤、陸奥等の政

三國干涉  
は青天霹  
靂臥薪嘗  
膽

治家が萬難を排して此英斷に出たのは後世の感謝に値すべき所である。現に干涉の本尊たる露西亞が曾て同様の場合に遭遇して、而も日本の如き自制の態度を採ることが出来なくて大事を惹起したのが當時より四十年前のクリミア戦争であつた。其の戦争のため露國の對土條約は滅茶々にされた上に一時は殆んど社稷を危うする迄に至つた辛き經驗を嘗めた。それに懲りたる露西亞はクリミア戦争より二十年を経て再び對土戦争を爲したる後、サン、ステファノ條約を土耳其に押し付けては見たが、英國の干涉に逢ふや今度はおめく／＼と屈して對土條約は伯林會議の俎上新規蒔き直しとなつた。それでも結果は英露戦争より來るべかりしものに比すれば露國に取つて遙かにましであつたに相違ない。

## 第四節 獨逸と三國干涉

三國干涉の頃我輩は巴里公使館に在勤して居つたが、未だ三等書記官になつたばかりの青書生であつたから自分で是ぞと説など持ち得なかつた。只佛蘭西が露西亞と出來たばかりの同盟關係に鑑み露に附て干涉に加はるのは一應了解し得べしとして、獨逸が之に参加したのみか却つて事實上發頭人たるの觀があつたのに合點が行かなかつた。我輩は伯林に旅行して當時の公使青木子

獨逸が干  
渉を欲し  
たる理由

青木子爵  
の觀察

爵に會ひ、獨逸が何故に干渉に加はつたかを質問した。當時我國外交官中同子爵は最經歷素養に富めりと稱せられて居つたのだが、彼は沈痛の様子で「獨逸政府が今回干渉に加入したのは、どう考へても分らない、カイゼルが一時的狂人になられたと外は見當が付かない」と答へられたのを記憶する。我輩も此三國干渉に勵まされ外交史を眞面目に研窮する氣になつた一人であるが、少しく研窮して見ると曩に青木子に向つて發したる質問は次第に解決せられたのであつた。ビスマルク公は曾て「露西亞は人口夥多、元氣旺盛、恰も釀造中の酒樽の様なものである。樽は正に酸酔中で何れにか向つて沸騰せずむば已まざらんとして居る。其の沸騰が東方西比利亞に向つて呉るれば何よりである。南方黒海からボスフォラスに向へば、まだしもである。西南我國境に向ひ來らん事は極力之を拒がねばならぬ」と言つた事がある。獨逸の利益本位より謂へば方に其通りである。下の關係約成立に際し、カイゼルが干渉の本元たるべき露西亞を教唆し煽動して自分迄が之に参加したのは、ビスマルクの故智を襲ふたものである。獨逸が干渉に参加したのは之に依つて露國の酒樽の口を永久に東洋に向はしめ、復た西歐に向き替はる様の事なからしめむが爲であつたと思はれる。斯くて露國は廣漠無限なる西比利亞及極東に永く彷徨して終には引くに引かれぬ破目に落つべく、佛國が貢く所の資金も多くは東洋に費消せられて獨逸國境は手薄となる

ビスマルク公の露國觀

べし。若し佛國が露國を押へて其の供給する資金を獨露國境以外に使用せざらしめむとすれば露佛の感情は其所に冷却すべく、これ獨逸に取つては猶更希望する所である。獨逸の利益本位から謂へばカイゼルの三國干渉に關する行動は狂人どころか最巧妙なる策略に出たのであつた。

下の關係約に對し我國に忠言を寄せた三國の好意に酬ゆるの機會は間もなく到着した。臥薪嘗膽十年にして露西亞を遼東半島及南滿洲より擊攘し、更に十年にして獨逸を山東省より放逐することが出來たのである。佛蘭西は元來厭々ながら露獨に相伴すべく餘儀なくせられたる事情あるのみならず、其の後日佛協約及宣言に依つて親善關係に復したのであつた。我國が曩に採りたる臥薪嘗膽の賢明の態度は茲に充分なる美果を結むだ譯である。

三國干渉後に於ける日英の接近は當然の歸結であつた。由來露西亞の東漸慾はビイター大帝以降歴代帝王の因襲する所となり慢性的持病となつた。初め獨逸は此持病に付け込み露國の醗酵力を東方に仕向けむが爲め己も同伴するが如く見せ掛けて露國を勸誘したのであつたが、やがて露國が極東に於て好餌に有り付くに及びて露の東漸病が獨逸に傳染し、獨逸は支那に自己の海軍根據地を設けたくなつて來た。食事するに隨つて食慾は出て來るもので膠州灣だけでは物足らぬ心持になり、内地に鐵道を敷設したくなり、序に沿道の鑛山を採掘したくなり、終に山東省全部の

露國東侵  
病獨佛に  
感染す

經營を企て、河南は其の後備地（ヒンデルランド）と謂ひたくなり、隨を得て蜀を望むの勢は底止する所を知らなかつた。之まで只管露西亞の東漸慾を抑制して其の勢力を主として中央歐羅巴に留まらしめむと努めて居つた佛蘭西までも亦東漸病に感染して廣州灣を租借するに至つた。馬關條約干涉に於て露國を誘引し又は之に相伴した獨逸及佛蘭西が今や全然露國と共犯となつて來たので事態は一層重大性を帯びたる觀がある。茲に至つて曩に米國が提唱して日英が誠實に贊同せる所の支那の門戶開放機會均等乃至領土保全は有名無實に終らんとする勢となつた。形勢を見るに機敏なる英國は、一面に於て支那の切り取り競争は好む所に非ざるも、強ひてとあれば競争も辭するものに非ずとして旅順の鼻先なる威海衛と香港の向なる九龍の租借を爲し、他面日米との提携を強固にせんと努めたが、奈何せん米國は其の傳來政策上何れの外國とも關係を深くするを肯んぜざる國柄であるから、茲に已むなく日英丈にても深く相結托せんとするに至つたのである。日本としても熟ら列國形勢の發展を視ては、英國の寄する愁波を歓迎せざるを得ざる立場に在つた。否時局の國家休戚に關する程度は遙に英國の夫に超過するものがあつたから魚心に水心と應酬したのであつた。

魚心と水心

### 第五節 拳匪の亂と北京議定書

明治三十三年早春支那の山東省に義和團の騒動が起つたと聞いた時我輩は北京に在つて別に注意もしなかつたが、爾後拳匪は倍々猖獗となり、而も北京を指して進軍するとの注進が續々來たから、北京外交團では各公使館から故參通譯官を出して會議せしめた。其會議では滿場一致で義和團の亂とは名が大に過ぎる、古來支那には秘密結社が幾つもあるが、其會議では滿場一致で義和團の亂とは名が大に過ぎる、古來支那には秘密結社が幾つもあるが、固より大事を起し得るものではない、地方宣教師から悲觀的報告が來るのは彼等の恐怖心に出たので齒牙にかくるに足らないと云ふ結論に達した。外交團は此の會議の復命に接してから至極暢氣に日を送つて居た。然るに加特力の牧師から佛國公使館に到達した内報に依ると事態はどうも重大性を帯ぶるの觀ありて牧師の恐怖心より出でたる想像としては餘りに實情を穿つて居つたから、今度は公使會議が開かれた。其所で佛國公使ビション氏だけは單り悲觀説を述べたが他の公使は曩の通譯官會議の報告が先入主となつて居るため相變らず重きを置かなかつた。斯くて愈

公使會議

外交團陸戰隊を招致す

の直近まで進むだ頃であつた。支那に長居したものは自然支那化せられて支那の事は却つて分らなくなると謂ふが支那通の譯官等は方に其新證據を提供したのであつた。手後れの外交團は今更に狼狽して太沽碇泊の軍艦から陸戰隊を招致する事に決したが、各國軍艦は何れも千噸足らずの

警備艦の事とて多数の陸戦隊を送ること克はず、日英米露獨佛埃伊八個國の士官下士以下合せて四百二十名に過ぎなかつた。北京に於ける外交團及在留外國人を數萬に上る拳匪の重圍より救出すは斯る貧弱なる陸戦隊の企及し能はざること勿論であるから、列國は別に救援軍を急派することとなり、就中我國は地理上の關係から逸早く有力なる軍隊を派遣した。北京籠城者を將さに陥落せんとする間に救助し得たのは主として我第五師團の活躍に歸すべきであつた。

日本第五師團の活躍

斯くて聯合軍は在北京外交團及在留外國人救援の目的を首尾よく達したので、舞臺は再び外交に戻つた。第一に起つた問題は支那政府の責任であつたが、夫には異論がなかつた。北支那に在留したる外國人を攻撃し剩へ各國公使館を包圍して謂ゆる洋鬼を屠らんとしたのは單り義和團迷信の亂民ばかりでなく、董福祥の正兵は公然之に加はり、端郡王までが西太后を擁して采配を振つた證據は歴然争ふべくもなかつた。然ればこそ西太后は朝廷を率いて西安に蒙塵した譯であれ。次の問題は清國政府に強要すべき各國政府及居留民の賠償であつた。これ亦列國の權利と支那の義務とは論點とはならずして問題は賠償金額であつた。茲に至つて會議は暫く停頓状態に陥つた。列國代表は相互に他の顔を見合はして誰も口を開くものはなかつた。政府の賠償として救援軍派遣の軍費實額、被害在留民の賠償としては直接損害に限るとの原則は立所に決定せられたるもの

滿朝西安蒙塵

賠償問題

の政府の軍費實額と云ひ、個人の直接損害と云ひ之を檢査し取捨するものは各自國政府のみであるから、中に過分の申出を敢てする國があつても誰とて制限する者はなかつた。對手は抵抗力を失ひたる支那政府のみで、つまり賠償金額の餘りに不當なる膨脹を押へるものとは列國政府及代表の良心だけであつた。而も此時代の列國會議の代表に良心の發揮を望むは六ヶ敷所であつた。此時進むで良心を發揮したものは日本代表小村壽太郎氏であつた。彼は本國政府より受領せる調書に依つて日本の要求額を五千萬圓と切り出した。是より米英佛露獨以下の諸國相次で掌中の骨牌を示した。斯くて列國の對清要求額は

日本代表の皮切り

|   |          |   |              |
|---|----------|---|--------------|
| 露 | 國(日本貨換算) | 約 | 一八〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 獨 | 逸        | " | 一三〇、〇〇〇、〇〇〇  |
| 佛 | 國        | " | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇  |
| 英 | 國        | " | 七〇、〇〇〇、〇〇〇   |
| 日 | 本        | " | 五〇、〇〇〇、〇〇〇   |
| 米 | 國        | " | 四五、〇〇〇、〇〇〇   |
| 伊 | 國        | " | 三八、〇〇〇、〇〇〇   |

以下埃、蘭、西、瑞典、葡等合せて四億五千萬兩即ち六億三千萬餘圓の額に上つた。前述の始末だから此額は其儘清國政府に提出し、先方の承諾を取り付けたのであつた。轉じて救援聯合軍の組織如何と言ふに我輩の記憶に依れば

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 日 本 | 一〇、〇〇〇人 | 砲五十四門 |
| 露 國 | 四、〇〇〇   | " 十六門 |
| 英 國 | 三、〇〇〇   | " 十二門 |
| 米 國 | 二、〇〇〇   | " 六門  |
| 佛 國 | 八〇〇     | " 十二門 |
| 獨 國 | 二〇〇     |       |
| 埃 國 | 一〇〇     |       |
| 伊 國 |         |       |
| 總 計 | 二萬一百人   | 砲 一百門 |

救援貢獻  
と賠償額  
との不權  
衡

以上列國の對清賠償要求額と列國が提供したる救援軍隊の人数砲數とを對照すれば其所に顯著な

る矛盾が見える。日本に次で比較的穩當に見ゆるは米英兩國の要求額である。英米兩國は其軍人に對する實際支給額が他國に比し遙かに多額なるがためヴェルサイユ條約に因る萊因占領軍費に於ても獨逸は少數の英米軍隊に對し、多數の佛白軍よりも却つて多額の支拂を爲さしめられたる位である。其事情を斟酌すれば上掲英米兩國の要求額は無謀に多過ぎると思はれない。其他は日本に比し不當に多額であつたことは一見して分る。露國は滿洲各要所に多數の軍隊を配置したが救援隊としては我國の半數にも達しない。而して滿洲の配兵は露國の野心に基く行動に屬すべきものだから其軍費は清國に要求すべからざるは勿論であつた。獨逸は北京救援の目的が達せられたる後に至り無用の軍隊にヴァルデルズイ元帥までも附けて送派し、北京着後餘りの無事に苦むで保定遠征と稱して軍隊の遠足旅行を敢てしたる外、眞に正當防衛の行動としては龍城前に送つた三四十名の陸戰隊と青島よりの追送を併せて二百人であつた。佛國は印度支那より千人足らずの安南兵を派遣したに過ぎない。斯る連中が救援事業の五割以上を負担したる日本に數倍するの賠償金額を受くることとなりたる結果は獅子の分け前と謂はん歟奇怪千萬であつた。要するに無抵抗に陥つた支那を相手とする此賠償要求問題に於て支那に對し十二分の好意を表し謙抑心を發揮したのは日本一國で、米英之に亞ぎ、其他は全然論外であつた。但し我輩は一概に如上他

獅子の分  
け前

國要求額を不當過多と謂ふのではない。支那政府を懲罰する意味に於てならば其の要求額は不當に非ずとも謂へよう。而も北京公使會議が對清國政府要求を支那の支拂能力を斟酌して軍費及損害の實際額に止むべきことを自制的に決定したる以上他國の要求は支那に對しては兎も角右決定に對して過多なりと謂はざるを得ない。

初帝國政府は我要求最少限を五千萬圓と概算して之を小村公使の參考までに電示したのであつたが、北京會議は前述の如く誰とて口を開く者がなかつたから、小村公使は其裁量を以て正義及對支友情の模範を示したのであつた。然るに事は志と違ひ、他國の代表中英の外には我誠實を感賞するものもなく遠慮なく膨大なる巨額を申出でた。支那人は乞ふ隗より始めよと謂ふが斯る場合に列強に先んじて口を開くは考へ物である。日本には「物言へば唇寒し秋の風」といふ誠がある、外交には此誠の方が大事である様だ。歐洲列強は弱國に對する強要事件に幾度か經驗を有つて居たから斯んな始末となつたのである。若し一九一九年の佛蘭西が明治三十三年の日本であつたとすれば彼はヴェルサイユ條約に於けるが如くに對支要求全額の五割強即ち四億圓位を立てたであらう。何と言つても列強は古狸で單り當時の日本は未だ經驗に乏かつた。政治問題に關し列國會議に加はつたのは之が初回であつた。此初舞臺に於て日本の代表が五千萬圓の實費

日本の無  
經驗、列  
國の古狸

賠償を受けた上に我外交の正義一點張を發揮したことは満足と視られないこともない。

## 第六節 英獨協商、日本加入

日英の接近は義和團事件のため一層顯著となり、其の反比例に日英と露獨佛との關係は愈險惡の觀を呈して來た。北京に於ける外交團は猶額大の交民巷に二個の陣營を張るの形勢であつた。此時獨逸は一見態度矛盾の觀ある行動に出でた。其の動機と眞意とに就きては世人の揣摩憶測はあれども未だ肯綮に中れるものを見受けない。其の行動とは義和團の北京公使館區域包圍が解けると間もなく支那に關する英獨協商なるものが締結せられ（西曆一九〇〇年明治三十三年十月十六日）我國にも之に参加しないかとの案内であつた。此協商は追付け來るべき日英同盟の前驅と視らるべきもので、日英同盟を正解する爲には復となき好資料たるにも拘らず頓と世人に閑却せられ居る様であるから左に其の要部たる條文を掲げて卑見を附することとする。

英獨協商  
は日英同  
盟の前驅

清國に於ける政策に關する英獨兩國間の取極

「一千九百年（明治三十三年）十月十六日倫敦ニ於テ公文交換」

英國政府及獨逸國政府ハ清國ニ於ケル兩國ノ利益及現行條約上ノ權利ヲ保持セムコトヲ希望シ、



同國ニ於ケル兩國ノ政策ニ關シ左ノ原則ヲ遵守スヘキコトヲ約ス

第一 清國ノ河川及沿岸ノ諸港ヲ何國ノ差別ナク一切ノ國ノ國民ノ貿易及正當ノ經濟活動ノ爲ニ自由ニ解放シ置クハ列國ニ共通スル永久ノ利益ナリ、從テ兩國政府ハ其ノ勢力ヲ及ホシ得ル限リ清國領土ニ對シ此主義ヲ支持スヘキコトヲ約ス

第二 英帝國政府及獨逸帝國政府ハ現下ノ紛擾ヲ利用シテ自國ノ爲メ清國領土内ニ於テ何等領土的利益ヲ得ルコトナカルヘク、且清國ノ領土狀態ヲ保全スルノ方針ヲ執ルヘシ

第三 他國カ清國ノ紛擾ヲ利用シテ何等カノ形式ノ下ニ領土的利益ヲ得ムトスル場合ニハ、兩締約國ハ清國ニ於ケル各自國ノ利益ヲ保證スルタメ執ルヘキ手段ニツキ豫メ協商ヲ遂クヘキコトヲ保留ス

第四 兩國政府ハ他ノ關係諸國殊ニ奧國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、露西亞國及亞米利加合衆國ニ本取極ヲ通知シ且之ニ記載セル原則ヲ承認セムコトヲ勸誘スヘシ

初め英獨兩政府は協商公文を奧、佛、伊、日、露、米の六國政府に照會して公文記載の原則の承認を需むることに決し、第四條を設けた譯である。然るに我國に對しては第四條に規定したる公文通牒と其の原則承認の要求に止まらずして、公文通牒と同時に加入の勸誘があつたのである。

英獨協商に加入したる國は六國中單り我國のみであつた所から推すも、又米、露、佛、奧、伊、政府の英獨照會に對する回答文中何れにも加入勸告を受けたる形跡なき所から推すも加入勸誘は我國だけに爲されたものと思はれる。果して然りとせば其所に若干の意味がなくてはならない。我輩は之に大なる意味があると思ふ。少くも獨逸政府は之に大なる意味を附して居つたと思ふ。但し此點は我輩の想像であり且事件の性質上の確なる證據を示し得べき筋のものではないが、獨逸から見れば日英兩國の間に同盟成立の可能性ありや否やを知らむが爲めには此英獨協商加入勸誘は何よりの試金石である（獨逸が何故に日英同盟の成立を欲するかは日英同盟章下に詳述す）。先づ獨逸から英獨協商加入を日本に勸誘せんと英國に申込み、英政府が之に應ずれば、之を以て英國に於て日本と提携するの意向あるものと推定し得べく、次で日本が英獨兩政府の勸誘に應じて英獨協商に加入し來れば、夫を以て日本に英獨双方又は其の一方と接近提携して露國の東漸に當らんとするの底意あるものと斷定し得べきである。即ち獨逸は此一舉にして日英兩國の底意を試験し得る譯であつた。

日本の協  
商加入

カイゼルの試験問題に對する我政府（伊藤内閣加藤外相）の答は要領左の通りであつた。

帝國政府ハ右協定ニ加入スル上ハ之ニ對スル關係上帝國政府ガ加入國ノ代リニ締約國タリシ場

合ニ於ケルト同一ノ地位ニ置カルヘキ旨ノ證言ヲ兩締約國ヨリ受取リタルヲ以テ、右協定ニ加入シ、其協定ニ記載スル所ノ主義ヲ受諾スル旨確然聲言スルニ躊躇セサル者ニ有之候（明治三十三年十月二十九日附）。

英國は英獨協商加入を日本に勧誘せんとの獨逸の提議を快諾し、日本も亦英獨の勧誘に應じたるを以て之にてカイゼルの測量は済むだ譯である。乃ち寵臣エツカアドスタイン男をして倫敦に於て一見不思議なる運動に出でしめた。同男が英國側政治家を歴訪したる後に我林公使に對し其の結果を語れる時は英獨協商締結及日本參加後僅か四ヶ月を隔つるのみであつた。

英獨協商は之を約言すると支那に於ける門戶開放機會均等主義と、支那の獨立及領土保全とを聲明したもので新奇の發案ではない。行文も簡單明瞭にて疑問を起す餘地なかるべきものである。然るにライヒスタアグに起りたる質問に對し、宰相ビュウロウ公は滿洲を以て英獨協商に謂ふ所の清國の内ではないとした。協商には英獨兩國政府の勢力を及ぼし得る限りと謳つてある。滿洲は獨逸の勢力を及ぼし得る範圍の外にありと言明した。此は慥かに協商條文の曲解である。滿洲が清國の外なりとは根據なき獨斷である。清國の外どころか清朝發祥の地ではないか。次に兩政府が其の勢力を及ぼし得る限り云々の文句は協商第一條に在りて、同條は清國の河川及沿岸の諸

エツカアドスタイン男動く

ビュウロウ公ノ放言

港に於ける門戶開放機會均等事項を協定したるものである。而して露國の滿洲に於ける行動は主として滿洲占領即ち清國の獨立及領土保全に觸れて居つたから協商第二條及第三條に該當するものでなければならぬ。右兩條には「勢力ヲ及ボシ得ル限り」なる文句を除きあるからビュウロウ公の答辯は何としても條文の曲解であると謂はざるを得ない。

獨逸の態度に對する三疑點

英獨協商の條文を精讀して之と協商締結後に於ける獨逸の行動とを對稱すると其所に三個の不審がある。第一に兩三年來英國より接近を求めて愁波を送れるに對し兎角の辭柄を設けて逃避し來り、特に一八九九年即ち義和團事變の前年殖民大臣チエムバレン氏が英獨同盟を公然提唱せる有名なるリスタアの演説をも取り合はなかつた獨逸が、如何なる事情ありて翌一九〇〇年に至り俄に英獨協商を取結ぶ氣になつたか、第二に一旦意を決して英國と結びたる獨逸が協約の墨痕未だ乾かざるに何故其の協約を殺すに當る行動を採つたか、第三に獨逸にして隣邦に對する關係上協約の解釋を二三にせざるを得ざる事情ありとするならば彼は何故に協約第三條に於て他國が清國の紛擾を利用して領土的利益を得むとする場合には兩締約國は清國に於ける各自の利益を保證するため執るべき手段につき豫め協議を遂ぐべしと云ふが如き同盟にも紛はしき文句を挿入したか。獨逸にして其日暮しの外交に耽つたとせば即ち已む、若し彼の行動に一貫せる意義ありとせ

ば以上三個の疑問に對する説明は唯一つあるのみで他を許さない。獨逸は其日暮しの外交どころか人一倍精査検討を盡した上ならでは外交問題を打つて出ない。獨逸一流の徹に入り細に互る調査研究は他人の意想外に深く且つ遠に達して居るのである。第一問に就て案ずるに獨逸は未だ曾て英國に誠意接近するの意向を持つたことは無い、時に接近せんとすることあれば、必ず他に何等かの目的を有し、其目的の遂行上英との接近を便利とする事情ある時に限られて居る。義和團變後の英獨協商は正に其の一例であつた。此時獨逸の眞目的は極東に於ける日露を角闘せしむるに在つた、其の角闘實現の捷徑は已に述べたるが如く先づ日英同盟を成立せしむるに存した。而して日英同盟の成立を見むが爲には其先驅として豫め英獨協商を設け、特に日本を勧誘して之に加入せしむるが獨逸計畫の筋書の一部であつたと視るの外はない。其計畫遂行上必要手段と判斷したから曩にチェムバレン氏の愁波を斥けた獨逸も今は自ら進むで英獨協商を試むるに躊躇しなかつたのである。英獨協商已に獨逸の眞目的に達するの一方便に過ぎなかつたから、方便としての用務を果したる後の該協商は獨逸に取つて最早無用の長物となつた。否な其の對露關係上寧ろ一の邪魔物となつた。英國が日本を英獨協商に加入せしむることを甘諾し、次で日本が英獨の勧誘に應じて同協商に加入した時は即ち同協商が獨逸の方便としての用務を済ました時であつた。

これ英獨協商の墨痕未だ乾かざるに獨逸は疾くも滿洲に關する曲辯を敢てして専ら露國の東進熱を冷却せしめざることに留意した所以でなければならぬ。第二問は此見解を以て始めて説明し得べき所である。第三問に關し獨逸が協約第三條に同盟味を帯びたる條文を特設したのは注意深き獨逸に不似合の觀ある様だが、之なくむば協約は前年米國政府の提唱に係る支那の門戶開放領土保全の聲明と異なる所はなくなるであらう、同盟味を帯ぶるの觀を備へたる英獨協商に日本が加入してこそ始めてカイゼルの胸中の疑問が晴れる次第であれ。米國聲明の複寫などは獨逸に用なき所であつたらう。之を要するに獨逸は密かに一の遠謀を蓄へ、其遠謀を實行するの可能なるや否やを見るべき試金石として、彼は一見從來の態度に矛盾するものと視らるべき英獨協商を結むたのであつた。其協商が試金石としての用を済ましたるを俟ち、協約墨痕未乾にも拘らずビュウロウ公はライヒスタアグに於ける言明に由つて、最早用なく却つて對露政策上邪魔となりたる協商に引導を渡したのであつた。此間獨逸の態度は前後矛盾なかりしのみならず寧ろ彼が既定の遠大計畫を遂行するに必要にして而も巧妙なるものであつた。

英獨協商  
に引導を  
渡す

## 第三章 日英同盟

## 第一節 日英國民性

我輩は第二篇國際同盟章下に於て述ぶるが如く最善なる同盟條約とは對手國双方に依つて誠實に履行せらるるものを謂ふ。然らば如何なる對手國が同盟を誠實に恪守するものであるかと謂ふに、第一に對手國に於て約束を堅く守る國民性を有することを要す、第二に對手國の重大なる利害が同盟義務の履行に懸つて居ることを必要とする。國民性とは國民全體を通じての性質即ち政府に由て代表せらるるものを謂ふのであつて個人々々の性格を謂ふのではない。即ち政府に由て代表せらるる國民一般の總括的特性を指すのである。而して國民性なるものは訛傳宣傳に惑はされ周圍の事情に刺激せられ、一時的に變狀を呈し易きものなるが故に之にのみ依頼することは不安心である。外交は一片の道德現象に立脚しては危険である。必ずや國民性に加ふるに對手國の重大利益が懸かつて同盟條約の誠實なる履行に依らなくては安全とは謂へない。對手の國民性を研窮するは後に述ぶる如く歴史の外に頼るべき指南車はない、而も其指南車を見出すことは容易

でない。對手の國民性に若干の利害が懸つて居る時は若干の信頼を繋ぐに足るべき誠意があるか無いか研窮點である。單り國民性だけを早や呑み込みして利害の程度を閑却すると意外なる違算を來し却つて歴史のために誤らることとなる。

日英同盟  
は理想的

約束確守  
は兩國民  
性の特徴

外交史に見えたる百種の同盟條約を見渡すと一長一短はあるが、其の中で日英同盟は最理想に近い好同盟の一であると謂はざるを得ない。日英双方とも其の國民性に於て約束確守の特徴を固有して居る。其特徴は同盟成立後に立派に例證せられた。同盟の防護に係る双方の重大利害も完全に一致投合して居つた。該同盟が存在する限り双方の重大なる利益は共に安泰であるが同盟なかりせば双方の利益は同時に由々しき脅威を感じたのであらう。斯くて日英同盟は對手双方をして均しく其の必要を衷心感ぜしめたのであるから、義務不履行などは未だ曾て問題とならなかつた。世界大戰が歐洲中原に起り而も日本の援助義務が発生したかどうか世人が疑問として居る間もなく、日本は同盟の誼に依つて起つた。斯る立派な同盟が他にあつたらうか。將又日英同盟が對手双方に與へたる實益の外に、世界の平和に貢獻したる程度から考へて見ても他の同盟の到底企及し能はざる所である。日露戰爭を兩國に局限して他に及ぼさしめなかつたのは何と言つても日英同盟の一方英國が監視を嚴にし、露の同盟たる佛國をして拱手傍觀の外に爲す所あらざらし

めたからでなくて何であらう。日露戦争後極東の平和を維持したるものは日英同盟でなくて果して何であらう。

日本としては外交始つて以來前例なき國際同盟であり、英國に取つても永き光輝ある孤立の傳統を破り破天荒の果斷に出たる此の日英同盟が斯くも顯著なる成績を内外に擧げ得たるは兩國のために賀すべきのみならず、世界平和の見地よりも満足に堪へざる所である。此名譽ある同盟の成立に關し我輩の親しく記憶する所の概略及爾後考査したる結果を左に摘寫して世人の參考に供したい。

## 第二節 日英同盟の發端

今より約廿五年前即ち明治三十六年の始め日英同盟成立の一周年を記念する機會に於て、我輩は命を受けて該同盟交渉始末を編輯したことがある。夫は同盟交渉に際し我輩が外務書記官として當初より犬馬の勞を取つたからであつた。該交渉始末の緒言及發端の一部を左に摘録して新たに起稿するの勞を省くこととする。

「列國の侵略的行動日を追ふて激甚となり、各國利益の向背も亦倍々顯出するに隨つて連利合同の勢を漸致し遂に對壘角逐の狀を呈するは固より其の所なり。去れば膠州旅順の占領以來英國の人心も痛く時勢の變移を覺り光輝孤立の昔夢を一掃し、利害を同する友國と提携して以て此の爭奪場裡に臨むの必要を認めたり。是に於てか日英同盟又は少くも日英間に或種の協調を見るの希望は獨り英國民間に囂々唱道せられたるのみならず、時ありてか當局者の言端より暗示せらるるに至れり。彼の英國議會に於ける有力議員の辯論及新聞紙の論說等に於て日英協調の企望を顯はせし場合の頻々たりしは各人熟知の事なれば茲に贅述せざるべきも、往年殖民大臣デョゼフ、チエムバレン氏が一夕宴後に於て當時の我駐英公使加藤高明氏と東洋時事を談じ、彼我兩國提携の得策を提示せしが如き、又近くは北清事件以來英國外務次官補バアテイ氏が對韓對露の政策に關して、再三林公使に提談して我態度を探知せんとしたるが如きは、英國政府が夙に列國の形勢に鑑み輿論の趨向を確め、我と結ぶの必要を認めて、徐々其の歩を進めたるの狀を察するに足るものあり。

轉じて我國の形勢を溯觀すれば征清の武光は疾くも遼東還附の頓挫を以て蔽蝕せられ之に次ぐに遼東港灣の露國租借を以てし、加ふるに韓國に於ける我勢力は漸く轉廢に傾き、露國の干渉は韓國獨立の前途を危からしむるに至つて、我征清の本志と其の實果とは併せて烏有に歸せ

列國角逐  
の形勢

んとせり。此等の事情は我國人をして、或る他國と結びて以て我位置を保持し我利權を擁護するの得策なるを覺認せしむるに餘りありたり。然のみならず韓國問題に關し其の後露國と遂げたる再三の妥協も常に實益を收むること克はずして死文に終るを見るに至つて、愈々謙讓の以て國際關係を満足に解決するに足らず必ずや實力と勢威とに俟たざる可らざるものあり、而も其の實力及勢威なるものは同利の結合を要することを確信せしむるに至れり。

之を要するに日英協約は甲午戰役以降極東に於ける列國角逐の漸致したる結果と謂ふべくして、事實は兩國を驅りて、均しく利害の證算に促され、唯々其の開端の機をのみ待つての情勢に至らしめたるものあり。

林董公使  
の飛電

明治三十四年四月上旬在英林公使より飛電あり其の要に云く近頃當地駐在獨國大使代理エツカアドスタイン男は屢々本使（林董公使）を來訪し全然其の私見として「極東に於ける權力均衡を維持し將來變急の日に備ふるため日獨英の三國は同盟するを得策とす其の條件として

(一)日本は韓國に關し自由行動權を有すること  
(二)同盟の一國が一敵國と交戦の場合には他の二同盟國は中立を守り、若し第三國にして敵國を援助する場合には二同盟國は之に干渉すべきこと。

換言すれば歐洲に於ける三國同盟と同様なる一の三國同盟を東亞に設くこととするを可とす。而して日本が之を首唱するに於ては英國が之に應ずべきは、英國内閣員との會談により推定せらるべき理由あり。且又英國政府は一たび日本の提議に接せば必ず之を獨逸に協議すべきにつき、是に於てか三國同盟を期成せしむるを得べし」云々と語れり。同男が反覆斯る言を爲すの底意が那邊にあるべきかは知るに由なけれども若し帝國政府にして這般の結合を歓迎し、試に其の成否を内偵するの意あらば、本使は極めて概括婉曲にして毫も累を他日に遺さざる底の方法を以て英國政府の意向を探らんとす云々。猶ほ其後の追電に依ればエツカアドスタイン男は前日内談せる所は獨英兩國に於て頗る有力なる人々の贊成を有する旨を諷刺せりと云ふ。」

### 第三節 エツカアドスタイン男奔走の動機

エツカアドスタイン男の所謂自發的行動は當時の大なる謎であつた。我輩は當時全く見當が付かなかつたが、其の後同男の追懷録も現はれ、獨逸の内情をも研窮したる所に依れば聊見當が付いた様に思はれる。エツカアドスタイン男は在倫敦獨逸大使館の參事官であつたが才氣潑刺仲々の遣手の様に思はれる。彼は夙に獨帝の寵を受けて居つて、倫敦に在つては自國大使の行動を援

「エ」男は  
カイゼルの  
廻はし  
者

助すると同時に之を注視し之をカイゼルに内報することを殆んど其の任務の一部と爲して居たる  
觀があつた。言はばカイゼルの廻はし者と視て然るべきであつた。此は世界戦争前の獨國に於て  
は珍らしくない事である。帝政時代の獨逸は所謂獨探が國內でも流行した様子である。ビスマル  
ク公の如きは同僚たる各國務大臣は勿論、皇帝、皇太子の身邊にまで探偵を放つて居つた事は彼  
が自白して居る所である。其所でカイゼルは宰相に命を傳へて自己の外交政策を行はんとするに  
當り、宰相が果して彼の命令通り出先の代表者に訓令を發送して君命を執行し居るや否や、表面  
には命令通りの訓令を出しながら別に半公信又は内信を以て公然の訓令を幾分變更し、宰相自己  
の意見を加味する事なきや、將又出先の代表者はカイゼルの大策を誠實且機敏に執行し居るや否  
やはカイゼルが始終疑念を挟む所であつたのだから「エ」男の如き廻はし者を參事官として大使  
館に置くことなどは帝政時代の獨逸として不思議はなかつた。斯くて「エ」男は獨帝の内意を受  
け、極秘の内命まで、拜しをつたとすれば、彼が舉動に放膽なる節ありし事が能く分つて來る。  
蓋し機微に互る問題の先から先まで公信にて訓令するが如きは事實不可能であるから、訓令に依  
つて行動する大使の舉措は兎角に留保がちであるに反し、カイゼルの廻はし者がカイゼルより口  
頭にて未來の夢物語を承はり、加ふるに參事官てふ身輕の分限を以て、其夢物語の實現を試むる

獨逸の陰  
謀

に何の遠慮があらうか。「エ」男が謂ゆる一個の私見として述ぶる所は其實はカイゼルの意思の  
發露にして、蓋しハッツフェルト大使も能くは知らざりし所ならむ歟。而も當時大使は會々歸國  
中の事故「エ」男は思ふ存分に活躍して大命を實現せしめ以て君寵を得んとしたものと思はれる。  
抑中央歐羅巴に於ける獨逸の地位たる、西には不俱戴天と見做さるる佛國あり、北には露國の  
虎視耽々たるあり。ビスマルクは此の形勢を豫見し塊伊を埒し來つて三國同盟を作つたのであつ  
た。然し伊國の深く頼みとすることの出來ない事情は他章に述べた通りであるから、愈の場合に  
は獨逸兩國の兵力を以て露佛に對抗するの覺悟はして居るものの、若し能ふべくむば露國の精力  
を東洋に向はしめ、歐洲方面に於ける露國を去勢せしむるにましたることはない。此策にして成  
功すれば、佛國は全く孤立に陥り、獨逸は始めて絶對安心を得る道理である。故に露國をして其  
の精力を擧げて東方に向はしむるの策だにあらば、獨逸としては何事を差し措ても極力之を試み  
ざるべからざる地位にあつた。ビスマルクは此形勢を疾く看取して居つたが、彼の在職中には好  
機會を得なかつた。此見地よりして下の關條約は獨逸の爲めには復となき機會を提供されたもの  
であつた。ピイター大帝以來露國傳來の政略と稱せらるる東漸策は下の關條約の結果として、日  
本のため根柢より覆へされんとするに至れりと心配し始めたる當時の露國を獨逸が口説き落す爲

には下の關係約を利用するが最機宜を得て居つた。然るに三國干涉所に成功し露國から見れば禍は轉じて福となり、圖らずも東亞に於ける覇者たるの觀を呈して來た。露都より浦潮斯德に直行する大鐵道は滿洲を横貫して敷設せらるることとなりたるのみか、其の横貫鐵道の一要地たる哈爾濱より旅順大連の不凍港に至る南下鐵道の敷設權を獲得し、次で間もなく、右の二不凍港の租借權までも入手したのであつた。然しこれ丈では獨逸の希望は未だ徹底しない。佛國から露國に貢ぐ幾多の資金が西比利亞鐵道に注ぎ込まれるは結構としても、露國の現有兵力を永く極東に釘付けにするまでは獨逸の政策十二分の成功を收めたとは謂へない。其所で如何にせば露國が軍事的に極東に深入りせざるを得ざるに至るかと謂はば、夫は極東に於て露國の東漸に對抗し得べき一勢力を見出し、之をして露國と事を構へざるを得ざるに至らせなくてはならぬ、其の勢力とは日本の外にあるべくもなかつた。臥薪嘗膽の日本は獨逸に取つては實に便利にして且重寶な國であつた。然し日本は元來用心深くして、他國の煽動に乘じ輕進する國柄でないことは、獨逸の疾く洞察して居る所であつたから、日本をして起たしめむとせば先以て彼に有力なる同盟を與へざるべからず。之が爲には露國の世襲の敵たる英國が御詔向なりとはカイゼルの胸中に浮んだ所であつたに相違ない。其所で光輝ある孤立を以て自慢し來りたる英國をして、毛色の異つた日本

と同盟せしむるためには獨逸自身が進むで同盟に参加するの氣風を示さなくてはならない。然し日英の外に獨逸まで加はりて同盟を作つては、今度は露國に怖氣が付いて、其の東進を鈍らしむるの虞がある。さうなつては燃が戻る譯であるから、此所は談話の初期に於て獨逸も同盟に加はるが如く見せ掛けて、日英の間に話を進ましめ、いざと云ふ段に至り自分は御免を蒙るの策に出るの外ないと考へ込むだものと見える。曩には露國が下の關係約に干涉するを躊躇するや獨逸は自ら干涉の仲間入をしてまでも露國を説き落すに苦心して遂に成功したのであつた。其の獨逸は今や同一の筆法に出で、日英にして同盟に意あらば自分も喜んで之に参加せんと意を暗示して以て兩國を勸誘したものと斷定せざるを得ない。餘りに穿ち過ぎた様であるが、エツカアドスタイン男の行動は斯く見てこそ大なる意義を生ずるのであれ、此を外にしては解釋しやうがない。エツカアドスタイン男の回想録に我推斷と背馳するものある事は謂ふまでもない。カイゼルの手足となりて彼ほどの役割を勤めた者が後日に至り事實の真相發展の或時機に於て憤懣辭職の狂言芝居を打つは寧ろ期待せらるべき所である。其狂言芝居に魅せられて、日英獨同盟問題に關する彼が言詞を彼の回想録の額面通り受取る者は餘りの正直者と謂はねばならぬ。一九二〇年男の回想録の發表せらるるや獨逸人一般が餘りに夫を眞に受けたからグロッセ、ポリチイク主筆は男の證言



を割引なしに信ずるの愚を誡めた程であつた。男の回想録の聲價は一兩年前グウチ、テンバレイ共著世界戦争原因公文集第二巻の出版の爲に降下した。實は同回想録が同公文集の發現まで聲價を博し居たのが已に不思議とすべきである。夫は兎も角他國が獨逸の行動を不可解として餘り重きを措かざる間に、獨逸の大策は漸く芽を出し花を啓き終に望む所の成果を收めたのであつた。獨逸本位で評すればカイゼルの策は頗る巧妙と謂はねばならない。カイゼルが秘藏せる此大策を打つて出る前に猶一の豫備試験が要つた。第一に英國に日本と結ぶの氣がなければ、縦し氣があるとしても第二に日本が之に應ずるの意向がなければ折角の妙案も不成立に歸し、口を出した獨逸は恥を招くに終るであらう。故に此兩點を確むる迄は未だ秘藏の大策を口外する時機は到來しない。カイゼルが如何なる方法に由て此の二點を確めたかは英獨協商節下に述べた通りであつた。カイゼルの試験問題に對する日英兩國政府の答案は彼が豫期した通りであつたから、茲に總ての注意手續は完了した。今は大策打出しに何の躊躇すべきものもないとして、カイゼルはエツカアドスタイン男に内命を下し、英京に活動せしめた。前にも述べた如く同男が英京に於て英國側の巨星等に當りを試み、其巨星等が露國の專横に對抗する爲には光輝孤立の傳統政策を捨てても利害を均うする他國と提携するの底意あるを察觀し、然る後我林公使を訪問せるは我國が英獨協

商に加入してから僅かに四個月であつた。英國の大家と面會して意見交換を遂ぐるには鮮からざる時日を要することより推見すれば、「エ」男は日本が英獨協商に加入するや否や直ちに運動を開始したのであつたらう。やがて日英同盟談が満足に進行して双方共に信義を損することなくしては後に退けなくなりたりと見るや、カイゼルは時分はよしと、日英同盟談より自國を脱退するの策を採つた。朝令暮改を何とも思はぬカイゼルとしては其の廻避策を講ずるなど朝飯前の事であつた。彼は往年南阿の怪將クルユゲルに祝電を發して痛く英國官民を怒らしながら、三年後に其クルユゲル將軍が渡歐して列國を歴訪せるに當り、將軍に謁見を與ふるを拒むで英國の機嫌を取り直さんとした位である。今や彼は再び故らに英國の怒を買つて以て英國政府をして日英同盟參加を獨逸に提談するの餘地なからしめむとした。彼は獨逸海軍擴張の必要を高調して暗に海上に於ける英國の專横を諷刺し、猶、宰相をしてライヒスタアグに於て之を敷衍せしめたので、彼の目的は充分に達せられた。英國官民の對獨反感は復も昂進して獨逸を日英同盟に誘引するが如きは問題外と視らるるに至つた。

之を要するに獨逸は歐洲に覇權を握るため露國の兵力を去勢するの必要があつた。露國兵力を去勢する方法は彼を東洋に押し送つて日本と事を構へしむるに在つた、日露の取組を見るため

陰謀の成功

には日本に同盟國を與ふるを捷徑とした、日本に與ふべき同盟國としては英吉利を以て最適役とするが英をして其傳統政策を捨てて日本と結ばしむるには獨逸自ら同盟に参加するの意向を示さなくてはならなかつた。所で日獨英の三國同盟が實現すれば露西亞は引込むで日露取組は畫餅となるであらう。故に獨逸は初めに「盟に参加するの風を裝ふて日英を誘き出し、同盟談判進行中に適當の時機を見事らい之より脱逃するより外に策はないと見た。斯くしてカイゼルの陰謀一々に當り美事に成功したのであつた。勿論日本としても將た英吉利としても徒に獨逸の傀儡となつた譯ではなかつた。彼等は各特殊の算盤を使用し、會々夫が獨逸の陰謀を便利とする理由があつたから萬事獨逸の思ふ通りに進行したに過ぎない。獨逸外交の成功は十二分であつたが同時に日英兩國の外交も亦各所期の目的を達した譯である。夫は兎も角日英兩國は縁談の發端に於てこそ媒酌の便利をも感じたれ、纏て肝膽相照しては第三者は却て邪魔になり、水入らずに話とはんとん拍子で進んだ。極東に於ける日英利益の一致投合は前述の通りであつたから、同盟談判に多大の困難があらう筈はなかつた。困難は意外の邊より起つて來た。

#### 第四節 同盟交渉と伊藤侯

明治三十四年夏米國エール大學よりエル、エル、デイ學位の贈與の申込を受けたる伊藤侯は之を機會として米歐に漫遊すべく、八月中旬出發した。滯米一ヶ月餘にして佛國に渡つたのは十一月初旬であつた。是より先き桂首相は伊藤侯渡米前葉山に於て侯と會談し、日英同盟問題の當時の現状を内告したる所、伊侯は日英同盟に可能性ありとせば主義に於て賛成なりと言はれたる由にて、桂首相は之に安心して愈同盟談を進むるに決したのであつた。茲に又井上馨侯は豫て日露關係につき伊侯と憂を同うし來りたる所、今回伊侯が外遊する機會に於て露都に立寄り、個人ながら露國當局と腹藏なき意見の交換を爲し、能ふべくむば他日に期すべき日露協定の下相談までも遂げられんことを切勸したりとのことで、伊侯は桂首相に告ぐるに此事を以てした。首相はこれ亦能ふべくむば希望する所なりと挨拶したる由である、伊藤侯と桂首相との此談話より察するに伊侯は日英同盟問題を以て英國傳來の孤立政策より餘りに懸け離れ居り、殆んど眞面目性を缺くものと思惟し、偕こそ主義に於て賛成なりと答へしもの、内心に於ては蓋し日英同盟は物にならぬと考へ、寧ろ物になりさうな日露交渉に取り掛るを捷徑と考へて居たのであらう。之に反して桂首相は露國相手の談判は到底深く望を囑すること克はず、寧ろ目前に問題となり居る日英同盟談を進めんと欲し、而も日露談合は縦し徒勞に歸するとするも夫は個人としての伊侯の

葉山の會談

徒勞にして政府の關せざる所と辯し去るを得べく、つまり事に害なかるべしとの考でありしかと察せらるる節がある。即ち伊侯は桂首相の大事がる日英同盟問題を物にならぬと見て主義に於て賛成てふ體裁よき挨拶を爲し、其の實日露協約を物にせんと内心に期したる一方、桂首相はこれまで日露交渉に成功した前例なきに鑑み、今回とても到底物にならぬと見當を付け、伊、井、兩侯折角の苦心に反對するにも及ぶまじと考へて日露妥協を目的とする意見の交換に主義として賛成なりと愛嬌的挨拶を爲したるもの、内心は日英同盟を物にしたしと私かに期せる所ありし始末であつたと察せらるるのである。兎も角伊侯が米國漫遊より渡歐、巴里に着きし頃は倫敦に於ける外相ランズダウン侯と我林公使との間の同盟談は諷言暗示の域を超えて眞面目の交渉へと發展し、英國より協定案を公然提出せられたる時であつた。

林公使は命に依り、英國政府より提出せられたる日英同盟協約案を携へて巴里に赴き之を伊藤侯に内示した。物にならぬと思ひて曩に主義として賛成なりと答へたる同盟談が案外にも急速に進捗して今や英政府より公然の提案を差出されたのだから、伊藤侯は寧ろ驚愕を以て之を迎へた。英國案に依れば韓國に於ける日本の特殊なる地位は認められてある。清國に於ける日英相互の地位も適當に認められて居つて一見之に向つて大なる反對を狭むべき點もない様であるから、曩に

伊藤侯去  
就に惑ふ

主義上賛成なりと言明せられたる伊藤侯としては正面攻撃をなすべき餘地はなかつた。一方には此問題を物にならずと見切りをつけて露都へは業已に訪問の申込をなし、而も欣然御來訪を待つとの回答を受取りたる後の事だから、流石の伊藤侯も大に去就に惑はざるを得ざる破目に陥つた。但し伊侯が外遊の序を以て露都を見舞ひ、其の當路者と腹藏なき意見の交換を爲すことは、侯が本邦出發前桂首相に於て希望する所であるとの言質を得て居ることであるから、伊侯は此言質に立脚して、目前の日英協約案に對しては深く是非の説を述べずして、兎も角約束済みの露都訪問を今更中止することも出来ない、是より露都に行くこととするから、露國當局と充分談議を遂げ見るまでは英國案に對する回答を差控へ居られたいと申し出られた。然るに日英同盟談は其の發端に於て双方相思とは言へ日本側よりも随分深入りしたる行き懸りあること故、英國政府が閣議を済まし皇帝の御裁可までも經て公然と提案を差出されたる今日となり、立派なる理由なくして數週間を握り置く譯には行かない事情の下に在つた。加之伊藤侯ともあらう者が米國より巴里に渡り、時節柄倫敦を餘所にして露都に赴かんとする噂が立つたから、英國政府の注意は侯の舉動に集中しつゝあつたのである。左れば伊侯の右の注文は我政府に取つて鮮からず苦痛の種子であつた。林公使に對し外相ランズダウン侯、次官バアティ等より口を揃へて伊侯渡歐の用向を尋ね

小村外相  
の自由な  
る立場

らるる有様は慥かに彼等の胸中、日本は此際英露に跨りて競賣を試みんとするものとの疑念を以て満たされ居ることを明示して居つた。而して桂首相から見れば伊侯の出發前葉山の會談に於て侯が露國當路者と腹藏なき意見の交換を遂ぐる事は希望する所なりと挨拶したることありし手前、今更伊侯に向つて注文がましき事も言つて遣れない事情であつたらしく察せられた。茲に小村外相は伊藤侯出發後に歸朝して外相に就任したのだから、何等の係累もなかつたのを幸として、伊藤侯に向つて遠慮なく日英交渉の現状は遲疑を許さざる事情に在ること及び英國當局の無理からぬ疑念を直言し、同時に伊侯と桂首相の中を取り持ち、伊侯の露國行を早め且日英兩國政府間の交渉を圓滿に進捗せしめ得る様配慮を請ふ旨の懇願的電信を發し、猶ほ林公使を通じて伊侯と露國當局との意見交換なるものは口頭にて成るべくあつさりと濟まされたき希望をも申込むだ。一面英國政府に對しては伊藤侯の露都訪問は全然個人的にして何等官務を帶ぶるものに非ざることと斷言したのであつた。伊侯は已むなく、露國行を豫定より二週間早めて十一月二十五日露都に乗り込むだ。露國政府に於ては、日英間已に半歳に互る同盟内交渉の行はれ居ることを探知し居つたかどうか。例のカイゼルが親切ごかしに之を露帝に密告せざりしか、其の邊は更に分らない。露國側では單に遠來の大賓を厚遇する積りであつたか、但しは伊侯の來訪を幸ひ進行中の日英談

判を喰ひ止め、却つて日露の間に極東時局を協定せんと待ち構へ居たものか、均しく分らないが、兎も角露國當局は勿論皇帝までが伊藤侯に對し歡待至らざるなく、時局問題に對しては日露兩國共に韓國の獨立を承認するとして、露國は韓國に對して政治的利益若干を有するに過ぎず、それとて韓國獨立の外には對馬海峽の交通自由位のものにて、此等の事が正確に保證せらるれば、其の以外に互る商工業は勿論政治上の事も擧げて日本の優越權を認むるに躊躇せずと言つた様な色よき態度を提示したと云ふ。伊藤侯は前述小村外相懇電の手前、露都に長居する譯にも行かずして早々伯林に引上げたが、露國の態度が是迄になき懇懇謙讓的なりしに勵まされてか、倍々日露協定説に傾き來つた。同侯は伯林より侯と露政府當局との談話の概要を電報すると同時に、露國は我國と協調を遂ぐることを衷心より希望するものと思惟せらるるが故に、日本の外に於て韓國に利益を有する唯一の國たる露國と妥協に達せむがためには今日を絶好の機會なりとし、此際斯る協調を試みんことを強く政府に勸奨し來り、右協調は日英同盟締結の後に於ては勿論不可能となるべき旨と、日英協約より獨逸を除外するは會々以て獨逸の怨恨を招く所以なるが故に極めて不得策となし、日英共力して獨逸を協約に誘引するの可なる事とを附言し來つた。

伊藤侯當時の意見は一言以て之を蔽へば日英同盟談を中止して日露協商を遂げんとするにあつ

伊藤侯訪  
露後伯林  
より意見  
を電送す

た。少くもそれと同結果に歸着する。何となれば日露協調は日英同盟締結の後には不可能となるべきこと伊侯の言の如しとして、日英同盟も亦日露協調の後には不可能となるべきは自明の理であるからである。前に述べた通り抑日英兩國を驅りて互に接近せしめたものは露國の極東に於ける行動であつた。日本が其の露國と協調を遂げたりとせば、夫は一たび接近せる英國を見放しての上でなければならぬ。茲に於て伊侯の此意見は本邦出發前桂首相に向つて日英同盟は主義として賛成なりと答へたる時の意見より一變したるものと謂はざるを得ない。當時極東の時局を日露親善協調に依つて一定せんとするの説は少數ながら本邦一部に存在し、中に多少有力者もあつた。伊藤侯外遊の隨行者たりし都筑馨六男などは此論者中の錚々たる者であつた。本邦に於ける元老中、井上（馨）侯の如きも其の一人であつたから、前陳の事情は遂に在歐の伊藤侯と在内の井上侯と東西相呼應するの勢を呈して來たのであつた。

日露協調派

一方に於て小村外相を始めとし多數の者は露國を以て危険にして厄介至極なる強隣と爲し、露國の言約に信頼すること克はずとした。殊に漸次武斷派が擡頭し來りたる露國の政策を以て我國の安全保障と殆んど兩立し得べからざるものと見て居つた。由來露國の東漸はビイター大帝の遺訓に依ると謂はれ、時に一張一弛はあれども、東漸の一事は曾て斷念せられたことはなかつた。

日英同盟派

我國に於ては此強大なる勢力との衝突を避けむがため明治二十九年山縣ロバノフ協定を結び、次で西ロウゼン協定、小村バプロフ協定等幾度か妥協を試みたるも、先方は國約を深く意に介せず、放漫なる態度を以て滿洲に臨み、終に韓國にまで侵入せんとしつつあつた。今復た彼と一片の協約を締約したりとて果して何程の効果があらうか。否其の頼み少き協約すら果して彼と結び得るであらうか。日英接近を離間せんがため一時的に懇懇謙讓の態度を装ふても、日英一たび物分れとなり、而も英國の忿怒に觸れたる日本が露に近かんとする時、露は前の口約を忘れたかの如く難條件を提出し、日本をして進退兩難に陥らしむるが如きことはなからうか。既往の辛き實驗に顧みれば露の甘言に乗じて一時の安を偷むこと危険千萬ではないか。之に反して英國との接近乃至同盟は兩國の利害休戚全然一致するものがありて眞に唇齒輔車の關係を爲して居る。彼と此との取捨言はずして明瞭なりとは日露協調反對論の要點であつた。斯くて日本政界には端なくも二大潮流の對峙するを見たのである。英と結ばんか、將た露と組まんか、親露派には伊藤侯あり井上侯ありと雖も伊侯の露都訪問は元來私的旅行にして何等公然の使命を有せず。親英派は閱歷より言へば伊井兩侯の乾兒に屬すと言ひ得べけんも、其の主張には不拔の底力あり、其の對英交渉は一々陛下の御裁可を経て行ひ來れる公的行動であつた。

帝國外交  
分水嶺に  
立つ

明治大帝  
の親裁

親露説勝つか將た親英論が通るか、帝國將來の運命は實に懸りて此兩派の起伏消長に在つた。帝國の外交は方さに分水嶺上に彷徨した。左せんか右せんか、此斷定を下すものは明治天皇陛下であらねばならなかつた。此問題以前に於ても又其の以後に於ても我國が大問題に逢着するときは、責任大臣の閣議に加ふるに元老會議ありて、元老間及元老と閣臣との間に議一決するを俟ち御裁可を仰ぐの段取となるのであつたが、今回に限り主腦元老と閣議とが正面衝突の行掛りとなつた。斯ることは空前であり恐くは絶後であらう。茲に於て叡聖文武明治天皇陛下はいとも有り難き御決裁を下された。伊藤は曩に主義として日英同盟に賛成して居つたのではないか、今日に至り同盟締結を遅延することある可らずと、聖斷一下帝國の前途九鼎大呂の如しであつた。斯くて明治外交未曾有の難關を脱し得たる後の日英同盟交渉は圓滑に進捗して翌三十五年一月三十日倫敦に於て目出度同盟協約は英國外相ランスマウン侯と我林公使との間に締結署名せられたのであつた。

## 第五節 第一回日英同盟協約

### 一 協定發表、獨逸の態度

日英同盟協約は東京と倫敦との時差を見計らひ、倫敦に於ては二月十一日夜、東京に於ては同十二日朝何れも議會に於て發表せらるることとなつた。是より先き東亞に利益を有する諸大國政府には公表前内密に同盟協約の内容を通告することに兩國政府間の話し合ひがあつた。殊に獨逸政府に對しては、同盟談の發端の事情に鑑み、交渉發展の或時機に至らば、之が加入を勧誘するの底意であつたが、前に詳述したる事情に因り英國國民の對獨反感は斯る親善關係の繼續を許さない場合となり、且日本 しても強て獨逸の加入を主張すべき理由もなかつたから、加入勧誘は自然立消となつた。然し同盟成立の曉には日英兩國外相より獨逸大使若しくは公使を招きて其の成立を告げ、且之に條文を内示することとなつた。之に對し獨逸政府より我政府に對して爲されたる挨拶は頗る面白い、左に其の要領を摘記しよう。

獨逸政府ハ日英協約ヲ以テ極東ノ平和ヲ維持シ、且之ヲ鞏固ナラシムルニ最重要ナル機關ト認ム。清韓兩國ニ於ケル獨逸ノ利害關係ハ或程度ニ止ルヲ以テ、獨逸ハ好意的局外中立ヲ守ル積リナリ。獨逸ニシテ好意的局外中立ヲ守ルニ於テハ不幸開戦ノ場合ニ方リ、佛國ガ露國ニ援助ヲ與ヘントスルニ際シ、歐洲ニ於テ佛國トノ國境附近ニ獨逸軍隊ノ動員ヲ行フトキハ、佛國ハ疑惑ヲ生ジ、充分ノ援助ヲ露國ニ與フルヲ得ザルノ結果ヲ生ズベシ。要スルニ獨逸ハ積極的

態度ヲ執ルヨリモ寧ロ局外中立ノ地位ニ立ツヲ以テ世界平和ノ維持上最必要ナル手段ナリト信ズ。

伊侯對獨  
觀の誤

伊藤侯が伯林より發せる電信には、獨逸は日英同盟參加の案内を受けざれば、之に不満を起して露と結ぶの虞ありと述べてあるが今や獨逸は單り不平を起さざるのみならず、自分は好意的局外中立を守りたしと言ふて居る。茲に至つて伊藤侯が少くも對獨關係に於て觀測を誤つたことが證明された。尤帝政時代の獨逸政府の好意的局外中立とは頗る曖昧なるもので、之を問ひ詰むれば嚴正中立となるのだから、當てにはならないとしても、兎も角獨逸は日英同盟成立の内報に接して積極的態度を執らざること即ち同盟參加の舉に出でざることを陳辯こそすれ、同盟の成立に對しては東亞の平和維持のため最重要の機關なりとまで賞揚するを吝まず、却つて大満足の態度を示したのであつた。當てにならぬは勿論としても有事の日に當り獨逸は佛國境に動員して以て佛國をして露國を助くること克はざらしめむとの意を仄かし、對露戰爭を日本に後援する馬脚を遺憾なく露はした。此一言は獨逸の行動の全部を説明し盡して居る。謂ゆる間に落ちず語るに落つるとは此事であつた。我輩が上段に於てカイセルの見地より日英同盟の成立を必要なりとし、獨逸は其の成立を獎勵するため、當初同盟に加入するが如く見せ掛け、いざと云ふ段に至り、逸

脱せんとするものなりと斷定したのは此の動かす可らざる事實に立脚したのである。

## 二 協約の説明

清帝國と  
韓國

第一回日英同盟協約前文に於て清帝國及韓國の獨立と領土保全を維持すとあり、茲に清國及韓國と言はずして清帝國及韓國と念入りに言ひたるは日英兩國政府の意を込めたる所である。一九〇〇年（明治三十三年）十月十六日附の英獨宣言（日本加入）には單に清國とありしところ、其の後露國が滿洲に軍隊を駐めて將に清帝國の一角を割取せんとするに際し、獨逸は其の力滿洲に及ぶ能はずと稱して同宣言適用の範圍を支那本部に限らなうがため、ビュウロウ宰相はライヒスタアグに於て「英獨宣言ニ謂ユル清國トハ支那本部ノコトニテ滿洲ノ如キハ意衷ノ外ニ在リ」と聲明したことがあつた。此は露國が極東に深入りするは獨逸の豫ての希望であつたから獨逸は自己の利益觀念に驅られて一の曲解に出でたるに相違ない。今度の同盟協約をも其の流儀で曲解せられては困る所から、獨逸の加入を幾分豫想に入れたる日英兩國政府は特に清帝國及韓國と明記してビュウロウ宰相の如き曲解の餘地なからしめんとしたのである。

同じく第一同盟協約に於て相互に承認せられたる權利利益とは日本に在つては支那に於ける利

益の外に朝鮮に於ける政治上並に商業上及工業上格段に有する利益にして、英國に在つては單に清國に於ける其の利益のみであるから、此儘にては日英同盟に依つて擁護せらるべき權利利益の分量は日本に偏重して、兩國の間に自ら公平を缺くものと視られないでもない。此不權衡を醫するため、印度邊防の利益を同盟擁護の範圍内に加ふべしとの説も見えた。しかるに日英兩國政府は同盟談の當初より自國領土の防衛を念頭に入れなかつた、各自領土を離れたる出先の權利利益が他國の政策と行動とに依つて脅威を感ずるに至つたから、此脅威を受けつつある、又は受けんとする權利利益を相互共力して擁護しようとの見地より出發したる次第であつた。若し日英とも各自國の領土の防衛までも同盟の共同擁護に托せんとすれば、同盟の性質は茲に根本より一變するに至るであらう。獨逸の三國同盟の如きものが極東に打ち建てらるることとなるであらう。殊に獨逸の參加を多少期待したる筈の日英としては當初の新趣向の同盟の性質を變更するとなれば更らに熟考を要する譯となる。流石は事理に明らかなる英國政府のことだから印度邊防問題を掲げて同盟の擁護下に立つべき權益分量の論を言ひ張るがごときことはなかつた。

## 第六節 第二回日英同盟協約

然るに第二回日英同盟協約締結（明治三十八年八月）に於ては第一に獨逸加入は問題外に置かるることとなり、第二に日露戦局の發展上日本が韓國に於て一種獨特の地位を獲得したるに因り、韓帝國の獨立と領土保全とは新協約前文より除かれたるのみならず、其の第三條に於て日本は韓國に於て政治上軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有するを以て英國は日本が該利益を擁護増進せむが爲め指導管理及保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認したのであつた。茲に至つては同盟に依つて日本が益する所は餘りに顯著となり、英國側が相も變らず清國に於ける利益の擁護を受くるのみとありては英國の輿論が濟まなくなつたから、今回は印度邊防を掲げ來つて彼此權衡を圖つた譯である。蓋し第一回協約は極東に於ける露國の行動が餘りに激越に互り、日露の利害衝突は干戈ならでは決するものあるべくも見えず、山雨將に至らんとして風樓に滿つるの觀ありし際に締結せられたので、而も其の兵力援助の順序方法は獨逸式であつた。即ち三國同盟の規定の如く同盟の一方が第三國と交戦に至りたる場合他の同盟國は局外中立を守るべく、若し別國が來つて其の第三國を援助すれば、他の同盟國は始めて中立の態度を脱して兵力援助を提供すると



云ふに在つた。之に反して第二回同盟協約は日露戦争の終期に至り露國は陸海守を失ひ、日本軍の名聲赫々たる最中に改訂せられたのであつた。此時獨逸の態度は倍々冒險的となり、英國は最之を危険視し、ために佛國と接近して歐洲方面の平和を維持せんと決心した後であつたから、第二回同盟協約は獨逸味を脱し本然普通の同盟條約を締結せんと欲するに至つたのである。即ち同盟の一方が挑發することなくして、條約前文所定の領土權又は特殊利益を防護せんが爲め他國と交戦するに至りたる時は、他の一方の締盟國は直ちに來つて其の同盟國に援助を與ふべしと云ふに在つた。此は日本が元來期待して居つた體容であつたから難なく纏つた。印度邊防問題がすらすらと通過したのは領土權擁護の新元素が輸入せられたからである。第一回同盟協約が締盟國各自領土を除外し出先きの權利利益を他國の脅威に對し擁護するに出たるに反し、第二回同盟協約は東亞及印度に於ける兩同盟國の領土權の防護が主たる目的の一となつた所に根本的原則の變化を見るのである。

### 第七節 第三回日英同盟協約

第三回同盟協約は第一回及第二回同盟協約當時とは全然異りたる事情の下に成立したのである。

抑西曆一九一一年（明治四十四年）に至つて國際政治系統は合離轉變の後一新生面を開いた。數年前干戈相見えたる日露兩國は第一回（明治四十年）及第二回（明治四十三年）の協約に依つて滿洲蒙古に於ける兩國の利益を整理し、完全なる協調に達し、東亞に於ける一種親善の關係に入つた。日佛間も亦明治四十年の協約及宣言に依つて支那に關し、又印度支那につき妥協親善の關係に進むだ。英國も亦時勢の潮流に乘りて佛國との結束を愈親密にすると同時に、傳來の宿敵たる露國とも一の協調を遂げたのであつた。茲に至つて極東に於ては、日英、日露、日佛の協定成立し（此の外に日米間にも高平ルウト協定が出来て居つた）、歐洲に在つては佛露、英佛及英露間に同盟若くは親密協調の出現となつたのである。之に對し獨逸は曩に清國に關し英國と謂ゆる英獨協商を結び、日本も亦之に加入したることあつたが、前に述べたる如く滿洲を其の宣言範圍外なりと勝手に曲解したるなど誠意の認むべきものが無かつたから、該宣言は自然立消の姿となり了つた、之を外にしては歐洲に於て在來の奧伊を對手とする三國同盟を有するのみであつた。嘗てビスマルクは獨逸國外に何等の同盟又は協約の存在せざりし時代に於ても猶ほ同盟軍に攻め寄せらるる惡夢に惱まされたることであつたが、今や獨逸は前掲の如く前後左右に或は同盟或は協調の續出を見たる事ゆゑ、愈猜疑の念に驅られて、軍備擴張に日も足らざるの有様であつた。

但し一方に於て獨逸眼を以て見れば露國は極東戰爭敗北の殘兵を以て何事も爲す能はざる状態に在り、英國も亦三年に亙る南阿の遠征に痛く疲勞し、而も老朽漸く振はざるものあり、孤立の佛國は齒牙に掛くるに足らず。觀じ來れば地平線上我獨逸に拮抗し得るものなしと思ひ込み、陸軍は勿論となし同時に海軍を起し、陸には佛露を屏息せしめ、海には英を凌駕して茲に宇内の覇を握らんと野心に満たされたのであつた。此形勢を看て取つた英國は獨逸の挑發に怒る代りに英獨間に海軍に關する妥協を遂げて以て世界の平和に寄與する所あらんと様々に苦心したが、已に野心に魅せられたる獨逸は一向に耳を假さなかつた。

由是見之第一回日英同盟協約は極東に於ける風雲急にして日露の衝突迫らんとせる際に締結せられたが、第三回同盟協約を議せんとするに際しては、今度は濃厚なる低氣壓は歐洲に現はれ、英獨の爭覇戰或は避け難からんとする形勢が見えた。斯る形勢の下に於て世界到る所脅威に曝されたる領土を散有する英國としては、極東の覇者たる日本との同盟を持續せんと欲するは勿論であつた。但し同様の理由は英國をして米國を閑却することを許さざらしめた。英國に取つて最大最要の海外領土は加奈陀であり、其の加奈陀は米國と接壤三千哩に亙る密接の關係に在る。加奈陀の運命は英米關係に懸つて居るのである。加之歐洲に於て一朝事あれば物資又は金融萬端は米

世界政局  
の變轉

國に負ふ所莫大となるべきは明かであるから、豫め米國の歡心を贏ち置くことは英國に取り誠に喫緊事である。所で米國には日英同盟を喜ばない者が少くない。日米の間に一種の暗雲なきにしてもあらざる折柄、日本と萬一の事ある場合に、同族アングロ、サクソンの英國人から背を突かるるは忍び難き所なりと呼號する論説は米國の新聞雜誌に續々と見える。而已ならず此感情は英國の多數に於ても抱かれたる所であつた。日米爭議の主因は移民問題である。此問題に關しては英米の利害全然一致して居る。不幸にして移民問題から日米戰爭が起るとせば、英國人は英國の利益をも代表して日本と争ふ米國に對して滿腔の同情を禁じ得ない。其の國に向つて日本を助けて戰爭するなどとは不自然極まる事であるとは英國民殆んど一般の輿論である。英國政府は此輿論を無視する譯には行かなくなつて、遂に英米間に所謂總括的仲裁條約を締結せんとする米國政府の提議に接し、之が交渉に應ぜざるを得ざる場合に逢着した。

茲に至つて英國政府は一のデイルンマに陥つた。國民多數の輿論に従つて米國と總括的仲裁條約を締結せん乎、勢の赴くところ英米間に一の不戰條約を結べると同一の結果を持ち來すであらう。米國と不戰條約を結べば、從來の日英同盟を繼續すること不可能となる譯である。然らば日本との同盟に斷念せん乎、時もあらうに、對獨政局漸く機微危殆に陥れる其際、好んで有力な

グレキ卿  
のデイル  
ンマ

る援助者たる日本と分かれる事は大局上忍び難き所である。米と結ばん乎、日本との離縁を奈何せん、日英同盟を續けん乎、米國の不满と國論の反對を奈何せん。此れ實に英國政府が痛く去就を決し兼ねたる難問題であつた。此際に處したる小村外相の腕は牙えたものであつた。抑日本外交の樞軸はこれまでは日英同盟であつた。日露日佛の兩協約の如きは言はば日英同盟の樞軸より打算し出されたる餘波であつた。其の日英同盟は締盟國双方とも當面の目的即ち東亞及印度に於ける領土權と特殊利益とは第二回同盟協定時代より已に孰れも確保せられて、今や何れの方面よりも何等脅威を受けざるのみならず、近く之を受くべき虞もなくなつたのである。故に日本から言へば日英同盟は最早必要と謂ふではなくなつた。然し世の中には必要でなくても、猶ほ在つた方が利益且便利なるものが幾らもある。今や日英同盟の日本に於ける恰も其の場合であつた。同盟は既往に於て日英双方に至大なる利益を齎らしたるのみならず、世界の平和に貢獻せることも甚大なるものがあつた。今後と雖も英國政府が猶ほ此同盟に大なる信頼を繋ぎ居ること前述の通りである。日本としては此同盟を床の飾物として保存し置くことに由つて猶ほ世界平和に心理的貢獻を爲さしむる餘地ありと見たのであつた。其所で英國外相サア、エドワード、グレキ卿が日米間のディレンマに立ち遂巡去就を決し兼ねつつあるを見たる小村外相は「日英同盟兩國の孰れ

小村侯の  
粹外交

かが第三國と總括的仲裁條約を締結したる場合には、本協約は右第三國と交戦するの義務を前記同盟國に負はしめざるべし」との案を進むで提議したのであつた。粹を利かした小村外相の裁きで、英國政府は日本との同盟と米國との好誼と併せて全ふることが出来、始めて愁眉を開き得て厚く日本の思ひ遣りある提案を歓迎した。グレキ卿が其近著二十五年回顧録に於て日本外交の思慮深き穩健を嘆賞し、一例として英米總括仲裁條約締結の活路を拓き呉れたることを特筆したのは吾人の意を得たものである（回顧録第二卷二〇〇頁）。第三回同盟協約は斯る事情の下に明治四十四年七月に成立したのであつた。

我輩は大正六年米國に特派せられたる際一夕紐育に於て第三回日英同盟協約締結當時の事情を演説したことがあつた。當時日本にして少しにても對米戦争の夢を見て居つたとすれば、自ら進んで米國を日英同盟適用範圍より除外しようとして提議する筈がない事を力説して彼國識者の深き諒解を得たことがあつた。其の後米國の友人が我輩の演説を引用して日本の對米誠實さを證明したる演説及論文を新聞雜誌に見て満足に思ふたことが幾度もあつた。

斯くて小村外相は床の飾物を利用して一方英國當局者より深き感謝を得たるのみならず他方米國官民より興味ある鑑識を受くるの基礎を作つた。方に一石を投じて二兎を獲たものである。畢

竟日本外交が日英同盟を床の飾物視するの地位に在つたから斯る牙えた手段を採り得たのである。

### 第八節 日英同盟の廢棄

該協約滿期即ち一九二一年英國の政局に當れる首相ロイド、デョウヂ外相カーゾン卿等は此間の纏綿せる事情を知らない筈は勿論ない。之を知りつつも猶ほ目前の政情に制せられてか、日英同盟を邪魔物視し終に英米日佛の四國太平洋條約中の一個條を以て之が廢止を宣言した。之を春秋の筆法で言へば英國政府は日英同盟を太平洋に水葬したのである。エドワード、グレキ卿の如きが英國の外交に當つて居つたら斯る非武士道的なことはなかつたらうと思はれる。茲に序であるから一言して置きたいのは世人は日本を以て英國との同盟に戀々たるものと爲し、英國政府から離縁狀を突き付けられて痛く不満を抱いたと評し合へることである。夫は大なる事實錯誤である。日本は前に述べた通り日英同盟を以て業已に所期の任務を立派に果了したるものと見て居つた。日英同盟は第一回に三年（明治三十五年乃至三十八年）の現役を終り、第二回に六年（明治三十八年乃至四十四年）の豫備を済まし、第三回に十年（明治四十四年乃至大正十年）の後備まで、勤め上げたもので、此の上は兵役に勝へないまでに年齢が進むだ人のやうに日本の有識階

日英同盟  
太平洋に  
水葬せら  
る

第三回同  
盟は日本  
に取り床  
の飾物

級からは見て居られたのであつた。第三回同盟協約締結問題が起つた時、日本は已に同盟の過去現在及將來を看過して居つたのだが、世界政局の當時の有様に照し今暫く床の飾物として保存するは益ありて害なしと見て、米國を同盟の除外例としてまで、英國をして其ディレンマより脱するを得せしめたのである。英國の希望とさへあれば當時日本は該同盟を廢止するに異議のあり様はなかつたのである。其日本を以て何時までも同盟に戀々たるものとし、離縁狀を渡されて怒つたと推量するなど飛んでもない見當違ひにして而も日本外交に無理解なる沙汰である。日本國民は日英同盟に未練はないが、斯る他に比類なきまでに世界平和に貢獻したる名條約を弊履の如く扱ふに忍びなかつただけの事である。名將が愛馬と分れを惜むが如く武士道的作法を以て適當なる廢止方法に出たかつたのみの事である。尤同盟の有無と關係なく英國に對する親善關係の持續は我國不斷の方針であること勿論である。他方英國と第三回同盟との關係は大に之と趣を異にし、日本の夫の如く淡泊なものではなかつた。第三回同盟協約締結の際は英獨の關係殆んど緊張の極に達し、歐洲は二大陣營に分たれて居つた。此際印度濠洲新嘉坡香港を東洋方面に領有する英國としては日本との友好關係は殆んど絶對必要とする所であつた。英國政府が前述の如く日米の間に狭まると去就に困惑したのは之がためであらねばならない。果然第三回同盟成立後僅か三年に

して世界大戦争となつて、英國が日本の義舉に負ふところ莫大なるものがあつた。英國としては日英同盟から實益を受けたことは主として第三回同盟からであつた。即ち第三回同盟は英國に取つて大なる恩約であつたのである。其の恩約を水葬に付したる仕打が日本人の氣に入らなかつたのは事實である。

## 第四章 日露講和と樺太問題

### 第一節 露國武斷派の跋扈

露國武斷派の擡頭と文治派の退嬰

露國が三國干渉に依つて意外の成功を博した頃より、同國に於ては漸く武斷派の跋扈を見るに至つた。文治派の首領ウイッテ藏相は經濟的見地より東清鐵道敷設と遼東租借とを思ひ付いたものだが、武斷派は滿韓併呑の見地より其計畫に賛同したのであつた。當時は未だ外交の表面に杆格を示さなかつたが、内幕に至つては兩派の間已に氷炭相容れざるものがあつた。此間極東に於ける形勢は走馬燈の如く變轉し、其の變轉ごとに武斷派は權力を増長し、文治派は之を争へども支ふる克はず、皇帝の親裁を仰げば優柔不斷の皇帝は何れとも決せず、文治派の建策に聽きて穩健政策に出るかと思へば、間もなく武斷派の強請を容れて惡辣横暴なる態度を採るなど、列國をして啞然たらしむるもののみであつた。文治武斷の軋轢は常に武斷の勝に終るもので、露國に於ける兩派の争權は間もなく武斷派の專横となり、藏相ウイッテ氏や外相ラムスドルフ伯等は何時の間にか日陰に廻はされた。會々支那に起りたる義和團騒動は圖らずも武斷派をして滿洲に大兵

英獨協商  
に振り向  
きもせず

を派遣せしむるの好機會を提供した。露國傳統の東侵熱は今や高潮に達した。此際支那に於ける門戶開放、領土保全を謳へる英獨協商などは露國武斷派のてんで振り向きもせぬ所であつた。況んやビュウロウ公が議會に於て「滿洲は獨逸權威の及ばざる所にして清國の外である」と放言したなどは猛火に油を注いだ様なもので殆んど煽動に均しき結果となつた。團匪事件に際し直隸省に送派せる露國軍隊の始末に關し、文治派連中が最後の努力を以て、一旦皇帝の勅裁を得たる上、先以て之を北支那より滿洲に引退せしめ、次で三期に分けて軍隊全部を露領に呼び戻す事を支那に約し、且之を世界に聲明したのであつたが、御人善しのニコラス帝は再び武斷派の擁する所となり滿洲撤兵は終に無期延期となつた。日英同盟が成立したのは恰も此際の事であつたが東侵病が已に膏肓に入つた武斷派は更に之に頓着する所なく其暴行の歩を進めた。加之ザアルの宮中には此頃よりベゾブラゾフと稱する山師が入り込み、武斷派と結托して一層險呑なる政策を弄することとなつた。即ち鴨綠江材木會社を設立して皇帝までが其の大株主となり、コサツク兵を使用して營利事業と侵略事業とを兼行するが如き奇觀を呈した。武斷派と山師との結托の事なれば亂暴狼藉は何所に底止すべきや見當がなくなつた。間もなくコサツク騎兵は鴨綠江を超えて南下し平安道は彼等の散歩園に入つた。斯くて日清戰爭に依つて贏ち得たる我戰果は滿洲のみならず

日英同盟  
に頓着せ  
ず

ベゾブラ  
ゾフ氏武  
斷派と結  
托

ず朝鮮に於ても露國の脅威を受くるに至つて日本の威信は地に落ちんとした。

## 第二節 日露談判開始、決裂、開戦

明治三十六年の日露談判は斯る險惡極まる狀勢の下に開かれたのである。是より先き臥薪嘗膽の我國は大國難を目前に見ながら輕舉を慎み、他國からは不思議と思はるる程落ち付いて漸進した。流石の英國政府までが、もどかしく思つて遂に同盟の謎は英國から來た。茲に於て三國干涉に始めて目覺めた日本外交は仲々活眼を發揮した。英國の出した手は快く握つて日英同盟は青天霹靂的に出現した。獨逸は我事成れりと心中喜んだ。佛國は困つた事になつて來たと苦悶したものの、露國との惡縁に引き摺られて行く外はなかつた。日英同盟に對抗する積りか新たに露佛協定なるものを一夜作りに書き上げて之を發表した。蓋し露國の東侵病は疾く已に膏肓に入りて日本を以て貧弱顧るに足らずとなし、英國を以て南阿戰爭の破産者と爲し、日英同盟を以て紙上の空文と爲した。最早露國の武斷派に着ける藥はなく大々の切開術を施すの外に途はなくなつた。斯くて日露談判を開いて見ると先方の劍幕は凄まじきものであつた。先づ滿洲は露國が兵力を以て征服したる土地であるから之が處分に就ては支那の外に第三國の容喙を許さないと高飛車に出

露國劍幕

て来た。小村外相から歴史を忘るる勿れと言はれたが、斯る婉曲なる文句は先方の耳には入らなかつた。武斷政府の筆法で行けば日露に談判することありとせば夫は鴨綠江の南に始まるべきである、彼は日本の利害關係線を大同江で喰ひ止めんとした。同時に馬山浦の租借など出来ない相談も仄かしたのだから、彼に誠意の無いことは一目瞭然であつた。露國に、斯る無意味なる會話で月日を送り、其の間に陸海軍を練り出し、日本を進退谷まる窮地に陥れようとする底意のあることが透いて見えた。

## 談判破裂

日露談判の詳細は開戦當時全部發表せられ天下公知のことであるから茲に贅ししない。野心軍閥と正義文明との戦争は長くは續かなかつた。陸に在つて旅順陥落と奉天の敗北、海に在つて對馬海峡に於ける露國艦隊の全滅、此三段を経てポウツマス講和の幕となり、一個月の談判は極東の政治地理を變改した。ビスマルクの恐れたる露國の無限の人口と旺盛元氣とを極東に傾注して世界を震撼したのはつい昨日の事であつたが、其の露國は今や朝鮮はをろか北支那及南滿洲から城砦鐵道を捨てて敗退した。不凍港の夢に覺め東侵病も始めて全治した様であるが其の治療には途方もない高い醫藥料を拂つたものである。

## 獨逸の注

獨逸が日英同盟の成立を聞いて我事成れり矣と喜んだのは茲で在る。彼の算盤では第一に露西

亞の東侵病を進めて熱を騰げなくてはならない、第二に日本が露西亞の虚勢に怯へて了つてはいけない、日英同盟されれば日本は退かないから戦争は必ず起る、第三に此戦争は多少長引かなくては都合が悪い、そして何れか一方が餘りに勝ち過ぎては困ると云ふ三個條を注文したのである。第一第二は圖の如く進展して遺憾なし、第三の注文に就ては戦争の終結が聊早過ぎ日本の勝利も大に過ぎた觀はあつたが、何しろビスマルク公が悪夢に冒され安眠が出来なかつた強隣露西亞が今や實力より言へば歐洲三等國に慘落して、西隣佛蘭西は全然孤立に陥つたのだから、カイゼルは望外の大成功を収めたといはなければならぬ。茲でカイゼルが勝つて兜の緒を締めたらばホフヘンツォルレン家は九鼎大呂、獨逸は世界の覇者となり濟ましたであらう。其のカイゼルが甲の緒を締むるところか鐵拳を振り腰劍を鳴らし、地中海の巡航、モロッコの上陸、到るところ平地に風波を起して列國の指彈を招かざるはなかつた。彼は歐洲に敵を作りたるのみか日本に對しても黃禍説を振り廻はし態々其の不滿を買つた。日本が成吉思汗の二の舞をして歐洲を席捲し白人文明を蹂躪する所の油繪は彼より歐洲各國王の廻覽に供したと云ふことである。斯くて彼が歐洲のみならず極東にまでも蒔き散らしたる怨恨と忿懣の種子は時と共に實を結び、戰機一たび到るや敵は世界各方面に現はれて終に國を危くし家を亡ぼしたのであつた。

## 第三節 ポウツマス講和

## 一 樺太割譲と償金

明治三十八年盛暑の八月は日本外交史上記念すべき時期である。日露戦役は海陸ともに我國の全勝に幕を閉じ、世界の注意は一齊にポウツマス講和會議に集注せられた。

霞ヶ關では小村外相全權となり、デニソン顧問、山座政務局長以下精英を帶同して講和會議に行かれ、我輩は桂兼攝外相を戴き珍田次官の下に通商局長兼電信課長として御留守役を承つた。派手な舞臺を餘所に見て日夜劇務に服したが仕事は極めて面白く且重大であつたから三伏の炎暑を忘れて一意専心働いたのであつた。

講和會議に於て我方より提出したる要求は十二個條程あつたが、其中八個條は大なる困難なく先方の從諾を得た。朝鮮滿洲に於ける我戰勝に必然隨伴すべき新地位に就ては露國は疾く諦めて居つたからである。而して残る四要求の内、極東方面に於ける將來の露國海軍力制限と對馬海戰中立國港灣に逃竄したる露國軍艦の戦利品としての引渡とは融通性に富める問題で之が解決に大なる困難あらうとは日露何れも思つて居なかつた。たゞ大なる困難は更に残つた二問題で講

會議の二  
暗進ルーズ  
ヴェルト大  
統領の幹  
旋

和談判の成立と決裂とは全然この二問題に懸つて來た。その第一は樺太割譲で第二は償金であつた。樺太の大部は業已に我軍の占領に歸して居つたのだから其の割譲を求むるは勿論である。況して我國は樺太との歴史的緣故があるからこの要求は何れの見地からも正當且當然である。償金としては我軍費約二十億圓を支出したるに拘らず先方の苦境を斟酌して我要求を十二億圓見當に止めたのであつた。然るに露國は一寸の土地も譲る克はず、一錢の償金も拂ふ克はずと頑張つて動かなかつたから、談判は日一日と危急に迫つた。形勢を看て取つた米國大統領ルーズヴェルト氏は深く世界平和に顧念して極力斡旋に努め、日本に對して償金の減額を勸告すると同時に、露國に對しては日本の要求に應じて平和を回復するは人道上の義務なりと説いた。之に對し我國は多少緩和の態度を示したが露國は毫も動かず、形勢愈逼迫した。大統領は彼が與へたる婉曲なる勸告では利き目がないと見てか更に第二回の勸告を發した。今度は激烈率直を極めたものであつた。彼は日本に對しては率直に償金要求撤回を勧め、露國に對しては更に激越に互り、其の露帝に對する親電中極東戦争更に長引かばバイカル以東復た陛下の有に非ざるべしとまで極言した。實に八月二十一日と記憶する。露國の頑強は古來有名で度し難きものがある。我政府ではルーズヴェルト氏の第二勸告に對する露國の態度が一切不明なるに加へて一方ポウツマス談判は愈窮谷



に達し八月二十八日を以て最後の會議を開く事に決したる旨の電報に接したから、閣員元老は連日連夜審議を重ねたる上終に御前會議に於て、已むなくむば樺太、償金の兩要求を斷念しても講和を成立せしむるに一決して其の旨を我全權に電訓したのであつた。他方露國側に於ては斯る事とは知らず、平和、主戰の論議沸騰中に前述米國大統領の第二勸告の親電となつた。同親電は二十一日付で其の翌日露國側に届いたが、更に在露米大使マイヤア氏は大統領の命に因り親電の趣旨説明のため皇帝に謁見を請ひ、皇帝は二十三日午後四時米大使を引見することとなつた。右謁見に於て米國大使は電訓に遵ひ委細説明を言上したが皇帝は相變らず一寸の土地を割くことも一錢の償金を拂ふことも肯んせずと斷言せられ乍ら、但し樺太南部は歴史の關係に鑑み之を讓るも苦しからずと獨り言の様に附言せられたさうである。

## 二 露帝の心底圖らず我耳に入る

露國皇帝と米國大使との會見の消息は不思議なる機會によつて我輩の耳に入つた。八月二十七日我輩は某外交官を往訪して時局談を試みた。談話中先方は我輩の間に對し前段露國皇帝と米國大使との謁見會談の顛末を内話せられた。我輩は之を天祐と思ひ草々暇を告げて桂兼任外相の許

露帝と米大使の會見

に駆け付けた。桂首相は閣議を閉ぢ閣僚と午餐中であつたが我輩急用との取次を聞き早速別室で會つて呉れた。我輩は露都冬宮奥の院に於ける二十三日の皇帝と米大使との會談の顛末を報告してから、愈最終會議は明二十八日に迫つた今日圖らず此報道に接したのは天祐と謂ふべく、幸ひ東京とポウツマスとの間に十四時間程の時差があるから我全權に電訓して取敢へず明日の會議を一日延引せしむる時がある。就ては第一電として明日の會議延引を訓令し、第二電として前に電訓せる樺太斷念を取消して樺太南半割讓説を提議せしむることと爲さるるが此急に對應する唯一の措置ならんと進言した。桂首相は喜色満面で「君の聽いた所によもや間違はあるまいね」と念を押され、我輩は御心配御無用と答へた。然らば取敢へず今君が言ふた通り致さうと斷ぜられて食堂に歸り、我輩は再び車を霞ヶ關に飛ばして珍田次官に報告の上前述の如く第一電と第二電と分けて發電したのであつた。

ポウツマスに於ては我第一電に接して二十八日の會合を二十九日に延ばし、同日第二電に依り「帝國政府は平和に戀々たる誠意の表彰として樺太全島割讓の要求を主張することを斷念し、最後の讓歩として其の南半の割讓を以て満足するに決したり」と宣言せしめた。露國全權は之に對し多少言議を重ねたる後、北緯五十度以南即ち樺太南半の割讓を承諾した。將さに決裂せんとし

樺太南半  
我有に歸す

平和克復 講和談判は斯くして案外圓滿に結了を告げたのであつた。

### 三 講和騒動

人生寸前  
暗黒

人生は寸前暗黒である。フレデリック大王の語を借りて言はば暗夜燈なくして摸索するが如くである。時としては心配なき所も石橋を叩いて渡り、時としては深く心配すべき所を樂觀して暗礁に乗り上げる。若し高所より人生を鳥瞰し得たならば噴飯すべきことだらけであらう。之を日露戦役に就きて言はば、露國側では日本の陸海軍は連戦連勝、君は至仁にして民は忠烈無比、而

露國側

日本側

も英米の深き同情がある。斯る敵は不可抗なりと内心思惟したのに對し、日本側では幾ら撃退しても盛り返し、打つても叩いても手答へのない敵は殆んど持て餘しものである。願れば我兵員彈藥に限あり財政も亦漸く逼迫す、鹿を追ふて山を見ざれば百戦の功を一簣に缺くの憾なきを保せずと思惟した。而もかゝる危虞は出征軍の幹部までが之を痛切に感じたのであつた。表面では互に強氣を裝ふも内實は双方とも敵情暗黒に惱まされた。百方謀者を派し斥候を放ちても確たる報道は得らるべくもなかつた。盲者蛇を恐れずとは責任なき者について云ふ事で、國家の重き責任に當る者に在つては無知は不安を生じ、不安は恐怖を起すのである。船長は濃霧に逢へば停船す

講和騒動  
の起因

る、良將も敵情に疑あれば前進を停止する。双方不安と恐怖とが相待つて講和の機を胎むのである。平和が一度成立すれば不安と恐怖の反動が来る。國民は彼等の抱ける妄想が裏切られたるを見て不満を起す、不満は政府攻撃と化す。政府當局は國民並に軍隊の士氣を鼓舞する必要から日頃過大なる希望を彼等に抱かして居るので講和に際し彼等の無理ならぬ慾望を是正して適度に引下ぐることが出来なくなるのである。此が所謂講和騒動の眞因でなければならぬ。多少の講和騒動は何國にも免れない。其の中で比較的早く事件の真相を解して騒動を切り上ぐるを思慮ある國民と謂ふのである。我國に於ては馬關條約の時に起つた騒動もポウツマス條約の夫も同一の國民心理に基いて起つたのだが、何れも熱の冷め方が比較的早くて騒動も大事に至らずして止んだのは何よりも好く國民の思慮ある事を證明して居る。

### 四 講和批評

日露の平和回復直後に於ける講和の批評中でバイカル湖まで邁進すべかりしと言ふが如き躍起論は且らく措き、哈爾濱占領まで歩を進むるが好かつた、即ちポウツマス講和は尙早であつたと謂ふのは比較的穩健論者の意見であつた。斯る意見は内情に通せざる所から起つたもので、其の

講和主唱  
は兒玉大  
將

山本海相  
(權兵衛  
伯)

不當なりしことは、我國で最熱心なる講和主張者は出征軍總司令部の兒玉大將であつた一事に想到すれば明瞭となることである。同大將はポウツマス談判の遷延がもどかしくて平和速成を滿洲から催促し來りたることが再三あつた。當時内閣で平和速成の最強き主張者は山本海相(權兵衛伯)であつた。蓋し戦争が専ら陸上に限られたる際陸軍大臣は講和論を主唱する譯には行かない立場に在る。其所で自分受持の海軍は對馬海戦で芽目度卒業した山本海相が粹を利かし、國民の誤解に基く非難攻撃を覺悟して不評判の役に當つたのは如何にも見上げた政治家振りであつた。伯の忠誠と義侠心は我輩の深く感佩措かざりし所である。然し實を言へば伯の熱心は聊過度に互つた様である。桂首相が我輩に親しく語れる所に依れば、我輩が前述の樺太南半割讓可能の密報を齎らして首相官邸に走せ、聽て首相より密報の次第を閣僚に披露するや山本海相忽ち憂色を露はし「石井は厄介な事をしでかした、若し彼に聽き損ひがあつたらどうする、小吏が詰め腹を切つても役に立たず、平和の望は立消となるではないか」と叫んださうである。そこは念を押したが大丈夫であると首相の保險附でやつと濟んだのであると云ふが、其の代り愈樺太南半の割讓を得て平和克復との福音に接した時の山本海相の喜は人一倍強かつた。其所に伯の熱誠なる愛國心の流露が見える。

談判破裂  
したら

ポウツマス平和條約に關し前述躍起説と全然趣を異にしたる觀察もあつた。若し談判が破裂したりとせば露軍はリネウイチ將軍の下に次第に膨張するに反して我軍は漸次窮乏の地位に陥るを免れざるべく、長年月の後には南滿洲全部を放棄せざるを得ざるに至つたかも知れないとの悲觀説である。我國に深き同情を寄せた英米人に此の種憂慮を抱くものが澤山あつた。今となりては此の悲觀論者の觀察も當らなかつたことが分る。講和談判より二年も三年も後の事はいざ知らず、當時の日本軍は漸く疲勞したりとは言へ、其の旺盛なる忠君愛國の精神に變りはなかつた、リネウイチ軍が攻勢を執つても之を迎撃することは出來たに相違ない。それは兎も角露國側に於ては戦争が猶數個月長引けば過激派の亂が十月亂よりは激烈となつてロマノフ王朝は倒れケレンスキカレニンの輩が勢力を占むるに至つたであらうことは其の後の事實に徴して疑ふ餘地がない。それと同時に日本でも財政は窮乏の極に達し、現役兵は概ね戦死して鰥寡孤獨は途に滿ち、豫後備の老兵を以て幾かに前線を支へる有様であつたらう。露國の執權者がブレスト、リトフスク條約に類する講和を我と結むだとしても、其の時は我方に於て一文の償金も取り得ないことはポウツマスと同一であつたらう。而して日本の困憊状態は大戦後の佛蘭西白耳義にも増して恐ろしき有様であつたらう。而して夫が獨逸カイゼルの最希望する所であつたらう。兎も角日露共倒

れの運命を免れなかつたことだけは疑ふ餘地がない、念へば戦慄せざるを得ざる譯である。

## 五 ルウズヴェルト大統領の本領

露帝ニコラス二世は一寸の土地も一錢の償金も與へないと頑張りながら、夫となく樺太南半を割譲するの底意を洩らせることは米國の駐露大使マイヤア氏が逸早くルウズヴェルト大統領に電報したのは勿論である。其の電報は露米間の時差五時間餘を見積り二十三日晩か遅くも二十四日早朝には大統領の耳に入つた筈である。大統領は此間の消息を日本側に洩さぬのみか償金問題に就ては之が斷念の勸告を續けて居つた。「日本が干戈を執るに至つた當初の目的は露國が已に承諾せる朝鮮滿洲に關する要求條項で達せられた譯である、左れば若し此上戦争が續けらるるとせれば今後の戦争は日本が償金を主張する爲であると世間の人々が推斷しても已むなき處、日本は世界平和を顧念すると言ひながら金の爲に血を流すとありては折角日本に深き同情を傾け居る米國人は惑はざるを得ない」とは彼が繰返し我全權の考慮を促す爲に用ひた論法であつた。此論法には聊無理がある。日本が償金を斷念せざるが故に戦争が繼續せらるるとは一面の見方ではあるが、露國が戦に負けながら償金を拂はざるが故に戦争が繼續せらるるとは謂ふのも亦反面の見

日本に償金斷念を露國に樺太割譲を懲酒す

方ではないか。金の爲に血を流すものは日本か將た露國か。鮮くも日本單りではない筈である。然し斯る議論は無用である。我國は能くルウズヴェルト氏の立場を諒解せねばならない。彼は日本のみ友人として講和勸誘の大役を引受けた譯ではない。一日も速かに世界平和を回復せしめて無益の流血を避けしめむとするが彼の本領と見て遣らねばならない。彼がマイヤア大使より入手せる露帝の樺太南半割譲の底意を日本に内報すれば、日本より永きに互り感謝を享け得ることは勿論であるが、今此を日本に内報するは平和を速成せしむる所以でない、臆を得て蜀を望むは人情免れざる所、日本が此報道に逆上して更に多きを申出さば其の時こそ平和は絶望となるべし、此を深く彼れの胸裏に藏し置けば萬一談判破裂に至つても彼猶ほ最後の努力を試むべき武器を秘有する譯であると考へたであらう。我輩は大統領が此貴重なる報道を我全權に洩さなかつたのは寧ろ當然とするのである。償金問題に於ても亦然りである。彼の胸中を推測すれば彼には日本に對する同情より起る種々の杞憂又は深憂があつた。滿洲に於て對馬海峽に於て日本はあれ程の勝利を博したのだから償金は當然であるが、何しろ一方は外國との戦争に於て未だ曾て一文の償金を拂ひたる前例なき露國である。クリミア戦争に於て英佛伊聯合の力を以てしても猶ほ償金を拂はしめ得なかつた位である。彼に償金を強ふれば結局談判は破裂となるを免れないとは蓋し

「ル」氏が在露大使の電報を秘せる魂膽

第四 日露講和と樺太問題

「ル」氏が日露談判の中頃より感付いた所であつたらう。其所で彼は一方に於て樺太割讓の要求を尤として露帝に其の承諾を迫り、償金に就ては我に斷念の勸告を敢てしたのであつたらう。ルウズヴェルト氏が露帝の底意を我に洩らざりし事も、我に償金斷念を勸告したことも、世界平和に立脚したる彼の行動の率直嚴正を疑ふべき理由とならない。彼の行動は終始立派であつたと我輩は確信して居る。

#### 第四節 樺太問題の由來

元來樺太は「ギリヤック」、「ラロック」、「アイヌ」等の種族の棲息に委せられたる閑却郷であつた。就中「アイヌ」人は最古く且最多數を占め之が往古外界との關係としては第一章に述べた如く我北海道及奥羽地方との交渉位に過ぎなかつたであらう。支那はバイカル以東を漠然其の領土と稱して居つたが樺太に地方官を派し又は守備隊を送つた形跡もなかつたから寧ろ之を獨立部落と謂ふて然るべきであつた。然るに露西亞の探險隊が歩を進めて沿海州黒龍江を下り其の河口に達して見ると目前に現はれたのが樺太であつた。探險隊から見れば黒龍江は沿海州唯一の吞吐口であり、露國の亞細亞經營上無二の要所たるべき運命に在る。随つて其の對岸は黒龍江防衛の意

露國樺太  
探險

味に於て是亦絶對必要となつて來た。茲に於て露西亞は一八五〇年我嘉永初年に當り先づ黒龍江口にニコライフスク府を建つると同時に樺太探險に取掛つた。夫より三年も経たぬ内に歐洲にクリミヤ戦争が起り、英國は軍艦を日本海に派して露國の西比利亞經營の要點を襲はんとした。露國砲艦は英艦隊の來襲を探知し逸早く浦鹽方面より間宮海峡に逃竄した。當時英艦長は間宮海峡よりオオオツク海に通じ抜けらるることを知らず、樺太島を大陸の突出せる半島と思ふて居つたから露の砲艦を袋中の鼠と喜んで待つた。彼が間宮海峡が海峡であることを知つた時には袋中の鼠は疾くカムチャツカに逃れてペトロバフスクの要塞下に在つたことが海戰史に見える。此時代の海圖が不完全であつたのは此一事でも分る。兎も角露國は此方面に於て他國に先鞭を付けて圖南の計畫を立てて居つたのである。

日本の先  
鞭  
最上徳内  
間宮林藏

然るに日本は更に露國に先んじて樺太に着眼したのであつた。蝦夷土人の樺太往復や肅慎征代の古史は別として、最上徳内が樺太の東西兩岸を探險し、日本領と書いた大石標を打ち建てたのは寛政四年西曆一七九二、三年頃であつた。間宮林藏が最上の足跡未到の樺太奥地に進入し、轉じて西海岸に沿ふて島の北邊を極め、樺太が大陸を離れて島をなして居ることを確查し、更に大陸に渡り黒龍江を遡りたるは文化五年から六年西曆一八〇七年より八年の事である。爾來幕府は

松前津輕兩藩を督して蝦夷を始め樺太にも多少の施設を爲したのである。左れば露國側にて眞面目に樺太南下を策したるは約半世紀後の事である。文化元年（一八〇四年）露國より我長崎に差遣せられたるレザノフ使節一行は樺太奪取の策を有して居つたと言ふものもあるも夫は疑はしい。露國にして當時樺太奪取の底意があつたとすれば、もつと露骨に出て來る筈である。露國の圖南策は矢張り約半世紀後のクリミア戦争に前後して案出せられ、次で實行せられたものであらう。兎も角名義上の支那を外にして樺太に先鞭を着けたものは我日本であつた。我國の不徹底なる樺太經營が一八五〇年頃より擡頭したる露西亞の圖南策と衝突を來したのが日露樺太談判の發端である。斯くて一八五三年（嘉永六年）露國はブウチャチン提督を我國に派して樺太に於ける彼我境界を議定せんと申出でた。幕府からは筑井政憲及川路聖謨を長崎に遣はし之に應接せしめ、和蘭輿地圖に依り北緯五十度を以て日露國境と定めんと答へたが露使は斷乎として之を斥け談判は不調に終つた。ブウチャチンは翌安政元年に再び來たが我は依然北緯五十度より一步も下らず、彼も頑然として應じなかつたから已むなく樺太は且らく兩國共屬と稱して立ち分れた。其の後安政六年（一八五九年）露國は更にムラヴィヨフを我國に送つた。「ム」氏は「ブ」提督以上の暴論を吐いたから談判は勿論不成立に終つた。其の次は文久元年（一八六一年）で我國より竹内下

日露の樺太談判

幕府は北緯五十度説を提議す

野守を正使とし外國奉行松平石見守を副使とし之に御目付京極能登守と外國奉行組頭柴田貞太郎を附けて露都に派遣し宰相ゴルチャコフと談判せしめた。我は相變らず北緯五十度説を主張したが、先方は夫より約二百哩以南にあらざれば不承知とあつて複も破談に歸した。明治維新となり副島外務卿は露國公使に向つて此の問題を持ち出したが纏らず、終に明治八年（一八七五年）に至り我政府は榎本（武揚）公使に命じて交渉せしめたる結果が樺太千島交換の名義の下に樺太全部が露領に歸することとなつたのである。然も世は塞翁が馬でブウチャチン來朝以降我主張たる北緯五十度説は當初の提議後五十二年を経たる明治三十八年八月二十九日ポウツマスに於て案外なる事情の下に實現せらるることとなつた。前段に露國皇帝が樺太領有の歴史に鑑み云々と言及せられたるは敘上の事實を指すものである。

## 第五章 世界大戦中の我外交

## 第一節 世界大戦に到る迄

第二章に述べた通り我國の外交は下田に起りて居留地外交に移り、條約改正外交に轉じた。其の間約三十年を経て日清戦争となり、連戦連勝の末下の關條約の成立を見るや忽ち三國干涉となり、茲に始めて世界外交に直面して朝野に至大なる衝動を與へた。而も我政府及國民は此危機に際し立派に隱忍性を發揮して臥薪嘗膽と決した。次で支那の犠牲に於て列國の奪取競争が始まるや我國も長く之を坐視すること克はずして遂に之に参加した。利害の一致は日英同盟の發現を來し、日露の反目は進むで兩國の格闘を呼び起したのであつた。此戦争に於て我國は陸海共に強敵を壓倒してポウツマス講和條約の締結となつた。茲に至つて我國は世界最強國の一を敗り一躍して世界八大國の伍伴に列し、愈世界外交の檜舞臺に乗り出したる譯であつた。新進の日本外交は只管東洋全局の平和を顧念して之に全力を傾注した。但し東洋全局の平和を確立する爲には韓國を之までの様に動搖不安の状態に残し置くことは出来なかつた。古來朝鮮が如何に我國禍亂の策

日韓併合の絶対必要

源地であつたかは前に概説した通りであり、今や露國と一應の平和關係を回復したりとは言へ其の復讐戦にも内々備ふる所なきを得ざる秋に當つて、韓國は如何に考ふるも従前の有様に棄てては置けない。日韓併合は東洋全局の平和の樹立には絶対に避け能はざる所であつた。日韓併合一たび實現せられ我國は茲に初て極東の將來に對する第一段の安全保障を握つた譯であつた。日清戦役前の東洋であれば我國は茲に満足して他を顧るの必要もなかつたらうが、下關條約後に於ける西力東漸、支那分割の兆を呈するに至つては我國は更に第二段の安全保障の必要を痛感した。支那領土保全の確立なき間は我國は一衣帶水の彼岸より歐洲強國の脅威を受くる譯である。茲に於てか我國は列強を促がして隣邦清國の領土保全を約せしむることを以て自衛上絶対必要と爲すに至つた。

支那領土保全の必要

日本の對英米佛露態度

我國が東洋平和を圖るの策は隣邦支那が列國分割の的となるを妨ぐに在つた。幸にも米國政府の提議に由り一應列國の約諾を得たる支那の獨立と領土保全、及支那に於ける門戶開放機會均等主義なるものは全然我國如上の國策と合致して居つて、米國政府の提議は我國に取つては渡りに舟を得たる次第であつた。英國に對しては業已に同盟協約中に此主義を謳つて在る。次に米國とは謂ゆる高平ルウト協定を結びて兩國政府の完全なる和合を中外に宣明した。日佛の間にも類似

の協定（明治四十年六月十日）を遂げ更に進むで日露の關係を改善し、是亦清國領土保全の互約を爲し得るに至つた實に明治四十年七月三十日の事であつた。

斯の如く我國は英、米、佛、露と順次に清國の領土保全及門戶開放機會均勢主義に關し協定を遂げたるに、單り獨逸に對し同様の協定を結ばんと企てなかつた理由は外でもない。曩に英國が獨逸と英獨協商を結び、日本は之に加入したが墨痕未だ乾かざるに滿洲は清國の外に在りと聲言したる獨逸の大膽と言はんか亂暴と評すべき態度は日英兩國を呆然たらしめた。勢力及ばざるを理由として滿洲を清國領土保全の範圍外と謂はば、甘肅は如何、新疆は如何、陝西、四川、雲南、貴州は如何。斯る國と清國領土保全を再び談じて何の實益があらうか。猶ほ他にも理由はあつた。露國が其の全力を極東に傾注して西歐を顧るの暇なきに至らば其時は西歐大陸は殆んど獨逸の獨り天下となる譯であるから、ビスマルク公以來獨逸は露西亞の視線を東洋に向はしめむと百方苦心し來つたのであるが、ウイルヘルム二世に至つて此運動は倍々辛辣となり、三國干渉を手始とし膠州灣占領を敢行せる其底意は言ふまでもなく露國を刺激して極東に邁進せしめ、依つて以て日本と事を構へしめむとの遠謀深慮に出でたものであつた。一方日本が露西亞の横暴なる態度に辟易して退嬰すれば、露は勝に乗じて増大したる勢力を再び西歐に差向くることとなるか

日本の對  
獨逸度

ら獨逸の目的は水泡に歸する結果に終る。茲に於て獨逸は東洋に於ける日英の利害相合するを奇貨として兩國を誘ひ之を同盟せしめ、之に依つて日本の對露政策を硬化せしめむと苦心したる詳細の事情は日英同盟章下に述べたが、カイゼルの陰謀一々圖に當り、日英同盟成立となり、日露戦争となり、露國の兵力著しく衰微するや、獨逸は之まで胸中に秘藏せる野心を遂ぐるの時機到れりと爲し、そろ／＼傍若無人の態度を取り出した。疾く此形勢を看取りたる英國は東洋の事を日本との提携に由りて按配し、歐洲に在つては佛國と新たに提携を結び次で露國とも接近して以て獨逸の專横に對抗せんとするに至つた。斯る有様であつたから我國は支那の領土保全問題を纏めんとするに當つても、前述の如く英國の外に米佛露と順次に交渉を進め、何れとも首尾よく協定を遂げたが、獨逸に對しては斯る交渉を試むる餘地がなかつた。何となれば當時に於ける獨逸と英、佛、露との關係は反目疾視相容れざる状態となり、日本が已に英佛露と結びながら更に獨逸と接近を試むるが如きは二重外交の嫌もあり沒意義であつたからである。當初日英同盟直後即ち日露戦争以前に在つては縱し我國より斯種提議を持ち込むでも獨逸は露國に對する手前必ず遁辭を設けて避けたであつたらう。然し日露戦争の後に至つては形勢一變し、獨逸が曩に遠慮したる露西亞までが日本と接近する様になつたのであるから、此時に至つては孤立を感じたる獨逸



は蓋し我政府より提議を受くることを欲したるやも計られぬが、今度は上述の國際關係が我國をして英佛等に爲したると同様の提議を獨逸に向つて爲すの餘地なからしめたのであつた。乍併、實はカイゼルの眼中日本は殆んど無かつたのである。フォン、ティルピッツが戦後に發表したる著書に於て獨逸外交の手脱かりを數へ上げたる中に、堪能なる外交官を日本に派遣し置かなかつた事を特筆してあるが、カイゼルから言へば此は不注意ではない、日本無視の結果である。日露戦役後のカイゼルは露西亞の東侵熱に油を差して、其の陸海全力を極東に浪費せしめ得たるに慢氣を起し、天下復た爲す可らざるものなしと思惟し、露國は顧るに足らずとして今は孤立に陥りたる佛蘭西窘めに掛つた。モロッコ問題に強請を持ち込み、デルカッセ外相の辭職を迫り、終に佛領コンゴウの半分を割かしめた。次でカイゼルの心倍々驕りて今は功を急ぎ、愈目指す敵たる英國との海軍競争を露骨に遣り出した。これまで獨逸伊と佛露とが對峙し、英國が其の間に介在して居つた間は歐洲の平和必しも絶望ではなかつたが、今や露國は困憊して人後に落ち、隨つて佛國は孤立無援に陥り、之を付け込み獨逸は眞の敵は單り英あるのみ、一たび英國を倒せば我と天下の覇を争ふものなしとの妄想に耽り、此妄想より出發して英國打ち倒しに着手したのだから、茲に至つては歐洲の平和は全く絶望となり、禍亂は目睫に迫つて來た。

## 獨逸横暴

サラエゴ  
オの悲劇

會々サラエゴの一悲劇は端なくも歐洲の乾ける火薬に點火した。未曾有の大戦亂は二個月を待たずして開幕となつた。形勢の急轉直下は方さに青天の霹靂であつた。當時佛國に駐在中であつた我輩は一九一四年七月三十日付を以て「歐洲ノ戦亂遂ニ避ケ難シ」と本省に打電したが、本省では半信半疑で其の電報を讀むだと云ふことである。何しろ埃太利と塞比亞の紛争が一躍して埃露間の問題と化し、間もなく獨逸より對露對佛の最後通牒となつたのだから我輩ケ關の驚愕も無理はなかつた。

世間には此大戦争の責任に就き今日猶ほ論議するものがある。十年も二十年も溯りて遠因を索ひる歴史家は別とし、開戦直前の時局から論ずるに於て我輩は疑問を狭むの餘地を見出さない。斯る閑問題よりも突如として勃發したる歐洲戦争に對する我國の態度は最興味深き問題である。帝國政府が突然此大問題に逢着して僅か一週間に於て其の態度を決定したのは當時歐米諸國の驚嘆したる所であつた。英國は三日間にて對獨宣戰を決定したには相違ないが、此は其の約二週間前より親しく和戦の交渉に参加して居つたのと、一は問題の性質として自己の直接利害に緊密なる關係を有し、平素より研究済みの事項であつたからであらう。夫にしても英國政府が疾風迅雷の勢を以て千古の果斷に出でたのは全く獨逸の豫測を裏切つたのであつた。我政府の果斷も亦然

日本の果  
斷

りであつた否それ以上の速斷決行であつた。而も其の採りたる方針が正さしく機宜に適し、我國の利益を永遠に伸張し得たのは大正皇帝の御稜威は申すまでもなく、閣臣及元老の雄斷果決に對し深く感佩せざるを得ないところで、國家の爲め慶祝の至りである。蓋し歐洲大戰は世間から軍閥野心と正義自由との争と視られたるところ日本は其の正義自由に與みして軍閥野心を膺懲する側に立ちたるを第一とし、我國が日英同盟の誼に依つて起つたる名分を第二とし、三國干涉に對する我國民の臥薪嘗膽は未だ獨逸より清算を受けなかつたから茲に其の清算手段として獨逸を支那山東の根據地より驅逐せんとする動機を第三とし、以上三個の題目は我國民の正義概念と武士道とに副へるがため殆んど舉國一致を以て此義戰に趨いたのであつた。尤も我陸軍の將校や樞密院の顧問官などにも獨逸最員の言動を敢てしたるものなきにしも非ずであつたが、此等は極めて少數に過ぎなかつた。何れの國でも少數の異見者は何事に付けても免れないものである。我對獨宣戰は舉國一致と謂ふを妨げずであつた。

## 第二節 對支外交

## 一 支那の領土保全と門戶開放

我大戰外交の第一頁を飾るものは大隈内閣の加藤外相から隣邦袁世凱の政府に提出せられたる交渉案であつた。此問題ほど世間に誤り傳へられたるものは他に殆んど例を見ない。世人多くは交渉案件の内容を審かにせずして一概に日本を以て弱者たる支那を壓迫し、無理なる要求を承諾すべく餘儀なくしたるものと斷定したのであつた。内地の政客までが外人の批評に附和して之を非議したのは蕭牆の争に國家の利益を顧みざるものであつた。謂ゆる二十一個條要求として世間に評判せられたるものを仔細に吟味すれば、其所に我政府を非難攻撃すべき何物もなかつた事が明瞭となるのである。談判の仕方は別とし、我要求の内容に於ては公明正大にして、我國は慥に斯種要求を爲し得べき正當の權利を有して居つたものである。

熟ら列國の對支政策を洞見するに（甲）支那の領土保全と（乙）支那に於ける門戶開放機會均等主義とは少くも列強が擧つて米國提議に賛同する所であつた。然るに一步を進めて其の内幕を視くときは列國の態度は區々であつた。露國は乙に對し深き異議を挟まなかつたが甲に對しては滿洲併呑を夢みつつありたる彼は厄介な風が吹き出したと思つて居つた。此勢を看取せる獨逸は露國の東侵慾を煽る必要から清國の領土保全は固より賛成であるが、滿洲は關外の地に屬し、考慮の外に在りと揚言するを憚らざる程であつた。米國はヘイ國務卿の發議者として甲乙兩つなが

列國態度  
の内幕

ら提唱はしたものの其の實は重きを乙に置き甲を第二位と視て居つた。英國は何れかと言へば米國の如く商工業を先にしたが、露國の東侵及南進は遠く印度に對する脅威として支那の領土保全をも相當重視した。我日本に至つては對支貿易は我商工業の基調を爲すものであるから之を重視するは勿論であるが、支那領土保全に至つては唇齒輔車の關係上取り分け緊要視する所で此が爲には自國の存亡を賭することも辭せざる決心を有したのである。此の如く對支政策の二大綱目に就ても列國の態度に深淺厚薄の差異があつて、其の差は問題の起る毎に種々の形式に由りて外面に見はれるのであつた。

## 二 東三省山東省の還附は歴史に前例なき義舉

支那に於て特殊利益を有する日本が支那の領土保全を特に緊要視するに不思議はない。我國が曩に列國の聲に倣つて福建不割讓を唱へ、同省を我勢力範圍視したのは、當時我國力未だ伸びず列國の禍心を箝制すること克はざりしが故に暫く當面の自衛策を採つたに過ぎない。日本の眞正の利益は支那に勢力範圍など主權侵害に當るものを見ることなく、支那の完全なる獨立が確立せらるるに存したのである。然るに露國が支那を無視し、日本の利害を度外視して東三省併呑に取

領土保全  
の實行

り掛つたから、日本として今は支那領土保全のため及自家防衛のため國家滅亡の危険までも賭して干戈を執るに至つたのである。其の間一點野心私慾はなかつた。故に日露戰爭の目的を達したる曉、我國は東三省の領土を擧げて支那に還附し、支那の領土保全を得せしめたのである。征獨の戰爭も亦然りて、獨逸を山東の根據地より一掃したる後之を支那に還附せんとするのが我戰時外交の對支談判であつたのである。滿洲還附と云ひ山東還附と云ひ、兩つながら國際歴史に前例を見ざる大々の義舉である。自國の存亡を賭し幾十萬の人命と幾十億の財寶とを犠牲として贏ち得たる戦果を、綺麗に手放すは言ふべくして仲々に行はれ難き所である。歴史に前例のないのが何よりの證據である。如何に國際恩義は忘れ易きものとするも、此前例なき我國の義舉は隣邦人が忘れんと欲しても忘れ能はざる所でなければならぬ。支那人は列國が支那の領土保全に關し相互的に之を尊重するの協約を結びたりとて却つて不足を訴へて居るが、夫は例の唯我獨尊病である。他國が自國の領土保全の尊重を互約して呉れるならこれ程有難い話はなき筈である。歐洲の諸國は自國の領土保全が強國間の互約に依つて尊重せられんことを切望して斯る互約を締結せられんことを頼み廻はつて居る。瑞西、白耳義、ルクセンブルグ等は奔走の效があつて其の領土保全は確實となつた。丁抹、瑞典等は其の希望が實現せられないから、今は國際聯盟を通じて安

全保障條約の締結に苦心して居るではないか。國際聯盟規約第十條に締盟國は聯盟各國の現在の政治的獨立と領土保全とを尊重し、外部の侵略に對し之を維持することを約すと規定してあるが、諸國は猶之に不安を抱き、一層安固のものに改正したいと叫び、「維持」の字句のみにては物足らぬと訴へて居るではないか。日本は他國を誘ふて之と支那の領土保全を互約せるのみならず、平和手段が盡きて他に方法がなければ已むなく單り自ら干戈に訴へ莫大なる犠牲を拂ふても支那領土の保全を尊重せしめたのである。支那が之迄領土保全を得たのは日本と唇齒輔車の關係に因り日本が陰に陽に之を保障して居るからである。支那は日本の保障に依つて其の獨立と領土保全とを維持し得たのである。前後二回に互り其の領土保全を維持し得ざりし際は、其の都度日本の武力に依つて之が恢復をして貰つたのである。此烈日の如き事實を始終念頭に置くものに非ざれば日支の交渉案件を彼此と批評する資格はない。大戰中の日支談判を批評するに於て特に然りとすべき理由がある。夫は山東還附が該談判の骨子であつたからである。支那は大戰中聯合側に與みして對獨宣戰をなしたから、山東は此事實に依つて當然支那に復歸したものだとの支那側の論は駁するの價値なきものである。成る程獨逸が山東を奪取したのは一片の紙上に爲し遂げたのであつたが、之を奪回するは一片紙では出來ないのは分り切つたことである。否支那が全力を盡して

も彼が獨力では及ばざるところであつた。支那は滿洲を露西亞の大熊の掌中より取り返へすこと克はざりしが如く、山東を獨逸の大鷲の把握より奪回すること獨力にては思も寄らなかつたのである。

天秤の兩端

日支交渉の是非曲直は支那が一旦喪失したる東三省を日本の大なる犠牲に依つて回復し得たる事實及曩に獨逸に奪取せられたる山東省までも同じく日本の御蔭で其の還附を受け以て其の獨立の面目と領土保全の實益とを得たる事實を天秤の一方に置き、謂ゆる日本の對支要求なるものを他方に置いて兩者の權衡を見るに於て一目瞭然となる。日本の要求を脅迫なり壓迫なりと評するもの幾人が此天秤の兩方を見比べたらうか。大多數は日本が支那に提供したる實利實益を閑却して要求の一方のみを見たるに過ぎないのではあるまいか。

試みに日本の對支要求の主要なるものを舉れば

第一山東省ニ關シ

- (1) 山東省内若クハ其ノ沿岸島嶼ヲ他國ニ讓與又ハ貸與セサルコトノ保證。
- (2) 芝罘又ハ龍口ト膠濟鐵道トヲ連絡スベキ鐵道ノ敷設ヲ日本ニ許スコト。
- (3) 支那政府自ラ山東省ノ主要都市ヲ外國人ノ居住貿易ノ爲ニ開放スルコト。

第二南滿洲及東部內蒙古ニ關シ

- (1) 旅順大連租借期限並ニ南滿洲及安奉兩鐵道ニ關スル各期限ヲ九十九年ニ延長スルコト。
  - (2) 日本臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業經營ノ爲必要ナル土地ヲ賃借又ハ購買スルコトヲ得ルコト。
  - (3) 日本臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業及其ノ他ノ業務ニ從事スルヲ得ルコト。
  - (4) 日支兩國臣民合辦ニ依リ農業及附隨工業ノ經營ヲ爲スヲ允許スルコト。
  - (5) 支那政府ガ將來該地方ニ於ケル鐵道ニ關シ又ハ各種課稅ヲ擔保トシテ外國ヨリ借款ヲ爲サントスル時ハ先ヅ日本ニ商議スルコト。
  - (6) 開放地ノ増設
- 第三漢冶萍公司ニ關シテハ支那政府ハ(イ)他日同公司ト日本資本家トノ間ニ合辦ノ議成リタルトキハ之ヲ承認スベク、(ロ)同公司ヲ沒收セサルベク、(ハ)關係日本資本家ノ同意ナクシテ同公司ヲ國有トナスコトナカルベク、(ニ)日本以外ヨリ外資ヲ同公司ニ入レシムルコトナカルベキコトヲ約ス。

第四支那沿岸不割讓。

第五左記ノ各項ヲ記錄ニ留メ置クコト。(左記は希望條項に過ぎずして要求にはあらず)

- (イ) 支那政府ハ將來必要ノ場合ニ日本人ヲ顧問ニ僱聘スベキコト。
  - (ロ) 日本人支那内地ニ於テ學校病院ヲ建設スルタメ土地ヲ租借又ハ購買セント欲スルトキハ中央政府ハ之ヲ允許スルコト。
  - (ハ) 支那政府ハ他日其ノ陸軍武官ヲ日本ニ派シ日本軍事當局者ト直接兵器購入又ハ支那ニ於ケル日支合辦兵器廠設立ノコトヲ協議セシムベキコト。
  - (ニ) 南滿地方鐵道敷設權ニ關シテハ他國ニ於テ故障ナキコト明カナルニ至リタル場合ニハ必ズ之ヲ日本國ニ許與スベク又ハ別ニ日本政府ヨリ支那政府ニ於テ本件ニ關係アリト認ムル他國トノ間ニ直接協議スベキニ付其ノ間本件鐵道ハ何レノ國ヘモ許與セザルベキコト。
- 第六福建省ニ關シテハ支那政府ハ其ノ沿岸ニ於テ造船所軍用貯炭所若クハ海軍根據地ヲ設ケ、又ハ其ノ他ノ軍事上ノ施設ヲ爲スコトヲ何レノ國ヘモ許サザルコト及外國ノ資金ニ依リ該省沿岸ニ同様ノ施設ヲ爲サザルコトヲ何等カノ形式ニ於テ約束スルコト。

右は我提案にして其後成立せる日支條約及協定は之より大に緩和せられたものである。我提案中

に外國人が八釜しく攻撃せる程に帝國主義とか軍閥的とか批評すべきものは何所にあるか。我要求中尤目に付くものは勿論旅大の租借及南滿安奉兩鐵道の期限延長であらう。此等租借地及鐵道が如何にして我が掌中に落ち來つたかは已に述べたから茲に贅せないが、之が期限延長は帝國主義でもなれば軍閥的でもない。極東平和の關鍵たる南滿洲要害地點の租借期限と我兩鐵道の讓與期限とは遠からずして満了せんとして居るのに東亞の形勢何等改善を見ざるのみか、世界戰爭の禍亂は此方面にまで延長し、獨逸の惡辣手段の擴大に因つて時局は倍々險惡に赴きつつあつたのである。極東全局の平和に大責任ある日本として當時此平和の保障を手離すが如き無責任なることは夢想だに出來ざる所であつた。此實在の状態に應ずるがため租借期限の延長を事實より紙面に寫し換へたのに何の不思議があるか。過去に於ける東三省の還附は今更めて言はずとも、新に山東省の無償還附の一事をだに思ひ合すときは我要求の如何に有力なる根據を有するかが分るであらう。故に我輩は大正四年の日支交渉を顧み疚しき所なく此要求を爲したる我政府の行動を是認するに躊躇せざるものである。但し交渉の手段果して宜を得たりやと問はるれば残念ながら然りと答へ得ざる所がある。正當權利に基く要求と兩國の將來を念ひての希望條項を同時に持ち出して世上に餘計なる疑惑を起さしめたる遣り方は何分にも立派な手際とは評し兼ねるのである。

日本の要求  
疚しき  
所なし

手段の巧  
拙は別問  
題

然し夫は要するに手段の問題に過ぎない。手段に巧妙を缺きたりとして我要求其物を攻撃するは失當である。世の短見なる批評家は手段の不手際と要求内容とを混同し全部を一括して之を攻撃するものであつた。外國の批評家は是非もないが、特に残念と謂はざるを得ないのは我國の政客の態度であつた。政府反對の論者が此重要外交問題に對し手段と内容とを混合して一概に之を痛撃したるは内政問題と渉外事項とを識別せざる非愛國的行動と謂はざるを得ない。既往は及ばず、將來に慎しむべきは外交問題と内政問題との混合である。此は政府黨と言はず反對黨と云はず、我輩が本邦政客に向つて深く自省を懇望して已まざるところである。

### 三 袁世凱の帝政畫策

帝制は喜  
劇

袁世凱が其晩年に於て帝政を布き自ら皇帝の位に即かんとしたのは一の喜劇であつた。智謀に富み時勢を観るに長ずと稱せられたる袁にして猶此喜劇を演じたのを見れば彼も矢張り支那人根性の塊であつた。愛親覺羅の末期、支那の中央及南部が動搖し出した時に彼は病を養ふと稱して河南の郷里に歸臥し、やがて黎元洪が武漢に旗を揚げ、次で共和政府が南京に樹立せらるるに追ひで、彼は悠然起つて雜輩を排し大總統となり濟した。其手際は何と言つても孫逸仙一派の新人

が舊式英雄に及ばざることを證明した。それまでの袁の行動は間然すべき所もなかつた。若し袁にして其所で兜の緒を締め、専心和平維持に努めたらば彼は、終身大統領として終を全ふし得たかも知れない。事茲に出でずして彼は帝制を布き皇帝として四百餘州に君臨せんとした。彼が乾兒を八方に廻はし衆民の名を列して帝制頒布、皇帝即位を袁に情願せしめたなどは古代史の繰返しに過ぎずして、袁は已に亂世の奸雄たる馬脚を露はしたるもの、何時かは蹉跌すべき運命の暴露であつた。

亂世の奸雄の馬脚

支那が帝國であらうと共和國であらうと、其元首が皇帝であらうと大統領であらうと、夫は元來隣邦の内政問題たるに過ぎない、世が世であれば我國は他の列國と均しく傍觀不干渉の態度を守るべきは勿論である。然るに當時世界政局の有様は錯綜混淆して危機間髪を入れざる形勢であつた。世界大戦の最中而も獨逸の代表は猶ほ北京に駐劄して盛に中傷離間を行ひ、東洋の平和を

内政不干渉

攪亂して日本の陸海軍を極東に釘付けにし、英國海軍の一部をも此方面に差廻はさしめんとして居つた際である。時もあらうに袁が一身一家の野心に驅られて帝制を布かんとしたのは方さに此の機微の際であつた。左なきだに折角打建てたる中華民國を袁の爲に横取せられた共和新人連は討袁の師を起さんと機會を狙ひつつあつた際、袁の帝制畫策は好個の辭柄を彼等に提供するもの

極東危機

であつた。斯くて當時の支那に於ては帝制頒布は即ち支那動亂の發火を意味して居り、支那の動亂は獨逸の魔手に活躍の便宜を與へ、日本及與國の手を縛りて若干西歐戰場に悪影響を及ぼす譯であつた。

茲に於てか袁の帝政畫策は單り支那の内政問題に止まらずして、時節柄國際政局に直接關係を及ぼす外交問題性を帯び來つたのである。大正四年十月我輩が帝國外交の衝に當つたのは恰も袁の畫策最中であつた。我輩が歸朝の途次香港及上海に於て内外人より聴取した所に依るも、外相就任後に接したる公私報告に依るも、袁の帝制策に對する中央及南方支那の反抗は日に旺盛となり間もなく勃發せんとする徵候さへ現はれた。此形勢に對應するの策を講ずることは支那の隣邦たる我國は勿論、聯合國一般に取りても焦眉の急であつた。但し他の聯盟國は歐洲戰場に忙はしくて長鞭馬腹に及ぶべくもなかつた。究竟するに支那の動亂を未然に防ぎ、極東の平和を維持するの責任は全然我國の双肩に懸つて居た。英國外相グレキ卿が「支那の事に關し英國は將來日本に相談することなくして重要措置を執ることなかるべし」との證言を我政府に致したのは當時のことであつた。

極東平和維持日本の双肩に懸る

當時日本の見地より支那の政局を見るに、袁の畫策が内政問題の範圍内に於て落着するものと

せば、我國は靜かに傍觀するまでの事で至極簡單であつたらうが、前述の如く、其畫策は動亂勃發の轉火となり、敵國が其動亂を利用して極東の平和を破らんとする形勢となつたから日本としては即時禍根を絶つの方法を採らざるを得ざる場合となつた。我輩は支那に於ける日本の特殊利益を説明する章下に於て「支那が半永久の内亂に陥らば歐米諸國の政府及人民は所有財産を處分して支那を去り得べけんも日本の政府及人民は然く簡單なる行動を以て満足し得べきにあらず、支那の動亂は我國に飛火し、我國を類焼者たらしむるの虞あるが故に其動亂の平定を圖らざるを得ざる立場に在り」と述べた。當時の支那は恰も斯る状態の下に在つた。明治四十四年以來の動亂がやつと段落を告げた曉、今や袁の野心に由りて復々四百餘州を無限の動亂に陥らしむることは縱令敵國に活動の機會を與ふるの事情なしとするも猶ほ東亞の平和維持上我國の忍ぶ克はざる所であつたらう。況んや獨逸は支那の動亂に乗じて廣東に潛航艇の根據地を据ゑんとすの風説ありて其眞偽は兎も角斯種風説が列國の疑懼を起さしむる程に敵國の運動が惡辣であつたから、今は躊躇を許さざる場合であつた。

帝政延期  
勸告

茲に於て我政府は英佛露の三國政府と協議を経て、支那の内政に干涉することを避くると同時に支那政府に向つて帝政延期の勸告を爲すに決した。袁總統は日英佛露四國政府の同文公書に接

唐繼堯、  
雲貴に獨  
立を宣す

して諾否を決せず、取敢へず三個月の延期をした。支那の動亂が三個月の延期に依つて未發に防止せらるべき見込があれば格別、左もなければ右三個月の延期は無意味であつた。動亂は未發に防止せらるるところか業已に勃發したのであつた。唐繼堯が雲貴に獨立を唱へたのが曉鐘となり廣東廣西次で起ち長江方面にも飛火の徵が表はれた。袁は再び三個月の延期を宣して間もなく病歿し、茲に帝制畫策も彼と共に消滅したのであつた。

### 第三節 倫敦宣言と單獨不講和

#### 一 倫敦宣言の成立

我國已に大戰に加はつたからには我外交家たるもの豫め來るべき講和會議に備ふる所なかるべからずである。當時我輩も佛國に在りて日常執務の旁講和問題の調査に着手した。丁度佛國政府のボルドウ遷都と前後して英佛露三國政府の同盟宣言は倫敦に於て締結發表せられた。實に一九一四年我大正三年九月四日の事で謂ゆる倫敦宣言なるものである。我輩はボルドウの僑居に於て右宣言を一讀するや日來研究を遂げたる所に照し、取り敢へず我政府に向つて倫敦宣言に加入するの必要を電稟した。本件に關しては曩に外交時報の需に應じ一文を寄稿したことがあるから



(昭和三年一月號) 便宜上其の一部を左に轉載しよう。

## (一)

顧みるに歐洲大戰の勃發するや、我國の立場を何處に求むべきかと云ふことは、眞に我國將來の運命を左右すべき最大の問題たるのみならず、帝國外交の一大試煉として眞面目に、冷靜且つ慎重に考慮して決定せなければならぬ問題であつた。而して之れに處するの道は歸するところ、

一、嚴正中立を守りて戦局の外に立つべきか

二、獨逸側に加擔して英佛露を敵とすべきか

三、英佛露と提携して獨逸を討つべきか

の三案より外なかつたのである。そこで或者は安全第一を高調して嚴正中立を説き、或者は獨逸の勝利を確信して獨逸側に加擔すべきを主張し、或者は日英同盟の誼に依つて聯合國と共に獨逸と戦ふべしと論ずると云ふ有様であつたが、結局國論は嚴正中立を排すると共に、人道正義を無視して世界を擾亂したる獨逸側に加擔し日英同盟の情誼に背くは我が國民性の許さざる所な

りと云ふに歸着し、遂に帝國政府は斷然、聯合國と提携し獨逸兩國に對して宣戰することとなり、斯くして帝國の活くべき道は確立したのである。爾來五個年の久しきに亘り、我國は極東に於ける獨逸の根據地たる青島を攻略したるを始めとし、太平洋上の防備は勿論、中南太平洋、地中海に迄も出動して克く聯合國と協力し、其の忠實なる一員として戦争遂行の目的を達したのである。其の結果巴里講和會議以來我國の國際的地位は大に認められ、世界五大國の一となり、更に三大海軍強國の一として、今や押しも押されぬ偉大なる發展を示してゐるのである。寔に帝國の爲めに慶賀に堪へざる所である。

從つて今にして思へば、我が國論が安全第一と目せられたる嚴正中立を排し、勝利疑ひなかるべしと豫想されたる獨逸側に加擔せず、國際情誼を重んじ明敏果斷、聯合國側に參加して奮闘したことは、非常なる大成功であつた。若し不幸にして當時嚴正中立を守つて戦局外に立ちたりとせんか、戦後の今日に於ける我國の地位は恐らく西班牙の如く第三流國として待遇され、世界的に其實力と勢位を承認せらるるに至らなかつたであらう。又當時我が一部の知識階級並に軍人側に高唱せられたる主張に基いて獨逸に參加したりとせんか、他の獨逸側に加擔せる諸國と同様悲惨なる運命に逢着して居ること明々白々たる所であらう。此の見地よりすれば當時我

日本外交  
宜に適し  
大國の地  
位を占む

が朝野が日英同盟の情誼を尊重し英佛露と共同動作に出でたと云ふことは、單に當然なる措置を當然に取つたとばかりと片附け去るべきものではない。時の當路者にして今や共に故人となられた首相大隈侯、外相加藤伯等の功績は永く國民の記憶すべき所であらうと思ふ。併し乍ら我輩は、日英同盟の誼に依つて大戰に参加した其の事實のみにては果して現在に於ける日本の國際的地位を確立し得たかどうかを疑はざるを得ないのである。そこで今日は爰に其の間の隠れたる我が外政當局の苦心と努力とを尠しく述べて置く必要があると思ふのである。

## (二)

日英同盟の情誼に依つて我が帝國は大正三（一九一四年）年八月二十六日對獨宣戰を布告し、歐戰に参加した。之れは順序として當然の事であるが、獨逸を敵として戰つて居るものは英國の外に露佛兩國がある。従つて當時我輩の考ふる所に於いては、我國が日英同盟の條項に基いて英國と共に歐戰に従事するとすれば、露佛兩國とも事實上同盟關係に這入る事となる。事實上同盟關係に這入るとするならば、其關係を正式に明確なものとして置く事が後日我が帝國の立場を尊重せしむる上から觀て必要である。適々同年九月四日英佛露三國はロンドン宣言の名に依つて同盟條約を締結し、「英佛露三國ハ戰爭ノ終了スル迄結束ヲ堅固ニシ、單獨講和ヲ爲サ

倫敦宣言  
加入の必  
要

ズ、講和ヲ爲ス場合ハ總ベテ三國ノ隔意ナキ協議ヲ遂ゲタル後ニ於テ之レヲ行フベシ」と云ふ意味を申合せたのである。當時我輩は佛國に駐在して居つたので、直ちに我が政府に向つて此のロンドン宣言に加入するの必要なるべきことを上申したのである。我輩がロンドン宣言加入を主張した理由は、

日英間には既にロンドン宣言と同様の同盟條約が締結せられて居るから、日英兩國に關する限りは更めてロンドン宣言に加入すること素より不要である。併し露佛兩國と我國との間には別段何等正式の取極めがないから、露佛兩國とも英國と同様の關係を新たに設定する必要上、是非此のロンドン宣言に加盟し置くべきである。然らずんば露佛兩國が單獨にて敵國側と平和條約を結んでも又は或る條件を我に隱蔽して敵側と内議せられても我が日本としては條約上何等之れを拘束すべき根據がない。故に今日之れに加盟し置くことは當然の措置である。加之將來講和談判に臨んでも露佛兩國と正式關係を設定して置かない限りは如何なる事が起り我國に不利なる事態が惹起しないとも限らない。此點から云つてもロンドン宣言に参加して置くのは將來有力なる發言權を我國に確保する所以である。

と云ふにあつた。所が當時我が外務大臣であつた加藤高明男の我輩に回訓したる所は大略――

貴官の所謂將來の講和談判に際し得策利益だと云ふ理由は諒解し難い。と云ふのは、帝國は既に英國との同盟條約に於て、日英兩國は同時に且つ其の條件等に就いても腹藏なき意見の交換を爲したる上ならでは講和談判に這入らないことの協定を確保して居る然るに同じ條項がロンドン宣言に於て英佛、英露間にある以上、日本は英國のみならず、露佛兩國とも同時に且つ其の條件等に就いても腹藏なき意見を交換商議し得る機會を與へらるる筈である。と云ふのであつた。そこで我輩は重ねて「クリミア戦争當時伊太利（當時のサルヂニヤ）首相カブール氏がナポレオン三世とのみは正式に關係を附けて置いたが、他の諸國とは何等正式關係を結んで置かなかつた爲め一八五六年巴里會議の開かるるに際し、同盟國たる佛國に對しては正式に其要求を主張することが出来たが、他の諸國には條約上の根據なき爲め、流石のカブール氏も沈黙を守らなければならぬ羽目に陥つた事がある。これは恰かも現在に於ける我國の立場上に移して同様の關係があるから、是非再考してロンドン宣言に加入する様せられ度い」と主張したが、加藤外務大臣は遂に我輩の要求を聽き容れずして已んだのである。

然るに一年後即ち翌大正四年八月に至り、時の首相大隈伯から我輩に向つて外務大臣に推薦するから就任の内諾を欲しいとの申込みがあつた。そこで我輩は外務大臣就任承諾の交換條件

加藤外相  
宣言加入  
論を拒む

と云ふ譯ではないが、就任内諾を與へた後、大隈首相に向つて、巴里より再びロンドン宣言加入論を打電し、「昨年加藤外相と往復した公文書を読讀せられ度い。而して若し異議なくば、予は佛國外相デルカッセ、英國外相エドワード、グレキ子等と充分打合せたる上歸朝し度い」と云ふ意見を提出した。之れに對して此時は大隈臨時兼攝外相から快諾の旨の回報を得た。そこで我輩は巴里の任地を去るに先立ち、英佛當局者と親しく面議を遂げ、我輩が歸朝して外務大臣に就任の上はロンドン宣言に加入すべき旨の内意を傳へ、其後遂に我國は之れに参加したのであつた。尙ほ右内意に對して兩國外相は、三國同盟が四國同盟となり、結束益々堅固になつて大戰の前途に一段の光明を得たとて、大いに我輩に向つて感謝の意を致したものであつた。幾許もなく伊國も我國と同様の考へであつたと見えてロンドン宣言に参加し、四國同盟は五國同盟となつた次第であつた。

(三)

斯くて日、英、佛、露、伊の五國同盟が完全に成立したが、其の後露國は革命の爲めに自然除外せられ、之に代ゆるに米國と合して、「主要聯合國」と云ふ名稱の下に一括して此の五國團體を言ひ現はす文句が出来、ヴェルサイユ講和會議に於いて華々しく活動することとなつた

講和會議  
に於ける  
帝國全權  
の地位

のである。右の結果我國はヴェルサイユ講和會議に五大國の一員として、如何なる意見條件等をも腹藏なく主張し得る國際地位を條約上の根據に基きて獲得し、又其の權利を適當に行使し得たから、ヴェルサイユ條約に於ても主要聯合國及び同盟國と云ふ名稱の有力なる團體の一員として主要なる謀議に參與し、延いて世界に於ける大國の一たる地位と名譽を確保するに至つた譯である。我輩は後に、ヴェルサイユ平和會議に参加せられた著名なる我が代表者から「我國がロンドン宣言に加入して居つた爲めに講和會議に際し帝國の發言權が非常に尊重せられ、帝國の主張を實現する上に至大なる効果があつた。若し帝國がロンドン宣言に参加して居なかつたならば、同會議に於ける我國の立場は遙かに困難なるものであつたに相違ない」との述懐を聞いたことがある。右の如くして我が帝國は歐洲大戰に際し外交上の施設を誤らず、世界的變局に順應して其の國際的地位を確立し、今や國際聯盟に於いても主要國の一員として常任理事國に擧げられ、大いに活動しつつあるのみならず、其他各種の國際會議に於いても帝國の勢威が益々認識されるに至つたのは、洵に欣ぶべき次第と云はなければならぬ。

(附記) 故加藤伯が世界戰爭當時何故にロンドン宣言に加入することを肯んじなかつたと云ふ事は、親しく同伯から聽く的機會を得なかつたのは残念であるが、我輩の想像する所に據ると、恐らく加藤伯は日英同盟の誼が命ずる範圍に於いて行動すると云ふ事は日本が國際條約を重んずると云ふ國民性に鑑み已むを得ざる所である、然し其の範圍を越ゆると勢ひ戰爭に餘り深入りし過ぎて、遂には歐洲出兵をも餘儀なくされるに至ると云ふ様な懸念から、加藤伯平素の非常に要心深い所から、躊躇されたものであらう。而して此は無理もない所と思ふが、一面から考へると日本と歐洲との地理的關係は、假令我國がロンドン宣言に参加しても、歐洲出兵の如き無謀の擧に出づる事は斷じて許されないのは略ぼ想察される所である。我輩が同伯と意見を異にしたのも、恐らく斯かる見解の相違に基くものと考へる。

## 二 宣言加入と帝國議會

帝國政府が倫敦宣言に加盟したのは大正四年十月十九日であつた。我輩は此で一安心と思ふたが、倅て此加盟の事を樞密院に報告すると案外にも大論戰が起つた。夫れから間もなく帝國議會が開かれて貴衆兩院に於ける攻撃的質問も亦案外千萬であつた。我輩は此件に就いて大觀雜誌社員に會見を與へ、其の筆記は同雜誌大正八年十月號に載せてある。今其の一部を左に摘録して新に執筆するの勞を省かうと思ふ。

樞密院及  
帝國議會

「我輩の考ふる所に依れば帝國政府が大正四年十月倫敦宣言に加盟した時、此加盟に對する民間の批評、特に帝國議會に於ける詰問攻撃が實に此日獨接近の憶説を孕したる主なる原因であつたと信ずる。此倫敦宣言は一九一四年九月四日、英佛露の三國間に締結されたもので其の條文は左の二項から成立つて居る。

第一項 佛國露國及英國政府ハ現戰爭中ハ單獨ニ講和セサルベキヲ相互ニ約ス

第二項 右三國政府ハ講和條件ヲ議スル場合ニ於テ何レノ同盟國モ豫メ他ノ各同盟國ノ同意ヲ經ズシテ講和條件ヲ要求セサルベキコトヲ約ス

此宣言の趣意は一見甚だ簡單であるけれども、其の實甚深遠なる意義を包含する大切なる條約である。其の第二項に依つて此宣言の締結者又は加盟者は講和談判に際し相互の間に豫め協議を遂げ合意を見たる上でなければ講和條件を提出せざるものと定められて居る所は最注意の値あり。此が懸て來るべき講和會議に於て極めて重要な意義を有するものである。此宣言に我帝國の加盟したる事は當時英佛露三國政府の最歡迎したる所で其の理由は、聯合各國間に秋毫も意見の扞格なく、飽まで協同して戰爭の目的を達せなければ已まぬと云ふ鞏固なる意思の明確な證據として之を世界に提示し得た點にあつたのだが、更に之を日本の當局者から見れば

列國會議  
の慣例

維也納會  
議

右の趣意外に來るべき講和會議に於ける我重要なる地位を豫め確立し得るもの即ち是に因つて來るべき講和會議には日本が如何なる協議にも參與するの權利を十分に確保し得るものであつた。日本は該宣言に加盟したるため、其の第一項に依つて日本は一たび正義に仗つて蹶起した以上は飽まで聯合諸國と態度を一にして進むべく、左顧右眄して信を與國に缺くが如き陋態を演ぜざるの決意を示したると同時に、其の第二項に依つて日本は來るべき講和會議に際しては如何なる會席にも參加して其議に與るの權利素地を獲得し了せたものである。何故に當時の我政府が此點に重きを置いたかと言ふに、凡そ列國相集つて協議する場合には兎角有力の少數者が内協議を開き、豫め大體の議を其所で内定してから之を本會議に移し、他に同意を迫ると云ふ慣例がある。其の内協議の際に選に洩れた諸國は餘儀なく盲判を押させられると云ふ場合が屢次起つたからである。一例を挙げればナポレオン戰爭の後始末のため開かれた一八一四年維也納會議に於て主盟者たる英露奧普の四ヶ國が講和條件中の重要事項を大體内議決定し佛國をば西、葡等の小國の列に貶して其の内議に與らしめざらんとした。此は奧國宰相メッテルニッヒ公の苦肉策に出でたと云ふ事だが、佛國の代表たるタレイラン公は畢世の智略を運らして遂に英露奧普の四大國內議に割り込み、之を五大國會議とする事に成功したのである。此一例

でも明瞭なる如く密議は少數を便利とする事情があるから、如何なる列國會議も常に少數の有力者に由つて先づ大體を内定せらるる事は古來歴史の最能辯に證明する所である。夫故日本の如き後進國は機會のある毎に豫め自己の發言權を確保して自國の地位を進むるの必要が特にある。此が政府當局の最意を用ひた所であつた。今回の巴里講和會議に於て日本が五大強國中に加へられたと云ふ事は誠に満足すべき事實であるが、日本が五大國の一員に列せられたるを以て偏に列國の恩惠又は好意に出でたものと思ふは間違である。第一に日本が明治以來聖天子の下に官民一致の努力を以て贏ち得たる現地位は、即ち日本が講和會議に於ても將來の國際聯盟に於ても幹部の一員たる資格を有することを證明するものであつた。第二に日本は曩に倫敦宣言に加盟した事實に依つて、斯くは五大強國の一員たるべき證文を握つて居る次第であつた。

倫敦宣言加盟を遂げた後、先以て之を樞密院に報告し次で政府は之を議會に於て説明した。樞密院の事は暫く措き、議會に於ては貴衆兩院共に幾多の詰問攻撃があつた。其の要旨を概括すれば此倫敦宣言の加盟に依つて日本は將來單獨に敵國と講和せざるべき事を約したものだから、茲に新に單獨不講和と云ふ重大責任を負つたものである。今日戦争の前途は何人も豫言し得ざる時に當り、將來に向つて政府が單獨不講和の責任を負つたのは如何と云ふにあつた、

之を傍聽者側より見れば如何にも倫敦宣言加入が不利だと云ふ見地から政府を攻撃したものとほか想へぬ様な形式及詰問で行はれた。此詰問攻撃に答ふるに當時の政府は第一に單獨講和をするが如き意向は政府に於て絶対に持たぬ。第二に縱し萬々一左る意向ありと假定するも既に日英同盟條約第二條に依つて左様な事の不可能は十分に規定されて居るから、今更單獨講和と云ふ如き事は如何なる場合にも夢想だに爲し得ぬ。夫故是は倫敦宣言の加盟に依つて帝國政府が新に負擔したる重大責任とは謂ふべからずして、其の實日英同盟條約に依り、大正三年日獨開戦以來定まり來れる責任である事を以てした。議會の攻撃は専ら宣言の第一項にのみ付き纏つて居つたから、政府の答辯も亦自ら單獨不講和の一點に限られたのだが、政府の重きを置けるは實は其の第二項即ち講和條件豫備協議に在つた譯だつた。

之を外國人側から見れば如何であらうか。日本の民間には倫敦宣言加盟に反對の聲が盛であるが、其の聲を聽くに單獨不講和が攻撃の焦點となつて居る。すれば日本には敵國と單獨講和の意向があるので、此單獨講和の意向が會々倫敦宣言加盟に因つて妨げられ、不可能となつたがために反對が起つたと想はれても仕方がない譯だ。然らば日本が何國と單獨講和を爲さんと欲するかと云へば、其の對手は言ふまでもなく獨逸に相違ない。日本には單獨不講和を厭ふ意

向があるから他日日本は機を窺つて英佛露との同盟を打ち切り敵國たる獨逸と單獨に講和し、更に之と同盟するの目があるだらうと想ふのは無理はない。斯の如きは唯我輩一個の憶測ではなく當時有力なるタイムス通信員から我輩に向つて此聯想の下に所見を述べた事があつた。我輩は之に答へて、左様に思ふは早計にして我政界の事情に通ぜざるものである。議會に左様な質問の起るのは敢て珍しからざる事である。質問者が外交問題を以て政争の具に供したまでの事に過ぎない。彼等の胸中單獨不講和を攻撃するの意なし、目的は政府攻撃である。但だ此が政府攻撃に好手の新問題であると考へたから武器として使用したのに過ぎないと説明した。以上は我輩の其の場通れの詭辯ではない、今日と雖とも左様に信じて變らざる者である。當時の單獨不講和攻撃者と雖とも、熟思精察の結果、偽らざる良心の表白として反聲を揚げたものではなく、單に政争の熱に驅られ、山と言へば川、右と言へば左と言ふが如く、政府の爲す所には事毎に反對に出んと欲しての反對であつた。……」

#### 第四節 日露新協約

世界大戦中に於ける帝國外交の最重要問題は講和に關する諸問題であつた。講和問題の第一着

としては來るべき講和會議に於ける帝國政府の地歩を作り置くの必要があつた。本件は倫敦宣言加入に依つて一段落を告ぐることとなつて次に我輩が最苦心したのは我與國中に單獨講和を爲すものなきやの問題であつた。我國が已に世界大戦に参加し倫敦宣言加盟にまで進むだ後で、與國中敵と單獨講和を敢てするものが出來ては、殘る與國の迷惑と危険とは測り知るべからざるものがある。蓋し我與國中單獨講和に出づるものありとせば夫は露國なるべしとは我輩が當初から憂慮したる所であつた。我輩は歐洲外交史を繙いて七年戦争の章を讀む毎に慄然たらざるを得なかつた。謂ゆる蟲の知らせと謂はんか、歴史は繰り返すものなることを信ずる我輩は今回の戦争に限り露西亞が七年戦争の轍を履まずして終局まで戦争を繼續するものと確信する勇氣を持ち得なかつた。其所で我輩は大正四年八月下旬英國外相と會見したる機會に於て此心配を彼に打明け先方の意見を問ふたのであつた。(問答の詳細は歴史は繰返章参照)その時の英國外相の意見は一應の理由はあるが、我輩は未だ之を以て満足し得なかつた。然し同外相に向つて更に追問するは無分別に互るから差控へた。爾來我輩の胸中には斷えず之を疑問として存し、我輩が外政を掌るに至つては露國をして單獨講和を爲す事を得ざらしむるがため能ふ限りを盡した。何故に我輩は露國の單獨講和を斯くまで苦にしたかと言へば大戦中我國に取つて眞に深く心配すべきものは此一點

露國の單獨不講和を危ぶむ

に集注して居つたからである。蓋し單獨講和は序幕である、第二段として單獨講和國間の同盟が來ること歴史の前例殆んど皆然りである。露國が若し獨逸と講和し更に進むで之と同盟關係に入らば我國は如何なる境遇に陥るべきか。抑我國は交戰國の一でありながら、戰爭の危険は殆んど踏まずして、中立國の利益を占めつつありとは列國が我國を羨し氣に評し合ひたる所であつた。然るに露獨間の講和より更に其同盟を見るに至らば我國は極東方面に於て露獨の聯合軍を一手に引受けなくてはならぬ立場に置かる譯ではないか。露國の戰況漸く不如意となり、幾度か内閣に更迭ありたる後一九一五年秋に至りスチユルメル内閣は特に親獨傾向ありとの風評専ら傳はり、甚しきに至りては獨逸は已に潜航艇を解體して西比利亞鐵道に由り浦潮斯德に送り此所に再び組み立てて廣東を足溜とし支那印度洋に暴戻を試みんとすとの噂さへ立つに至つた。

我輩が我戰時外交の衝に當つたのは恰も此際であつたから、前に述べた通り第一着として我國の倫敦宣言加入問題を片付けてから、第二段の露國の單獨講和豫防策に腐心したのであつた。この目的の爲め我國の取り得る方法は

露國の單獨講和の阻止策  
露國に兵器彈藥供給

(一)兵器彈藥に缺乏したる露國に我國の能ふ限りを盡して之を供給するにあつた。抑露國に單獨講和の虞あるは前線に立てる軍隊が戰意を失つたからであつた。七年戰爭の單獨講和も同様の現

象より起つたのであつた。而して前線の軍隊が戰意を失ふに至るのは兵器彈藥窮乏して敵の見殺しになるからであつた。即ち露國に兵器を供給するは聯合軍の勢力を増進する直接効果と之に依つて露國をして單獨講和の念を斷たしむる間接効果とを收め得る所以であつたのである。我政府は一方現藏兵器にして國防上絶對必要なる部分を除き、其の他は全部を露國に融通したるのみならず、他方小石川大阪兩砲兵工廠を督勵し晝夜兼行で露國の爲めに新兵器の製造に従事せしめた。結局小銃に於て新舊合せて六七十萬挺に達したと記憶する、其の他機關銃小砲野砲等之に準じて供給せられた。同時に民間工場若干を動員して被服刀劍靴類に至るまで約三億圓に上る物資供給をも行つた。

(二)日露の間に新協定を設け露國をして後顧の憂なからしむると同時に、日露共同利益に背反するが如き條約を他國と締結せざるべきことを相互に約する事であつた。本件は金錢物資の供給と異り事機微に互るものがあつた。夫は日露新協約の締結は元來當方の希望に發端し、其の希望も先方の二心を疑ひ、其の豫防が當方腹心の動機を爲したからである。蓋し露國側に於ては前線の軍隊が戰意を失ひたるを理由として獨逸と單獨講和を爲し兼ねまじき傾向はあつたが、其の之を敢てせざりし所以は、斯る行動が聯合三國の忿怒を買ひ、特に日本が新銳の兵を以て西比利亞を衝

露の後顧の憂を除く



かんとその恐怖心にあつたらうと思はれる。其所が我方の乗すべき所であつた。當時（一九一五年の秋冬）の戦局は寧ろ獨逸側に有利であつた。獨逸は土耳其との同盟を利用し波斯アフガニスタンを煽動して印度國境を威嚇し同時に露國に對しては波斯アフガニスタン、トルキスタンより支那に互り露國を遠廻はしに包圍するの勢を装ひつつあつたから、露國は其儘に推移すれば終に獨逸網に卷かるるの虞があり、獨逸と和せば日本より背部を侵さるる患あり、進退兩難に陥り四苦八苦の體であつた。其所で日本は一方露兵が戰意を失ひつつあるは兵器を與へざる爲であるから、之に兵器彈藥を提供して戰況回復の機會を與へ、他方獨逸の包圍に對しては日露の一層の接近を以て露國を鼓舞し依つて以て露國の單獨講和を喰ひ止め、特に日本に不利なる協約を他國と結ばざらしめむと欲したのであつた。斯くして我輩就任後間もなく始まりたる日露の交渉は約半歲にして完全なる妥結に達した。其の條文は左の通りである。

日露協約  
成立

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ極東ニ於ケル恆久ノ平和ヲ維持セムガ爲協力スルコトニ決シ左ノ如ク約定セリ

第一條 日本國ハ露西亞國ニ對抗スル何等政治上ノ協定又ハ聯合ノ當事國トナラザルベシ

第二條 露西亞國ハ日本國ニ對抗スル何等政治上ノ協定又ハ聯合ノ當事國トナラザルベシ

第三條 兩締約國ノ一方ニ依リ承認セラレタル他ノ一方ノ極東ニ於ケル領土權又ハ特殊利益ガ侵迫セララルルニ至リタルトキハ日本國及露西亞國ハ其ノ權利及利益ノ擁護防衛ノ爲相互ノ支持又ハ協力ヲ目的トシテ執ルベキ措置ニツキ協議スベシ

日露新協約成立して僅に半歲露國に變亂起りて世界最大帝國の統帥者たりしロマノフ帝朝は倒壊滅亡の悲運に沈むだ。次で半歲、第二の革命は終に露國を驅りて勞農專制の深淵に投ぜしめ、獨逸とブレスト、リトフスクの單獨講和條約さへ締結せられた。斯くてエドワアド、グレキ卿の樂觀は裏切られ、我政府の苦心は水泡に歸してしまつた。露國の單獨講和の事は後章歴史は繰り返すの題下及び國際同盟の下に論じて居るから茲に筆を止めよう。

露國單獨  
講和

## 第六章 支那に於ける日本の特殊利益

## 第一節 日本の特殊利益の由來

第一回日英同盟協約第一條は

兩締約國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ該二國孰レニ於テモ全然侵略的趨向ニ制セララルコトナキヲ聲明ス、然レドモ兩締約國ノ特別ナル利益ニ鑑ミ即チ其ノ利益タル大不列顛國ニ取リテハ主トシテ清國ニ關シ又日本國ニ取リテハ其ノ清國ニ於テ有スル利益ニ加フルニ韓國ニ於テ政治上並商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ兩締約國ハ若シ右等利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニ因リ若クハ清國又ハ韓國ニ於テ兩締約國孰レカ其ノ臣民ノ生命及財産ヲ保護スル爲メ干涉ヲ要スベキ騷動ノ發生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ兩締約國孰レモ該利益ヲ擁護スル爲メ必要缺クベカラザル措置ヲ執リ得ベキコトヲ承認ス

と云ふて居る。初め英國政府の考では日本は朝鮮に特殊利益あり英國は清國に之を有すとして、あつさりと書き上げる積りであつた様だが日本より見れば左様に簡單には行かない理由があつた。

支那分割  
の形勢

先づ韓國が或は強隣に強ひられて其の案内役を勤め、或は日本侵入軍の先驅となり相伴となつて累を我に及ぼした事は一再にして止まらない。古來我國を侵さんとしたものは必ず朝鮮半島を階梯としたるは歴史の證明する所であることは前章に述べた通りであるから、我國が極東全局の平和を樹立せんとするに當つては、先づ以て祖國の安全を第一要義とせざるを得ない。而して我國の安全を確保せんがためには此歴史の教訓に遵つて、朝鮮が他の強隣の傀儡となりて我に禍することを根本的に絶たねばならないのは勿論であつたが、加ふるに日清戦争後に至つては三國干渉を強行したる露、獨、佛が揃も揃つて亂暴なる行動を支那に於て敢てし、他國も漸く之に倣はんとする傾向が見えて來た。露西亞は先づ北滿より下つて遼東に據り、獨は山東を、英は威海衛を、佛は廣州灣を占領し、伊も亦南清の一港を割かしめむとし、清國瓜分の徵候茲に露はれたのであつた。此形勢に對抗するため我國は已むなく福建不割讓の約諾を獲て最少限度の自衛手段を採つたのであるが、我國の安全はこんな事で保障せられたとは謂へない。昔は滿蒙の強族は朝鮮を介して我國を窺つたので、朝鮮は我國侵人の要道であつたが、今や露國が北支那に割據する外に歐洲の海軍國は夫々支那の要港を占領して其所から一衣帶水の我國を睨むことになつたのであるから茲に局面は擴大して來た。我國を脅すの要道としては朝鮮に由らずとも支那の港灣が代つて其

日清の關係  
唇齒輔車

の役を務め得ることとなつて來たのである。茲に至つて我國は自家の安全保障として單り朝鮮のみならず支那に眼を注がなくてはならないこととなつた。斯くて支那が朝鮮と均しく我國と唇齒輔車の關係を有するに至つた事は日本外交に新生面を啓いたものであつた。日英同盟締結に際して日本が支那を視ること英國政府の當局者が察するが如き簡單なものでなかつた理由は方さに茲に在つたのである。即ち日本の主張は日本は韓國に於て他國に卓越したる重大利益を有するの外に、支那に於ても歐米の何れの國にも譲らざる特殊利益を有すと言ふに在つた。英國政府は我方の主張に理ありと爲し、茲に第一回日英同盟協約第一條の如き込み入りたる條文を見るに至つたのである。

英國率先  
我特殊利益を承認  
す  
日露協約  
と日佛協約

支那に於ける日本の特殊利益なるものが始めて國際公文書に載つたのは日英協約を通してであつた。換言すれば支那に於ける日本の特殊利益を公然承認したる第一の外國は我新同盟たる英國であつた。其の後日佛協約（明治四十年六月十日）及日露協約（明治四十年七月三十日）の締結に由り或は明文を以て或は默示を以て何れも支那に有する日本の特殊利益は認識せられたのであつた。残るは米國と獨逸とであつたが、獨逸とは何等交渉の機會なくして世界大戰となれることは前章に述べた通りである。米國政府に對して斯る交渉を試むるの機會は仲々來なかつた。大正

四年日支兩國間に締結せられたる諸協定に對しても米國政府は何等拘束を受けざるため留保こそすれ、我特殊利益を承認するの觀ある行動は一切之を避けたのであつた。蓋し米國は自らモンロウ主義なるものを唱へて自國より五千哩を隔つる南米の南端に至るまでも其の繩張を聲明して居る國柄である以上は、日本が一衣帶水の支那の運命に一種獨特の利益を有することを諒解せざる譯はない筈であるが、其所には經濟的乃至財政的に支那が四億の民衆を有し、投資の上にも、貿易の上にも將來に無限の可能性を有する好市場であり、米國の財政家工業家が漸く之に着眼し出したる事情と、ウイルソン大統領が元來各國の支那に設定したる勢力範圍なるものに根強き反對を有する個人的意見とが投合して、動もすれば門戶開放機會均等主義を死文たらしむるの虞ありと思惟せる特殊利益の如きものの承認を難しとする内面の理由が伏在して居つたのであらう。

## 第二節 日米共同宣言

### 一 我政府米國に戰使を派遣す

我輩が大正六年（一九一七年）六月特派大使に任せられ、時節柄戰使と稱せられたる役目を以て米國に派遣せられたのは斯かる時機に於てであつた。我輩の當面の使命は英國のバルフォア卿

佛國のヴィヴィアニ氏等の夫の如く、米國が聯合側に立ちて世界大戰に参加したるを祝福し且謝意を表すためであつた。英佛の戦使等は米國政府に一片の挨拶を述べ、マウント、ヴァノンに於ける華盛頓の墳墓に詣で、それから激勵演説を爲しつつ都市巡禮をすればそれで済むのであつたらうが、日本政府としては此機會に於て支那時局に關し日米責任者間に腹藏なき意見交換を試み、多少目鼻を付け得るものなら付けたかつたのである。然し戦争熱に餘念なき米國當局が我輩と冷靜に支那問題を検討するの餘裕ありや否や全く未知數であつたから、我政府に於ても大體の方針を示したに過ぎない。我輩とても先から先の事まで訓令を求むることをせずに出發したのであつた。我輩が華府に着いたのは九月初日であつたが、是より先きホノルルを経て桑港着以來の米國官民の歓迎は熱誠を極めたものであつた。戦争氣分の旺盛なことも驚くばかりであつた。華盛頓に着いてからも最初の數日間は話は戦争で持ち切り、夫に晝夜の歓迎宴で眼が廻る様であつた。其の間大統領初め諸司百官と面會し、上下兩院議員其の他の名士と應接して見ると、陸海兩長官は特に非常なる繁忙さに見受けたがウィルソン大統領とランシング國務卿とは忙中自ら閑あることを見出して、此分なら意見交換の機會あるべしと氣強く感ぜられた。先づ大統領に接近して支那問題に小當りを試みると、ウィルソン氏は門戸開放機會均等の主義さへ誠實に支那に於て

先づウィルソン大統領と談ず

行はるるものとすれば、米國としては其の外に望む所はない譯であるが、事實は列國が謂ゆる勢力範圍なるものを支那各方面に作りて各自に繩張りを設くるは此主義の脅威となり遺憾の次第であると言はれた。我輩は大統領の態度にして此位なら談話の脈があると思つて、御高見は誠に御尤なり、但し勢力範圍なるものは御承知の如く獨露兩國が始めて山東及滿洲に主張したるものにして、彼等と雖も貴國國務卿ヘイ氏の提唱に係る門戸開放機會均等主義に贊同を表したることであるから、商工業の關する限り彼等が眞面目に門戸を閉ぢ若くは機會の不均等を敢てすることはあるまじく、若し斯る行動に出るものとせば夫は明かに前後矛盾と謂はねばならない。我日本は御承知の如く對露戦争の結果滿洲に根據を有するに至りたれども門戸開放機會均等主義を恪守して悖らざるは勿論なりと軽く挨拶した。大統領も亦日本の意向に案外融通性ありと思はれたか、今日の一般的談話は面白く感じた、猶國務卿ランシング氏と緩々御談話ありたしとの挨拶があつて相分れた、斯くして支那に關する日米交渉の端緒は茲に聞かれたのであつた。

當日我輩は旅館に歸りて一電を認め、ウィルソン大統領との一般的談話の概略を政府に報ずると同時に、支那に於ける勢力範圍の問題につき意見を稟申した。蓋し他の大陸又は他の地方に於ける勢力範圍の問題と異り、支那に於ける勢力範圍の問題は三國干涉後露國が滿洲遼東を租借し、

勢力範圍  
の撤廢問  
題

獨逸が山東膠州灣に占據したるを始とし、清國分割の先驅として現はれたる強制手段にして、其の結果は清國の主權を侵害するのみならず、列國が清國と結んだ條約上の既得權をも侵害し、終には列國間の爭議を惹起すべき危險を漸致するものである。眞に極東の平和を企圖する爲には一日も早く之が廢止を見ること望ましく、斯る時代錯誤の現象は何れの見地よりするも之を保存するの要なきものであつた。殊に日本の見地よりすれば、外國の猜疑を解かむがため、列國に先んじて之が撤廢を主張するを賢明の策と爲すの理由が加つて居つた。我國は曩に支那をして福建不割讓を内約せしめ、其の後南滿洲より露國を驅逐して自ら之に代位して以來、日本は南滿洲に於て自國の商工業を庇護して門戶開放の聲言を食めりとの攻撃を受け、他國をして其の各自の勢力範圍に於て我に倣ふと稱して利己主義の政策を執るに至らしめむとする形勢も見えたのであつた。抑歐米諸國は其の製産物を支那市場まで運ぶに一個月半より二個月を要するに反し、我國産は遠くて一週間近くは一二晝夜で支那市場に達し得るのであるから、運賃、金利、保險何れの點よりするも我に有利なること莫大なるものがある。支那に門戶開放機會均等主義が行はるる間、日本の對支貿易は歐米の競争者を凌駕して第一位を占むべき運命を有するものでなければならぬ。日本商人の或者は此天與の保護と恩恵とを以て未だ足れりとしないで、滿洲に於て何等かの保護

にあり付かんと奔走するものもあつた様であるが、斯くも依頼心が強くては列國競争場裡の勝者ととなり得ない、斯る自信力の乏しい商人を保護するは國家の爲にも彼等自身の爲にもならない。滿洲は立派に開放して列國環視の裡に機會均等主義を勵行する外に賢明の策はないのである。他國の勢力範圍たる山東省揚子江沿岸諸省に於ても、我商人は機會均等の下に於て苦もなく他國の競争に打ち勝つべき筈の地位を占めて居つたから、恐るる所は門戶の閉塞と機會の不均等のみであつた。況んや揚子江沿岸諸省は支那の寶庫であり、支那の外國貿易の大半は此沿岸諸省に歸する實情であるのに、我に取り此の大切なる區域に繩張りを作られては支那貿易に最も利害關係の深き日本は非常なる打撃を蒙る譯となるのであるから、揚子江沿岸は勿論他省も一律に門戶を常に開き置かしめ、機會を常に均等に保たしめて置かなくてはならぬ地位に在るものである。此等の理由に依り我輩はウィルソン大統領が支那に於ける勢力範圍撤廢を主張せんとする意圖あるを幸機とし、進むで之を贊助し一日も早く其の實現を圖るの賢明なるを確信して居つたのである。是我輩が勢力範圍撤廢に就てはウィルソン大統領の發意に同意して可なり、此の點に於て先方に満足を與へて以て他の點に於ける我主張に彼をして同意せしむるの動機を作りたしと電稟したる所以であつた。

## 二 日米交渉

所が我輩の電稟に對する回訓は何時まで待つても來なかつた。後で聞けば當時我輩の建策に接したる本野外相は之を外交調査會に付議したるに、議論は百出して大勢は勢力範圍撤廢に鮮からざる憂虞を抱き、寧ろ不賛成に傾けるものが多かつた様子である。我輩は已むなく此問題につき政府の訓令を待たずして國務卿ランシング氏と支那問題の商議に入ることとなつた。我輩とランシング氏との初日の對談を要約すれば、

石井 共同の敵に向つて共同戦争に従事することとなりたる今日、相互に最注意すべきは敵の離間策に乗ぜられざるに存す。日米の間を離間せんとすれば移民問題と支那問題とあるが時節柄前者は人の注意を惹くに足らず、念ふに惡辣なる手段は主として支那問題を引合にして講ぜらるることならん。

ランシング 貴説は全然余の意見と合致せり、現に余の耳に達したる宣傳中にも歐洲各國が存亡を賭して交戦しつつある間に、日本は東洋に在つて勝手次第に振舞ひ、殊に支那に於て抜く可らざる優越の地歩を築きつつあり。此の儘に放任せば支那に於ける領土保全も門戸開放

機會均等主義も有名無實となるべし云々と稱するものあり。就ては此の際支那に關し日米兩國政府の間に支那の領土を尊重し支那に於ける門戸開放機會均等主義を高調する共同宣言様のものを協定して之を發表せば、敵側の惡宣傳を豫防する上に役立つべきのみならず、貴我兩國民の指導とも相成るべしと思惟せらる、貴見如何。

石井 折角の御考案ながら夫だけにては現状對策として不足なるべし。御承知の如く日米兩國には業已にルート高平協定（一九〇八年明治四十一年）ありて清國の領土保全も門戸開放機會均等主義も特に揭示せられ居ることにあり、殊に日本としては其の前、日英同盟に於て之を高調せる外、日佛日露の兩協約に於ても均しく之に論及したるが故に、今又貴國と重ねて同一事項のみを取り立てて之を宣言するは我國民に對し何等意義をなさず。然るに今日漫然と此等事項のみを繰返すと假定せば、我國の公衆は貴國が日本の野心を疑ひ日本に迫りて證文を取り付けたるものと推すべく、我政府としては斯る誤解を公衆に抱かしむることを避けざるべからず、旁以て御考案に係る日米共同宣言は時宜に適せるものと思考する克はず、但し該宣言案を意義あらしめむとせば、右等事項と共に之と趣を異にする新事項を加味せざるべからず、我國の見地よりすれば日本は支那全體に於て殊に接壤地方に於ては猶更のこと、

他國に優越したる利益を有し居ること猶ほ貴國が西半球殊に墨西哥及中米諸國に於けると同様なり、此の如き事柄は天賦の地勢より來る實在の状態にして、彼のモンロウ主義が他國の承認を要せざる如く、右實在状態も亦他國の承認を経て效力を生ずるものに非ずと雖も、而も他國の承認も亦事に益する場合あり、之支那に於ける我國の特殊利益が日英協約を初とし日佛日露協約等にも謠はれたる所以なり。就ては貴案の如く支那の領土保全と門戶開放機會均等主義を再言すると同時に如上の日支關係を聲明したる一の宣言を發表することとせば、第一貴見の如く宣傳の禍根を絶ち、第二に我國論の誤解を豫防し、併せて極東に於ける實在の事態を闡明するの效果あるべし。

「ラ」氏 談話は圖らず重大性を帯び來れり、相互に篤と熟考を重ね不日再會を期したし。

斯くて初日の談話は一般的ではあるが單刀直入的に急所まで論及したる次第で、ランシング氏は我輩の虚心坦懐とは言へ思ひ切つたる出方に稍呆然たる體を示した。我輩は彼は餘り乗り氣でないとの感を起したが然し我輩は前日大統領との談話に一縷の望を抱いて居つて、彼が大統領と相談を経たる上の挨拶こそ聞きものなれと心待して居つた。

然るに我輩の支那に於ける勢力範圍撤廢論に對する回電は今以て接到せざるのみならず、一方

紐育歡迎  
は絶好機  
會

紐育市長及歡迎團に約せる期日追々切迫して來たから、我輩は國務卿との交渉は紐育訪問後に譲ることとして一先づ華盛頓を去つた。紐育に於ける連日の歡迎は我輩に日本の對支政策を説明すべき幾多の機會を提供した。我輩は其の好機會を促へて支那に於ける門戶開放及機會均等主義が日支貿易に有利なる所以、隨つて我國は支那到る所に此主義の遺憾なき適用を希望する所以を敷衍し、併せてモンロウ主義に類似する觀念は西半球のみならず、東洋に於ても存在するものなることを率直に論及する所あつた。歡迎氣分に満ちたる人は何事も善意に聽いて呉れるもので、我輩の眞摯率直なる態度は紐育人士の氣に入つたものか、胸襟を開きたる我輩の言辭には彼等も胸襟を開いて耳を傾けた。此等の演説は一々大統領及國務省員の耳に入つたのは勿論であるから、少くも大統領は前日我輩との談話を回想し、豫て日本に對して抱ける門戶開放機會均等主義違反の嫌疑はそろそろ氷解し出したと推し得べき節があつた。此嫌疑が解けさへすれば我任務の一半は已に達せらるる譯で今後の仕事も一段容易となるだらうと期待せられた。蓋し米國の如く内外の政策一に民意に遵つて動く國柄に在つては、外國使臣たるもの一面華府に於て官憲と談判すると同時に、他面米國民の諒解を求め其の贊同聲援の下に米國當局をして我主張を承諾し易からしむる様に仕向くる必要が往々起るのである。而して米國民の諒解贊同を求むる最好市場は勿論紐

育である。これ我輩が政府の遲疑に拘らず、又霞ヶ關邊に冷や冷やし居る連中あるに頓着せず、先づ紐育に於て我對支政策殊に門戸開放機會均等より説き起して支那の領土保全を高調し、進んで亞細亞モンロウ主義とも謂ひ得べき推論を婉曲に試みたる所以であつた。亞細亞モンロウ主義などは頗る微妙に互り動もすれば米國公衆より誤解を招くの虞あるは勿論であつたが、我一行に對する米國官民歡迎の熱誠は我輩をして敢て斯る滑り易き論點に言及するの勇氣を起さしめたのであつた。幸ひ米國の聽衆は我輩の率直坦懷を喜び、各新聞は描つて我論旨に對し同情ある批評を浴せた。斯くて民論は庶幾の如く好轉した様であるから華府官憲に於ても我輩の主張を容認し易くなつたかの感を得たのであつた。

一週間の紐育訪問を終りて華盛頓に歸り、挨拶旁大統領に謁した時の彼の態度は一層友好的であつた。紐育に於ける我輩の演説は日米兩國民間の誤解を一掃するに貢獻する所鮮少ならずとの御世辭を受けた。果然ランシング氏も前日の回避的態度に似もやらず、我輩の思ひ切つたる提言を研究して茲に一案を得た様な心地がすると言つた。次で彼は過日我輩が日本は支那全體に於て殊に接壤地方に於て猶更のこと他國に卓越せる利益を有すと言ひたるに對し、例へば之を條文に綴るとせば如何なる辭句を用ふる積りなるやと問ふたから、我輩はバラマウント、インテレスト

交渉再開

(Paramount interest)なる文字は能く支那に於ける我利益を描し出すと答へた處、彼は直ちに其の字句は恐ろしく強き意味を有す、貴國に一たび斯る利益あることを認めれば、之を認めたる國は支那に於ける貴國の行動の如何なるものにも默從せざるを得ざることとなる。斯る字句は米國政府として到底承認すること克はずと斷言した。我輩は之に對して「バラマウント、インテレスト」なる字句にそんな強き意味ありとは思はれない、此字句は往年シイワアド國務卿が始めて言ひ出し、次でフレリングヒューイゼン氏が墨西哥に於ける貴國の利益を形容するため使用せられしやに記憶する。我國が支那に於ける利益は貴國の墨西哥に於ける夫と逕庭なきものと信するが故に態と貴國の用語を引用せしまでであると注意したる上、貴國が墨西哥に「バラマウント、インテレスト」を有すればとて、墨國の對外關係に於て門戸開放主義が蹂躪せられるとは思はれない、現に同國に於ける他國の貿易は最惠約款の下に圓滿に行はれつつあるに非ずやと附言した處、國務卿は之に對し何等答ふる所なかつたが、兎も角此辭句に對しては大統領に於ても強き異議があつて此を承諾することは不可能であると再び斷言した。茲に於て我輩は飽まで「バラマウント、インテレスト」なる文字に拘泥するものではないから、他に相當の字句があれば採用苦しからずと答へ、其後交渉を重ねて更に我方よりスペシアル、インテレスト、エンド、インフルエエンス



(Special interest and influence)なる文句を以て「パラマウント、インテレスト」に代用せんと申出したが先方には猶ほ困難ありと言つて結局 and influence を省き單に「スペシアル、インテレスト」として双方妥協を見たる次第であつた。抑「バラマウント、インテレスト」なる文字は前述の如く米國製ではあるが第二回日英同盟協約第三條に日本は韓國に於て政治上軍事上及經濟上卓絶なる利益を有す (Japan having Paramount Political, military and Economic interests in Corea)とあり其後日韓併合に至つたのを見て米國當局は此文字に危険分子ありと思惟したるものかとも察せられる。若し斯る嫌疑を抱きたりとすれば先方の斷乎たる反對は好く分かる。其の杞憂たるは勿論であるが先方としては無理ではない。而して「スペシアル、インテレスト」なる文字は第一回日英同盟協約第一條に於て日英兩國が支那に於て有する利益の形容詞として使用せられたのであるから、我國として今更之に反對する理由なきは勿論であつた、つまり落ち付くところに落付いたと謂ふて宜しいのである。

日米協商  
成立

日米共同宣言の難關は敍上の如く我國が支那に有する利益を形容するための文句であつたので、此難關を通過したる後は一瀉千里の勢で進行した。斯くて大正六年(一九一七年)十一月二日國務卿ランシング氏と我輩との間に國務省に於て取換はされたる公文、即ち俗に石井ランシング協

定と稱せらるる日米共同宣言の内容は左の通である。

近來往々流布セラレタル有害ナル風説ヲ一掃セムガ爲茲ニ支那ニ關シ兩國政府ノ等シク懷抱スル希望及意向ニ付更ニ公然タル宣言ヲ爲スヲ得策ナリト思惟ス

日本國及合衆國兩政府ハ領土相接近スル國家ノ間ニハ特殊ノ關係ヲ生スルコトヲ承認ス從テ合衆國政府ハ日本ガ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス日本ノ所領ニ接壤セル地方ニ於テ殊ニ然リトス

尤モ支那ノ領土主權ハ完全ニ存在スルモノニシテ合衆國政府ハ日本國ガ其ノ地理的位置ノ結果右特殊ノ利益ヲ有スルモ他國ノ通商ニ不利ナル偏頗ノ待遇ヲ與ヘ又ハ條約上支那ノ從來他國ニ許與セル商業上ノ權利ヲ無視スルコトヲ欲スルモノニ非ザル旨ノ日本國政府累次ノ保障ニ全然信賴ス

日本國及合衆國政府ハ毫モ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵害スルノ目的ヲ有スルモノニ非ザルコトヲ聲明ス且右兩國政府ハ常ニ支那ニ於テ所謂門戶開放又ハ商工業ニ對スル機會均等ノ主義ヲ支持スルコトヲ聲明ス

將又凡ソ特殊ノ權利又ハ特典ニシテ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵害シ若ハ列國臣民又ハ人民

ガ商業上及工業上ニ於ケル均等ノ機會ヲ完全ニ享有スルヲ防礙スルモノニ付テハ兩國政府ハ何國政府タルヲ問ハズ之ヲ獲得スルニ反對ナルコトヲ互ニ聲明ス。

### 三 談判の障礙

ランシン  
グ氏の態  
度

ランシング氏は支那最良であつた。夫は彼が係累の然らしむるので已むを得ざる所であつた。彼は前國務卿にして退官後に支那政府の顧問であつたフォスタア氏の女婿であり、義父を助けて支那辯護の勞を執つた人である。此人が支那最良たるに不思議はない。我輩が彼を知つたのは戦使となつて初めてではない。一八九三年かと思ふ、英米兩政府間に永年争議となつて居つたベエリング海漁業問題が仲裁裁判に付托せられ、其の裁判が巴里で開かれたとき、我輩は公使館書記官として會々巴里に在動して居つたから、同仲裁裁判に甚大の興味を有つて居た我輩は連日傍聴に行つたものである。同裁判事件に於ける米國代表はフォスタア氏であつて彼は女婿ランシング氏を秘書として帶同した。或時ベエリング海の漁場の重なる部分は内海なりや否やが論點となり、争議の一方は日本の瀬戸内海を引證した。そこで米國側からはランシング氏英國側からは曾て日本政府顧問であつたカアクウド氏が巴里の我公使館に来て瀬戸内海に關する條約關係やら内國法

規を尋ねた。我輩は其の應接掛として英米双方に有合せの材料を與へた。我輩とランシング氏とが知合となつたのは其時に始つたのであるから今回は二十四年目の面會であつた。

ランシング氏が係累關係から支那最良であつただけに我輩が彼と支那問題を談ずるに鮮かならず不便と困難とを實驗したのは事實である。互に胸中を打ち開ければ彼我の間に大なる溝渠があつた。而も双方とも談話は最初から率直に胸襟を開いて掛ると言ひ振れたのであるから屢次激論に互り、談判纏りさうにもなかつたことは幾度かあつた。然るに彼が當日の談論を大統領に報告して次回に會つて見ると、不思議にも彼は軟化して讓歩して呉れたことが珍しくなかつた。察するにウイルソン氏は我輩とランシング氏との論點を比較研究して我輩の言に理ありと認むるときは彼の氣質として遠慮なく我輩の説に賛成して「ラ」氏をして我主張を承諾せしめたのであつたらう。故に我輩は何時もウイルソン大統領と談判して居る様な心持であつた。大統領が控へて居なかつたら談判が疾く不調に終りたるべきは疑ふの餘地もなかつた。但し「ラ」氏が支那最良なのは家庭の事情に因るもので彼は支那が可愛いだけで日本が憎い譯ではなかつた。日本と支那とを權衡に掛ける時は彼の同情は明に支那に偏したが、若しも日本の對手が露か英か佛であつたらば、彼は嚴正なる公平を維持し得たのは勿論、或は寧ろ彼の同情は日本に傾いたかも知れぬと

我輩は見て居つた。夫は兎も角我輩が「日本が支那に於て特殊利益を有すと言ふても夫が支那に取つて不利益な事は毫もなき筈である。貴國が南米中米の領土保全に特殊利益を有すと言ふのも亦然り、中南米は貴國の特殊利益に依つて何等不利益を被らぬのみならず却つて貴國の特殊利益に依つて社稷の安泰を感じ得べき譯ではないか、中南米諸國は貴國が彼等の上に特殊利益を有することを寧ろ感謝して然るべきである。夫と同一の理由で支那も亦日本が支那に特殊利益を有することによりて其の領土保全に一の保険を得たることを喜ぶべきではないか。貴我談話の目的は畢竟日米の宣言に由つて支那の安全を謀ることに在る」と開陳したる時彼は大に然りと答へて安心する所があつた。

もう一つの難點は前にも觸れた支那に於ける勢力範圍撤廢問題であつた。若し我方が此問題につき甘諾の意志を表したら他の點が一層都合よく纏まる望があつたが、何分にも我政府は外交調査會の老人連と共に逡巡決せず、我輩の請訓に對し勢力範圍撤廢に應ずる克はずと斷言すべき理由も見出し得ず、去りとて之に應諾するの決心も付き兼ねて荏苒日を送つた。已むを得ないから我輩は本問題は列國共通の問題であるから此際日米兩國のみで撤廢を聲明すべき筋合でない所から我政府は此點に懸念し何分の訓令を躊躇して居る事情である、強て勢力範圍撤廢に反對するものではないと信ずると説明し立入つて論ずることを避けた。然し何と言つても我政府が勢力範圍撤廢に應ぜぬ所に米國政府の猜疑が起り、其の猜疑心が我が主張に係る卓越なる利益と言ふに反對となつて現はれて來たので誠に残念であつた。一體當年の我政府當局及外交調査會の連中が大重要事項として之が存廢を決し得なかつた勢力範圍なるものは十年後の今日何所に在るか。天下有識の士一人として今日勢力範圍を語らぬのは何故であるか。言ふまでもなく勢力範圍は野心政治の産物であり侵略外交の遺物である。今日は時代錯誤として何時の間にか葬り去られて了つた。我輩が華府から建策した際ならば猶ほ額面通り通用の途があつたのに今日となつては弊履となり願ふものさへなくなつたのである。

#### 四 日本の特殊利益に關するランシング卿の解釋

大正八年八月十一日國務卿ランシング氏は米國上院外交委員會に於て議員の質問に答へて大要左の通り言明した。

ランシング、石井協定に言ふ所の「支那に於ける日本の特殊利益」なるものは其の性質政治的のものにあらず（合衆國上院外交委員會審問録第七號二二三頁）石井子爵も亦余が考ふるが如く

米國上院  
に於ける  
ランシン  
グ氏の言  
明

特殊利益とのみにては政治的意義を含まざるものと了解し居られたるは彼が初め「バラマウント、インテレスト」なる語句を提議し余が之を拒絶するに迫んで彼は特殊利益及勢力(Special interests and influence)なる語を案出提議したるに徴しても推知せらるべし(同上二三三頁)。

誠に以て驚き入りたる言明と謂はざるを得ない。此解釋の當否を考査するに先つて、ランシグ氏の如上言明は上院外交委員會に於てボラア氏外共和黨委員から同卿に向つて何故に民主黨政府は日本政府に對して支那に於ける特殊利益を承認するが如き讓歩を爲せりや、國務卿は石井子爵に籠絡せられたるにあらずやとの嘲弄的詰問を受けたるに對して爲されたるもの、即ちランシグ氏としては米國政府の譲りたりと謂はるる特殊利益の内容を成るべく輕微に解せしむるを要する事情の下に爲されたるものであることを知つて置く必要がある。

前に述べた如く特殊利益なる文句は日米共同宣言に由つて創造せられたものではない。日英同盟協約第一條に日英兩國は清國に於て特殊利益を有すとあるを引用したものであるから其の意義を確めようとするれば同協約に溯りて考査するが捷徑である。同協約第一條の謂ゆる特殊利益の解釋は同協約前文に明示せられて居る。即ち同前文には日本政府及大不列顛國政府は……清帝國及韓帝國の獨立と領土保全とを維持すること及該二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得せ

支那に於ける特殊利益の發端

しむることに關し特に利害關係を有す being specially interested in etc. とある。日英兩國が支那に有する特殊利益とは第一に支那の獨立と領土保全の維持、第二に支那に於ける各國商工業の機會均等の維持である。語を換へて言へば支那に於ける日本の特殊利益は第一次に支那の獨立と領土保全であつて、商工業の機會均等は第二次である。たゞ世上一般に特殊利益と言へば主として政治的事項に限られるものと解するから、日米共同宣言に於ても特殊利益の爲に一項を設け、外に門戶開放、機會均等主義を別項として特置したのである。即ちランシグ氏自身も特殊利益なるものは主として政治事項を指すものと見て別に商工業に關する一節を設けたのである。若し「ラ」氏の上院に於ける説明の様に日本が支那に有する特殊利益は政治的性質のものでないとしたら何であるか。經濟財政即ち商工業でなければならぬ。左すれば、門戶開放機會均等の別項と重複して意義を爲さないこととなるではないか。

元來列國は清國との條約に於て其臣民の生命財産を保護するため治外法權と領事裁判權とを獲得したのであるが、之が抑政治的權利の一端である。商工業に關する特權及利益は別に條文を設けて規定したのである。而して此政治的特權も商工業に關する特權利益も支那に於ける居留民が多數となり、支那に投下したる資本が増大するに従つて擴大するものである。日英同盟締結の當

時、支那に於ける英國居留民は日本に次いで最多數であり、支那に投下せる英國資本は日本を入れても最大額に上つた。加ふるに香港あり、威海衛あり、此等が集つて支那に於ける英國の特殊利益を構成して居つた。又日本はと言へば支那に於ける其居留民の數は總ての外國の比肩し得ぬ程多數であり、投下せる資本は英國に次いで多額であつた。然し我國の特殊利益を説明するには居留民の數や投下せる資本を引合に出す必要はない。日清戰役三國干涉の歴史を背景とし。強露を滿洲より驅逐する爲存亡を賭して日露戰役に従事したる最近歴史が何より雄辯なる説明である。臺灣と福州とは指呼の間にあり、朝鮮に於て二百哩に互る接壤地帯を有する地理的關係だけでも充分なる説明である。此等を纏述する迄もなく日本の對支關係が如何に唇齒輔車であるかは世界周知の事である。我輩は茲に新に此問題を論ずる代りにランシング氏の上院に於ける前掲の言明ありたる際に我輩が後日の爲めと思ふて記入し置きたる日記の一部を左に摘録しようと思ふ。

日米共同宣言に謂ゆる支那に於ける日本の特殊利益に關する局外者の説は且く措き、宣言署名者の一人たるランシング卿が斯る解釋を米國上院に於て發表せられたる上は他の一人たる余も亦余の解釋を左に録して以て惑を解くの機會に備へざるべからず。俗に石井、ランシング協定と稱せらるる日米共同宣言の眞意を解せんと欲せば交渉發端に溯るを要す……余は當初「バ

ラマウント、インテレスト」を提議し、次で「スペシアル、インテレスト、エンド、インフルユエンス」を申出したるは事實なるも夫は當初の提案たる「バラマウント、インテレスト」の意義を成るべく遺憾なく發揮すべき文句を擇べるまでの事にて、此を以て單に「スペシアル、インテレスト」のみにては政治的意義缺如すと思考して「エンド、インフルユエンス」を加へ兩々相俟て政治的意義を構成せんと欲したるものと我意を解するは何等根據なき推測と謂はざるを得ず。支那に於ける日本の特殊利益として米國政府の承認したるものは主として政治的にして經濟的商工業的には寧ろ間接の關係を有するに過ぎず。然らずむば日米共同宣言は無意義となるべし。若し其の特殊利益にしてランシング卿が上院に於て答辯したる如く經濟的非政治的なりとせば、宣言の他の一半たる門戶開放機會均等主義と相容れざることとなるべし。門戶開放機會均等主義の下に日本が支那に於て經濟的特殊利益を有すとは抑何を意味するや。日本は日露戰争後の滿洲に於てすら商工業を壟斷せざることを繰り返し聲明したるに非ずや。日本がかゝる聲明を繰り返したるは曩に米國政府の提議に賛同して支那に於ける門戶開放機會均等を認容したるが故に非ずや。若し日本が經濟的特殊利益を支那に有すとせば却つて門戶は閉ざされ機會は不均等たるの端を啓く事なきか。而已ならず元來商工業と接壤國境との關係は案外

貿易と接  
壤關係と  
は往々没  
交渉

微弱なること珍らしからず、接壤地方間の貿易經濟關係が薄弱にして却つて萬里懸隔の國の間に案外盛大なる經濟及貿易關係を見ること頻々其の例あり。南米に於ける英國及戰前獨逸の貿易高も投下資本も米國の夫に幾倍する盛況を呈す。墨國中央亞米利加に於て亦然りであつた。支那貿易の上位を占むるものは接壤國たる暹羅にあらざ安南にあらざ英國なり日本なり獨逸なり米國なり、暹羅貿易の勝者は隣國たる支那に非ず印度に非ず、英國なり獨逸なり。要するに世界市場に於ける需要供給は接壤其の他地理的關係と殆んど没交渉の觀を呈するもの比々此の如し。ランシング氏が日本の支那に有する特殊利益は領土接壤の地理的關係より來ることを認めながら其の利益を非政治的にして經濟的なりとする理由は何れの點より見るも之を發見する克はず。

五 支那に有する日本の特殊利益の根本要義

然らば余が謂ゆる特殊利益とは如何なるものにして日本は如何にして左る利益を支那に有するやと問ふものあらば余は日米共同宣言交渉中親しくランシング氏に向つて説述したる所に多少追加敷衍して左の如く答へんとす。

特殊利益  
とは如何  
なる物ぞ

- (一) 支那に天變地異ありて内外人の生命財産に危険ある場合を想像せよ。
- (二) 支那に惡疫流行して内外人の生命危殆に瀕せる場合を想像せよ。
- (三) 支那に鎮定の見込なき内亂勃發したる場合を想像せよ。
- (四) 支那に危險思想瀰漫して海外に傳播するの虞ある場合を想像せよ。

以上各項の場合が支那に殺到することありと假定せば歐米各國の政府及人民は之に對し如何にするか、日本居留民及政府は之に對し如何にせざるべからざるか。

友國及友國人民の災危を救濟する人道的措置を別問題とすれば、斯る場合に歐米の政府及居留民は已むなくむば所有財産を處分し支那を去るを以て足れりと爲し得べけんも、單り日本政府及居留民に限りては然く簡單なる行動を以て満足し得べきにあらず。支那に天變地異ありて土崩瓦解するも、支那に惡疫蔓延して患者途に塞がるも、支那が半永久の内亂に沈むも、將た支那が「ボルシェヴィズム」の集窟となるも、歐米各國は之が爲め直ちに自國の存在に危険を蒙るの虞なきに反し、單り日本は支那なくして存在する能はず、日本人は支那人なくして自立する能はず、支那に起れる内亂騒動、支那に蔓延する惡疫邪教は忽ち日本に飛火し、日本をして支那の同病者となり、支那と類焼者たらしめずむば已まざらしむ。これ即ち日本が支那に有

する特殊利益の根底にして唇齒輔車の關係とは之を謂ふなり。而して此關係たるや、謂ゆる地理上より來る天賦の關係にして日本が之を脱せんと欲するも脱し能はざるが如く、歐米が之を剝奪し若くは變更せんと欲するも亦不可能に屬する不動事實たり。此抜く可からざる天賦事實より來る當然の結果如何と云ふに、支那の土木を修め治水を起して天變地異に備へ、支那の衛生を改善して惡疫の發生を豫防し、支那の政治を善導して民心の動搖を緩め、支那の文化を進めて邪教の侵入を拒ぐの努力に際して、歐米各國は世界文明の一般的利益の見地及其の範圍に於て支那に援助を與ふべきも、單り日本に至つては一般的利益の見地及範圍のみならず自家防衛の見地よりして有ゆる援助を提供せざるべからざる地位に在り。支那に對する日本の利益が歐米の夫と比較して層一層濃厚緊密なるだけそれだけ支那問題につき日本の責任は重く隨つて發言の權も亦廣且大ならざるを得ず。此を支那に於て有する日本の特殊利益と謂ふなり。

日本が支那に有する特殊利益とは斯る政治的解釋に依つて始めて意義を有するものにして、ランシング石井協定も亦斯く解釋して始めて存在の理由を生ずるなり。見よ該協定は先づ以て支那に於ける日本の特殊利益の容認を聲明し、次で直ちに「日本は支那に特殊利益を有すと雖も而も (nevertheless) 支那の領土主權は完全に存在するものなり」と言明せるに非ずや。若し

日本の特殊利益にしてランシング氏の言の如く經濟的にして政治的のものならずとせば、支那の領土主權は我國の特殊利益の爲め何等影響を蒙るべき理由なく、隨つて nevertheless 云々の限定的一句を特に設くるの必要な譯に非ずや。知るべし日米共同宣言當事者は初より政治的特殊利益を基礎として談判しつゝありしが故に、其の利益承認を聲明すると同時に、支那領土主權に關し聲明の程度制限を附するの必要を感じたるものなる事を。

以上の理由に依り余は日本が支那に有する特殊利益は主として政治的にして經濟的商工業的關係の如きは寧ろ間接なりと斷言するに躊躇せざるものなり。

以上は我輩が大正八年九月伊香保に靜養中ランシング卿が米國上院に於て爲したる答辯の報道に接した際取敢へず執筆したる日記の一節である。當時我輩は念のため其の寫を一通宛外務當局と赴任せんとする駐米大使に手交して置いたと記憶する。我輩は今日に至りても之を改竄するの必要を見ない。唯茲に附言すべきは前掲特殊利益の説明は根本主義である。主義上の説明である。此主義を事實に結び付けて如何に之を運用すべきかは外交の活問題である。活問題の解決如何は當局の手腕に依るものである。會々面白からざる解決を見ることありとするも夫は運用宜きを失したるが爲であつて根本主義は之が爲動搖するものではない。

田中内閣の對滿洲策批判が動機となり、滿洲に於ける我特殊利益とは果して何であるかの問題につき自問自答の論説が新聞雜誌に頻々と見えるが、斯る論説は日米共同宣言發表の當時起るべきであるに發表後十二年を過ぎ、同宣言が廢止となつた今日漸く擡頭したのは頗る遲蒔の感がある。然し遲參は不參に優るとして偕近頃擡頭せる論説を通覽すると關東租借地、南滿洲鐵道、撫順炭鑛等有形の實物を我特殊利益の目的物とするものが鮮くない様である。此は聊誤解であらねばならない。南滿鐵道や撫順炭鑛等は我特殊利益の背景ともなるべきもので特殊利益其のもではない。蓋し特殊利益とは英語の「スペシャル、インテレスツ」の譯語であつて、茲に謂ゆる「インテレスツ」は目に見え手に觸るる實體利益を意味するものではない。茲では利害關係を意味して居るのである。英語では「インテレスツ」を利害關係の意味で使用すること珍しくないから誤解は起らないが、我國で單に利益と言ふて利害關係の意義を持たせようとする所に多少の無理がある。之が蓋し支那に於ける我特殊利益を定義せんとして、時に誤解に陥る原因であらうと思はれる。即ち利益なる文字に囚はれて強て實物を以て之を例示せんとし南滿鐵道、撫順炭鑛等を列舉し、知らず識らずの間に我特殊利益はランシング卿の謂ゆる非政治的即ち經濟的のものと思惟する結果に達するのであらう。「ラ」氏の誤解は文字から來たのではない、曲解に近い。本邦

支那留學生  
生履き

論客の誤解は文字から來たものと思ふの外ない。想ひ起す大正六年十一月下旬、我輩が日米共同宣言に署名を了して歸朝するや、我輩の住宅は警官護衛の下にあつた。如何なる譯かと尋ねて見ると在京支那留學生連は我輩が中國主權に屬する重要な利益を壟斷して之に米國政府の奥印を取り付けて來たと謂ふて不穩の舉動に出でんとする模様があるからだと言ふ。此は利益の文字に無用の力を入れて深き誤解に陥りたる適例であつた。日支兩國は同文同種に屬し唇齒輔車の關係に在りとは支那人が口癖せに言ふ所である、支那に於ける日本の特殊利益とは支那に對する日本の特別なる利害關係にして、其特別なる利害關係とは唇齒輔車の關係を指すものであると説明したらば支那留學生にも好く分つたであらう。今日猶ほ當年の支那留學生と同じく支那に於ける我特殊利益を實物視するの論説を見るとは意外である。

### 第三節 日米共同宣言の廢止と我特殊利益

大正十二年四月下旬我輩は任地巴里へ歸任の挨拶のため外務大臣を霞ヶ關に訪問した時意外なる事を聽かされた。夫は近頃米國政府より石井、ランシング協定を將來效力なきものと致し度しとの強き希望を申し出られたから政府は終に之を承諾したとの事であつた。我輩は當時歸朝中で



宣言廢止  
は徒耳に  
本

あつたが、協定廢止の交渉中は何も知らずに経過し、廢止後に至つて始めて之を耳にしたのであつた。殊に我輩は歸任の時日が迫つて居つた際でもあるし、又今となりては後の祭如何ともすべからざる事と見て取り黙して何事も言はなかつたが、俗に石井、ランシング協定と言はれた日米共同宣言は斯くして米國共和黨政府の希望に因りて暗に葬られたのであつた。

日米共同宣言廢止の交渉は如何にも不可解である。世人や、もすれば日米協定は華府會議で廢止せられたものと思惟する様だがそれは間違であつて事實は同會議より一年程たつた大正十二年四月十四日である。國務卿ヒュウズ氏と埴原大使との間に取換はされたる公文の内容は左の通である。

軍備制限ニ關スル華盛頓會議ニ依リ到達セラレタル了解ニ鑑ミ日本國及亞米利加合衆國政府ハ千九百十七年十一月二日ノ石井、ランシング交換公文ハ廢棄セラレ且今後效力ナキモノト見做スコトニ合意ス

宣言廢止  
は無意味

日米共同宣言には第一に支那に於ける日本の特殊利益、第二に支那の領土保全、第三に支那に於ける商工業上の門戸開放機會均等主義が宣言せられてある。協定廢止と言ふても、まさか右三項とも廢止を意味する譯ではあるまい。宣言の第二及第三は米國としては一八九九年共和黨政

府のヘイ國務卿が始めて提唱したところに係り、其の後彼國の對支外交の樞軸として居る所である。日本としても單り米國とのみならず、英、佛、露等の政府とも約言したる所であるから、今之を米國との間のみで廢止し得べき筋合でなく且つ事體自身が廢止してはならぬ性質のものである。畢竟第一の宣言事項たる支那に有する日本の特殊利益を米國政府が承認したる事だけを廢止したものであらねばならない。然るに日本の支那に有する特殊利益は前に繰返し述べた通り天然の地勢より來る實在の状態を描出したるまでであつて、此利益は米國より與へられたものではない。ランシング氏と我輩は言はば寫眞師の役を勤めたに過ぎない。出來上つた寫眞が今の米國人の氣に入らぬからとて其の陽畫を打ち壊はしても陰畫は残つて居る。陰畫まで打ち壊しても實物は猶ほ其所に儼存するを奈何せんである。重ねて言ふ、日本の支那に有する特殊利益は元來他國の承認を必要とはしないのであつた。然し必要ならざる承認も時に取つて有益な事がある。米國の我特殊利益承認は即ち其の場合である。死兒の齡を彼此言ふは愚痴であるが日本の支那に有する特殊利益は死兒ではない。ランシング、石井協定が廢止せられても日本の特殊利益は儼として其所に存在する。日本が支那に有する特殊利益は國際協定に依つて創設せられたものでもなければ廢止の目的物となり得べきものでもない。

## 第七章 國際聯盟

## 第一節 新歐羅巴と新世界

我輩が初めて駐佛大使として赴任したのは明治四十五年六月であつた。在任三年半にして歸朝し、其後五個年を経て大正九年十月再び駐佛大使兼國際聯盟理事會帝國代表として巴里に着任して見ると、歐洲の政界及外交界が此短き年月の間に全然豹變して居つたのに一驚を喫した。前任時代の歐洲の天地は氷炭相容れざる二個の陣營に分たれて居つて、政治家の論調は過度に激昂し、愛國的を超えて挑戰的であり、外交談判も陣幕の裡に行はるるの觀があつた。夫より僅か五年後の歐洲は大戦後の困憊其極に達し、鰥寡孤獨は途に滿ち、民衆塗炭の苦惱は戰勝國も戰敗國も殆んど一律であつた。國債に悩む政府と納税に苦む國民とは共に戰爭に愛想を盡かし、平和渴望の氣分は全歐に瀰漫して居つた。外交談判も亦陣幕を離れ、圓卓を圍むで行はるる様になり、政客の談論も著しく平和的の傾向を示した。觀じ來れば茲に新歐羅巴が生れ來たのであつた。雖て瑞西ヂェネバ府に赴き國際聯盟理事會及第一回總會に列しては更に新奇なる現象に接した。參列各

新歐羅巴の誕生

新世界の發現

員の胸中に溢れる愛國心は連日接觸の餘り自ら銳角が削られて圓満となり、態度は和衷的に討論は妥協的と化して來た。總じて戰爭は罪惡視せられ、平和は心より歓迎せられた。念へば茲には新歐羅巴ならで新世界が發現したのであつた。歐洲大小國の首相外相等は何れも平和の信者となり、相率ゐて此新世界の平和殿に巡禮者として集つた。我輩も此巡禮に加はりては間もなく熱心なる信者の一人となつたのである。

國際聯盟は未曾有の世界大戦争より生れ來り、忽ちにして全世界に平和の曙光を放つた。聯盟の鎮座するヂェネバ府は世界平和の靈地となり利己、排他、弱肉強食の製造品は此新世界に輸入を禁止せられ、四海兄弟、共存共榮の義聲は此新世界を風靡し、平和の新動力は靈地より起りて世界の僻隅にまで波及することとなつた。聯盟生れて僅に十年だが桁檀は二葉より香しく、訴へ出たる大小國際紛争は悉く平和的に解決せられ、更に進むでは世界に向つて平和の觀念を鼓吹し輿論を醸成せしめ、其功績は業已に偉大なるものがある。我輩は國際聯盟協會の需に應じ、其機關雜誌たる「世界と我等」の昭和三年一月號に一文を寄せて聯盟の既往の功績と將來の抱負とを世上に紹介したことがある。其謂ふ所は國際聯盟に對する我輩の溢らざる信條であるから左に之を轉載して見よう。

「デ・ネバの空氣」

(一) 國際聯盟創立以來茲に滿八年を経過したが此間聯盟が着實にして穩健なる進歩發達を遂げつあるのは國際平和のため深く賀すべき所である。世間の人は聯盟の行動につき兎角其外面に表はれたる事績のみを視る様に思はるる節がある。余は茲に聯盟の心的方面に於ける事業及成果に就き世人の注意を喚起したい。

(二) 聯盟は一方に於て眼前に起れる國際紛争を平和的に解決することを努め來りたると同時に、他方に於て國際平和の觀念を鼓吹し勸奨するに苦心し努力し來たつたのである。此の心的方面に於ける開拓の成果は外面的に收め得たる聯盟の成績よりは一層重要なものであると謂ふに余は躊躇しないのである。

(三) 世界大戰の教訓に深く動かされたる國際平和の風潮は、世界の各方面よりデ・ネバに吹き集まり凝結して茲に所謂デ・ネバの空氣を作つた。此空氣は一夜作りには出來ない。平和慾の醗酵には相當の時が要る。其醗酵物が世界各方面より海を渡り山を越えてデ・ネバに集まり聯盟の之を採拾し之を醸造して出來たものが即ちデ・ネバの空氣と稱せらるるものである。此空氣は軍事的野心を防歴し戰爭低氣壓を緩和するの特效を有す、國際紛争をデ・ネバのレ

ンズに懸けたる光景は實に異彩を放つものである。平和の光線は堅白異同の辯を突き透して正邪曲直の所在を照すものである。之は余が既往七年間親しく聯盟に従事し、デ・ネバの雰圍氣に生活して得たる直感である。

(四) ロカルノ條約はデ・ネバの空氣の産みたる靈兒に外ならない。

(五) ロカルノ條約は能く之を吟味すればする程其效果の偉大なるを見出すのである。抑國際紛争の平和的解決には仲裁裁判の應訴義務を認むることが最良の方法たることは何人も唱導する所であるが、此義務を認むるには非常なる決心を要し、而も其決心を取るためには又非常なる勇氣と果斷とを要するのである。ブリアン氏が佛國の輿論を指導し、ストレーゼマン氏が獨逸の夫を指導し、終に佛獨の間に仲裁裁判の應訴義務を或程度に認むるに至つたのは實に國際平和促進上驚異すべき發展と謂はなくてはならない。若し此が南米の一國例へはブラジルと歐洲の一國例へば瑞西との間の條約とすれば斯る條約は餘りに平和促進劑とはならない、と云ふものは此等の國の間には政治上から見ても地理上から見ても重大なる國際紛争の起り様はない實際であるから、随つて如何なる條約でも何等の犠牲なしに何等の苦心なしに締結し得る譯である。斯る事情の下に成立したる條約は他國の模範となすに足らないのである。

之に反し佛蘭西と獨逸との如き、何れも世界の強大國而も接壤國にして絶えず重大なる紛擾續出の歴史を有する、兩國間に義務的仲裁裁判の條約が出来上りたるは、これ即ち一種の不戰條約の實現にして他國に取りては何よりの好模範となるべきものである。重て言ふ佛獨間の義務的仲裁裁判を登記せるロカルノ條約は國際平和促進上一大劃期的慶事である。宜なる哉ノーベル平和冠はチエムバレンを加へてブリアン、ストレーゼマン三氏の頭上に飾られたのである。氷炭相容れずと考へられて居つた佛獨間に如何なれば斯る條約の成立が可能となつたか。今其の徑路を辿つて見れば其所には國際聯盟が既往七年間陰忍して扶殖し養成し來つた所の平和の觀念即ちチエネバの空氣を見るのである。聯盟の蒔いた種子にチエネバの空氣が肥料となり終にロカルノ條約を産み出したのである。チエネバの空氣は佛獨間の低氣壓を平げて其の間にロカルノ條約を産んだが、此空氣は單に佛獨間のみにあらず世界各方面に向つて平和の光線を放ち出し、今や聯盟の傘下にバルカンのロカルノやバルチックのロカルノが孵化せられつつあるの觀がある。近頃は又太平洋のロカルノを口にするものが出て來たのを見てはチエネバの空氣が如何に廣汎無邊の功德あるかを察するに足る譯である。

初に述べた通りチエネバの空氣は國際平和の世界の叫びがチエネバに集まり、茲に凝結して出來たものであるが平和慾の求心力に依つて出來た此空氣が今や遠心力を發揮してチエネバより世界の各方面に向つて野心戦争の低氣壓を防禦すべき平和促進の高氣壓を放射するに至つたのである。」

宜なる哉我大正天皇陛下はヴェルサイユ條約御批准に際して「平和永遠の協定新に成り國際聯盟の規模斯に立つ是れ朕が中心實に欣幸とする所なり」と仰せられ臣民に對しては「萬國の公是に循ひ世界の大經に仗り以て聯盟平和の實を擧げむことを思へ」との聖訓を給はつた。此の有難き勅命を遵奉するは聖意に副ひ奉る所以なると同時に新世界の誠實なる良民たる所以でなければならぬ。

## 第二節 聯盟の發達及現狀

國際聯盟は當初ヴェルサイユ平和條約に署名したる米國、英吉利、佛蘭西、伊太利及日本の主たる同盟聯合國以下三十二國及後に至り聯盟の招請に依つて加盟したる亞爾然丁、智利、和蘭、西班牙以下十三國より成り、合せて四十五國を數へた。其後聯盟規約に基き申込に因つて加盟したるアルバニア、ブルガリア、澳太利、フィンランド、ルクセンブルグ、エストニア、リチニア